

令和3年第2回定例会

# 西川町議会会議録

令和3年 6月7日 開会

令和3年 6月14日 閉会

西川町議会

令和三年

第二回〔六月〕定例会

西川町議会議録

令和三年

第二回〔六月〕定例会

西川町議会議録

## 令和3年第2回西川町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月7日)

議事日程.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議会諸報告.....	4
行政報告.....	5
議案の上程.....	10
提案理由の説明.....	10
人事案の審議・採決.....	13
散会の宣告.....	14

### 第 2 号 (6月8日)

議事日程.....	15
出席議員.....	16
欠席議員.....	16
説明のため出席した者.....	16
事務局職員出席者.....	16
開議の宣告.....	17
一般質問.....	17
荒木俊夫議員.....	17
佐藤仁議員.....	35
佐藤耕二議員.....	52

菅野邦比克議員.....	66
佐藤光康議員.....	83
散会の宣告.....	100

### 第 3 号 (6月11日)

議事日程.....	101
出席議員.....	102
欠席議員.....	102
説明のため出席した者.....	102
事務局職員出席者.....	102
開議の宣告.....	103
一般質問.....	103
大泉奈美議員.....	103
伊藤哲治議員.....	118
散会の宣告.....	134

### 第 4 号 (6月14日)

議事日程.....	135
出席議員.....	136
欠席議員.....	136
説明のため出席した者.....	136
事務局職員出席者.....	136
開議の宣告.....	137
日程の追加.....	137
報告第2号.....	137
報告第3号.....	140
報告第4号.....	141
報告第5号.....	141
報告第6号.....	142
議案の審議・採決.....	144

請願の審査報告.....	1 8 2
議員派遣について.....	1 8 3
閉会中の継続調査申出.....	1 8 3
日程の追加.....	1 8 3
意見書の提出について.....	1 8 4
閉議・閉会の宣告.....	1 8 5
署名議員.....	1 8 7

令和 3 年 6 月 7 日

## 令和3年第2回西川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年6月7日(月)午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会諸報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案の上程
  - 同意第2号 西川町農業委員会委員の任命について
  - 議第32号 町道路線の廃止及び認定について
  - 議第33号 財産(スクールバス)の購入について
  - 議第34号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
  - 議第35号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第2号)
  - 議第36号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
  - 議第37号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 人事案の審議・採決
  - 同意第2号 西川町農業委員会委員の任命について

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院長	須貝昌博	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歡那	君			

開会 午前 9時30分

#### 開会の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年西川町議会第2回定例会を開会します。

#### 開議の宣告

古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

#### 会議録署名議員の指名

古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、7番、佐藤耕二議員、8番、佐藤幸吉議員を指名します。

#### 会期の決定

古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から6月14日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月14日までの8日間と決定しました。

## 議会諸報告

古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

5月17日、村山地方町村議会議長会の定例総会が朝日町で開催されました。

総会では、令和2年度事業及び決算が報告され、令和3年度の事業計画及び予算が決定されました。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、地方議会が持つ立法機能、行政監督機能、さらには財政機能を有効に活用し、執行機関との協調性を図り、村山地方7町議会が緊密に相互連携し、住民に信頼され、存在感のある議会運営を図り、地域振興に寄与することが決定されました。

また、総会の席上、伊藤哲治議員、佐藤幸吉議員、佐藤耕二議員の3名が、これまでの議員活動の功績をたたえられ、村山町村議会議長会より表彰を受けられております。今後のますますのご活躍をご祈念申し上げます。

5月31日には、山形県町村議会議長会並びに市議会議長会主催の知事を囲む市町村自治振興懇談会が山形市で開催されました。

懇談会では、吉村美栄子知事から、新型コロナウイルス感染症については引き続き市町村と緊密に連携し、感染防止対策の取組を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症を契機とした急速なデジタル化の進行や、東京一極集中からの分散化などの変化をしっかりと捉え、オンライン等による様々なアプローチにより関係人口の拡大を図り、山形ならではの幸せを育ち、幸せな暮らしを実現していくとの挨拶がありました。

その後、小林剛也企画創造部長から、新型コロナウイルス感染症対策に係る山形県の取組、第4次山形県総合発展計画に基づくこれからの県づくり、令和3年度の主要施策について、令和3年度の県政運営の説明をお聞きしました。

また、意見交換において各地域より6項目の要望が出され、活発な意見交換が交わされたところであります。

6月1日には、山形県町村議会議長会の臨時総会が川西町で開催されました。

総会では、令和2年度決算が報告され、承認されました。また、新たな役員の選任が行わ

れ、会長に鈴木君徳大蔵村議長が選任され、副会長に阿部為吉朝日町議長が再任、鈴木幸廣川西町議長、佐藤栄市三川町議長が選任されました。

会議では、各地方町村議会議長会から提出された国及び山形県への要望事項として9議題を確認し、その実現に向けた実行運動方法などが決定されました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、5月19日に開催予定でありました山形県町村議会議長会正副議長全国研修会は中止、また、5月24日には開催予定でありました西村山議長協議会総会も中止となっております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種が進んでいるとはいえ、まだまだ収束が見えない状況にあり、議会といたしましても、今後とも継続してその対策、対応について取り組んでいく所存であります。

以上、議長報告といたします。

以上で議会諸報告は終わりました。

#### 行政報告

古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和3年第2回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、令和2年度各会計の収支決算見込みについて申し上げます。

各会計の収支残高につきましては、お配りしました決算見込額の表のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

一般会計の収支残高は約3億8,800万円ですが、このうち令和3年度に繰越明許費の財源として3,828万5,000円を繰り越した後の実質収支は3億4,986万円ほどと見込まれ、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定による剰余金の処分として財政調整基金に2億円の積立処分を行い、残り約1億4,986万円は令和3年度に繰越しを行う予定であります。

なお、令和2年度末の財政調整基金と減債基金の基金残高であります。財政調整基金12億6,800万円、減債基金8億7,600万円となっております。

次に、令和2年度町税関係の収入見込みについて申し上げます。

現年度普通税調定額は7億4,035万9,624円、収入済額は7億3,578万6,293円で、収納率99.38%と前年度の収納率と比較して0.08ポイント増の見込みになっておりますが、依然として高い収納率を維持しているところであります。

また、国民健康保険税の現年度調定額は7,176万400円、収納済額は7,115万7,633円で、収納率99.16%と前年度と比較して0.42ポイントの増、後期高齢者医療保険料は収納率は100%となる見込みであります。

いずれの税目でも高い収納率を得ることができましたことは、町民の皆さん、会社関係の皆さんの納税に関する特別なご理解とご協力をいただいたたまものであり、深く感謝申し上げます。

なお、令和3年度に繰り越す滞納繰越額につきましては、普通税1,594万2,126円、国民健康保険税338万250円及び介護保険料14万6,400円の計1,946万8,776円となる見込みであります。

経済動向といたしましては、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を受けており、本町の税を取り巻く状況は将来の見通しが困難な厳しいものがあります。つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた税の猶予や減免などへの対応を進めるとともに、厳しい経済情勢の中ではありますが、納税意識の高揚や徴収活動をなお一層努力していく所存でありますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、各税目の収入見込額一覧表を配付いたしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に、令和2年度西川町水道事業会計の決算見込み状況について申し上げます。

水道事業収益については、税抜で1億9,769万5,791円、うち給水収益は1億2,027万1,364円と対前年度比0.6%の減となりました。

水道事業費用につきましては、税抜きで1億9,864万1,749円、対前年度比2.4%の増となり、当期純損失としては94万5,958円を計上したところであります。

資本的収入につきましては、県補助金1,236万6,000円、一般会計出資金1,082万4,000円、工事負担金176万5,500円、企業債2,540万円を合わせて5,035万5,500円であり、資本的支出につきましては、委託料は志津浄水施設実施設計業務委託及び水源涵養整備立木調査委託で

800万8,000円、工事請負費は大井沢地区石綿セメント管更新工事等で5,661万4,030円、固定資産購入費は量水器等で189万5,520円、リース債務支払い額266万9,167円、企業債償還金4,016万1,163円、計1億934万7,880円であり、資本的収入が資本的支出に不足する額5,899万2,380円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額604万7,049円、過年度分損益勘定留保資金5,294万5,331円で補填したものであります。

次に、令和2年度西川町立病院の経営状況について申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の一年となり、患者数の減少に起因する医業収益の減収など、病院事業において多大な影響がありました。

初めに、患者数の状況についてですが、入院患者数6,405人で、対前年度比457人の減、外来患者数が1万9,446人で、対前年度比3,481人の減となりました。

次に、決算見込みであります。医業収益は対前年度比9.1%の減、医業外収益は3.9%の増となり、収益合計が6億5,856万3,000円、対前年度比2,608万4,933円、3.8%の減となる見込みであります。

一方、費用については、医業費用が0.4%の増、医業外費用が4.8%の増であり、費用合計で7億808万3,240円、対前年度比711万3,422円、1.0%の増となる見込みで、一般会計から2億7,000万円の繰入れを行ったところであります。その結果、当年度純損失として4,952万240円を見込むこととなったところであります。

資本的収入につきましては、医療機器購入に係る国保調整交付金386万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策補助金899万1,000円、一般会計出資金300万円を合わせて1,585万9,000円であり、資本的支出については、医療機器等購入費3,137万9,810円、病院施設整備費286万円、企業債償還金1,466万4,028円の計4,890万3,838円であり、資本的収入が資本的支出に不足する額3,304万4,838円は、当年度消費税及び地方消費税収支調整額28万480円、過年度分損益勘定留保資金3,276万4,358円で補填したものであります。

なお、一般会計繰入れ前の実質欠損金は3億1,952万240円で、対前年度比3,319万8,355円、11.6%の増となる見込みであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の状況であります。従来株から感染力や重症化リスクが高いとされる変異株への置き換わりが進んでいるようであります。村山地域におきましては、部活動や飲食に起因するクラスターが発生するなど、依然として感染が拡大傾向にあり、特別警戒レベル4の状態が続いております。

本町関連では、4例目の陽性感染者が確認され、5月13日の確認事例の公表を受け、直ちに新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、基本的な感染予防対策の徹底や感染が多い地域との往来、特に会食については慎重に対応することなどを確認し、防災行政無線などで注意喚起を行ったところであります。

次に、新型コロナワクチンの接種の状況についてであります。医療従事者に対する優先接種につきましては、6月4日までに91名の対象者に2回のワクチン接種が完了したところであります。

65歳以上の高齢者の優先接種につきましては、現在2,157名の方が町内でのワクチン接種を希望されております。

ワクチンの接種状況であります。ファイザー社製の65歳以上の高齢者向けのワクチン1箱195瓶、975回分を5月1日に受領し、6日、7日にケアハイツ西川の入所者から接種を始めまして、10日から21日までに町立病院と保健センターにおいて集団接種を行いました。これまで844人に1回目の接種を行い、21日に2箱目のワクチンを受領し、27日目から2回目の接種を行っているところであります。

次に、西川町飲食店等商品券の執行状況について申し上げます。

西川町飲食店等商品券について、5月31日で使用期限を迎えましたので、6月2日時点の執行状況についてご報告を申し上げます。

発行金額の合計1,511万1,000円に対して、換金額が1,059万750円で、換金率は70.12%となっております。なお、商品券の取扱事業者の換金期限が6月30日までとなっておりますので、今後、換金額が増えることとなります。

次に、西川町産サクランボの凍霜害状況について申し上げます。

今年4月に発生した凍霜害により、県内の広範囲でのサクランボ等の枯死被害が発生しましたが、本町のサクランボにつきましても、4月10日、11日、15日に低温・降霜があり、佐藤錦では20から60%、紅秀峰では40から80%程度の雌しべの枯死が発生しており、町内の作柄調査では、佐藤錦・紅秀峰ともに例年の収穫量の約半分程度となることを見込まれております。

今後、県・JA等との連携を図りながら、栽培管理の徹底や災害対策事業の充実・検討を図り、被災農業者の営農意欲低下の防止と農業生産性の維持・向上を図ってまいりたいと存じます。

次に、山形県町村会の総会並びに会長交代についてご報告申し上げます。

5月17日、山形市の山形県自治会館において、山形県町村会の総会が開催されました。

総会では、地方創生の推進や町村財政基盤の確立、新型コロナウイルスの感染抑止と経済回復の両立などを令和4年度施策に反映するよう、国に求める提案をまとめました。

また、任期満了に伴う役員改選では、原田眞樹庄内町長が会長を退き、後任に原田俊二川西町長を選出いたしました。さらに、再任の鈴木浩幸朝日町長をはじめ、3人の副会長を選任したところであります。

次に、令和3年度仁田山放牧場の放牧状況について申し上げます。

今年度入牧に向けて、5月上旬からの入牧準備も順調に進み、6月4日に仁田山放牧場におきまして入牧式を行いました。入牧作業時には、県中央家畜保健衛生所、さがえ西村山農業協同組合など、関係機関の皆さんのご協力をいただいたところであります。

当日の入牧頭数は、乳用牛2頭、肉用育成牛17頭、肉用繁殖牛2頭の計21頭で、うち西川町内の牛は17頭となっております。今後、途中入牧頭数は9頭と予定をしております、最終的な総放牧頭数は30頭となる見込みであります。10月下旬を下牧予定としております。

次に、昨日行われました東京2020オリンピック聖火リレーについてご報告申し上げます。

本町は、山形県内のスタート地点として、町民体育館前の駐車場に設けられたステージにて午前8時から出発式が行われ、初めに岩根沢太々神楽保存会による猿田彦の舞の演舞が披露されました。

最初の聖火ランナーは、2004年アテネオリンピックに出場した本町出身の寺本美由希さん、旧姓、白田さんであります。寺本さんが持つトーチへと聖火が点火され、岩根沢太々神楽保存会のほら貝の合図により、聖火は西川小学校5年生のサポートランナーとともにスタートいたしました。

その後、聖火は8名のランナーの手によって到着式会場の役場駐車場へとリレーされました。途中の沿道では、聖火を一目見ようと多くの町民の方々が観覧されておりました。到着式会場では、西川小学校6年生による西川小太鼓が鳴り響く中を、最終ランナーと西川小学校5年生のサポートランナーが到着し、無事に聖火リレーは終了したところであります。

実施に当たりましては、町消防団、町交通安全協会連合会、町スポーツ推進委員会、中学生ボランティアサークルカラス、公募によるボランティアの方など、早朝からの業務にもかかわらず、100名に近い多くの町民の方々よりご協力をいただきましたことに厚く感謝申し上げます。

以上を申し上げます、6月定例会の行政報告といたします。

古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

#### 議案の上程

古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第2号 西川町農業委員会委員の任命について、議第32号 町道路線の廃止及び認定について、議第33号 財産（スクールバス）の購入について、議第34号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について、議第35号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第2号）、議第36号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第37号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7議案を一括上程いたします。

#### 提案理由の説明

古澤議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第2号につきましては、西川町農業委員会委員の任命についてであります。

西川町農業委員会委員、佐藤澄子は令和2年12月31日をもって辞任したため、その後任に荒木桂子を任命するため提案するものであります。

荒木さんは吉川にお住まいで、さがえ西村山農業協同組合女性部長を務められております。

議第32号につきましては、町道路線の廃止及び認定についてであります。

みどり団地第2期造成事業に伴い起点を変更するため、町道路線の廃止及び認定をする必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものであります。

議第33号につきましては、財産（スクールバス）の購入についてであります。

スクールバスを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

議第34号につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第35号につきましては、令和3年度西川町一般会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億297万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,410万8,000円といたすものであります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策の経費並びに急を要する事務事業の経費に係る補正、さらには地方債の変更であります。

歳出から申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正につきまして申し上げます。

第1款議会費につきましては、西川町議会テレワーク及びペーパーレス環境構築事業委託料334万6,000円を追加するものであります。

第2款総務費につきましては、オンライン会議などの際に使用するバックシートパネルスタンド購入費20万7,000円、役場第2庁舎でのオンライン会議の際に使用する大型モニター等購入費33万3,000円、総合交流促進センター、水沢温泉館及び大井沢温泉館の検温モニター購入費101万2,000円をそれぞれ追加し、155万2,000円を追加するものであります。

第3款民生費につきましては、65歳未満の方に対するPCR検査業務委託料67万5,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費385万円をそれぞれ追加し、452万5,000円を追加するものであります。

第7款商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策基金利子積立金1,000円を追加するものであります。

第10款教育費につきましては、西川小学校及び西川中学校のZoom使用料4万4,000円、東京2020オリンピックホストタウン等に係る新型コロナウイルス感染症予防対策事業費2,704万6,000円、西川小学校調理室の手洗い器取替工事請負費48万3,000円をそれぞれ追加し、2,757万3,000円を追加するものであります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総額3,699万7,000円を追加するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後ワクチン接種が進んでいく中で感染状況の動向を注視し、町民の皆さんの生活状況や町内の経済状況などを踏まえながら、

必要に応じて補正予算を編成いたしてまいりたいと考えております。

次に、主な急を要する事務事業に係る補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、町有地の売払い及び売買に伴う地元配分金186万7,000円を追加するなど、363万6,000円を追加するものであります。

第3款民生費につきましては、介護保険特別会計事務費繰出金40万7,000円を追加するなど、49万5,000円を追加するものであります。

第4款衛生費につきましては、保健センター清掃業務委託料13万2,000円を減額するものであります。

第6款農林水産業費につきましては、農作物等災害対策事業補助金536万6,000円を追加するなど、594万1,000円を追加するものであります。

第7款商工費につきましては、姥ヶ岳公衆トイレ壁面及び基礎修繕工事請負費29万9,000円を追加するなど、39万3,000円を追加するものであります。

第8款土木費につきましては、管理不全空き家応急措置工事請負費328万6,000円を追加するなど、337万5,000円を追加するものであります。

第9款消防費につきましては、防災行政無線蓄電池交換業務委託料46万9,000円を追加するものであります。

第10款教育費につきましては、一般コミュニティ助成事業助成金240万円を追加するなど、584万9,000円を追加するものであります。

第11款災害復旧費につきましては、融雪災害復旧工事請負費195万円、町道濁又線地滑り災害復旧工事に係る測量調査解析、設計業務委託料4,000万円、災害復旧事業査定資料作成業務委託料400万円をそれぞれ追加し、4,595万円を追加するものであります。

以上のとおり、急を要する事務事業に係る経費といたしまして総額6,597万6,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、第9款地方特例交付金1,080万円、第14款国庫支出金1,607万3,000円、第15款県支出金3,246万6,000円、第16款財産収入207万5,000円、第19款繰越金4,747万3,000円、第20款諸収入568万6,000円、第21款町債230万円をそれぞれ追加し、第1款町税1,390万円を減額するものであります。

地方債の変更につきましては、子育て支援医療給付事業の限度額1,010万円を1,060万円に、総合がん健診事業の限度額2,050万円を2,200万円に、観光推進機能強化事業の限度額930万円を960万円にそれぞれ変更するものであります。

議第36号につきましては、令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,483万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、第1款総務費に、制度改正に伴う要介護認定用読み取りソフトのシステム改修委託料40万7,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、システム改修に伴う一般会計繰入金40万7,000円を追加するものであります。

議第37号につきましては、令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入の予定額に企業債370万円を増額し、総額1億461万7,000円とし、支出の予定額に大井沢地区導水管布設替工事費376万2,000円を増額し、総額を1億7,597万5,000円といたすものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 人事案の審議・採決

古澤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第2号 西川町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第2号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

散会の宣告

古澤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時12分

令和 3 年 6 月 8 日

令和3年第2回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年6月8日(火)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歡那	君			

開議 午前 9時30分

#### 開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

#### 一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

#### 荒木俊夫議員

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

〔1番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

1番（荒木俊夫議員） おはようございます。1番、荒木俊夫です。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に日々対応されている医療、福祉、教育関係者の方々、感染症対策と経済対策に取り組まれているの方々、そして予防対策に努めていられる町民の方々に感謝を申し上げたいと思います。

昨日7日現在の県内の新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、感染者の累計が1,999人、町内では4人でございますけれども、入院患者数が70人、うち重症者が3人、宿泊療養が6人、自宅療養が18人、入院調整中が2人、死者が45人というふうになっており、65歳以上の高齢者のワクチン接種状況につきましては、県内ですけれども、6日現在で1回目が終わった方が10万4,738人、29.2%、接種率ですね。2回目が2万1,294人、接種率5.9%、こういった状況になっております。

東京オリンピック・パラリンピックの開会が近づく中、現在も世界で猛威を振るう新型コ

コロナウイルスについては、ワクチン接種も積極的に実施されておりますが、より感染力や重症化リスクの強い変異株に置き換わろうとしております。今後も長期的な対策が必要であります。

今回は、感染予防、防止、抑制対策、経済対策を中心に、新型コロナウイルス感染症対策について質問をいたします。

質問1です。感染症の対策について質問いたします。

1つが、町民の方々の日常生活、学校や保育園、福祉施設での生活や飲食店、宿泊施設等における活動について、どのような対策を講じていくのか。

2番目として、高齢者の方々からワクチン接種が開始されておりますが、今後のワクチン接種計画について、これについては昨日、全員協議会でもご説明をいただきましたけれども、この通告をしたのが19日前でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3番目としまして、これから梅雨、また台風の季節となります。昨年7月豪雨は当町にとって大きな被害をもたらしました。新型コロナウイルス感染症対策と避難対策について、どのように対策をされるのか質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

令和2年3月31日に山形県内で初めて新型コロナウイルスに感染された方が確認されてから1年以上が経過しました。これまで約2,000人の方の感染が確認され、死亡された方は40人を超えておまして、亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。

さらに、今春からは県内でも従来株から、感染力や重症化リスクが高いとされる変異株への置き換わりが進んでいるようでありまして、村山地域では高等学校の部活動や飲食に起因するクラスターが発生するなど、依然として収束が見通せず、特別警戒のレベル4の状態が続いています。本町では、現在、一日も早い収束に向けてワクチン接種の円滑な実施に努めているところであります。

それでは、質問1のご質問にお答えいたしますが、初めに感染症対策についてであります。

日常生活につきましては、町民の皆さんには、お知らせや防災行政無線などによる感染予防対策の周知徹底を呼びかけておまして、学校については、教育活動を継続して児童・生徒の学びを保障するために、基本的な感染防止対策であるマスク着用、手洗い、消毒、換気、

身体的距離の確保等の新しい生活様式を徹底し、併せて児童・生徒や職員の朝の検温、密な状態を避けるため、人数の多い学級は可能な限り1学級を2つに分け、少人数で授業や給食を行うなどしております。

特に、今年4月の山形県の緊急事態発出以降、変異ウイルスに伴う感染が拡大しつつある状況においては、保護者の皆さんの健康状況の把握にも一層配慮し、保護者の方などが入校される際は、体調、行動歴をチェックした確認票の提出をお願いしておりまして、また5月には感染レベルに応じた対応を明確にした学校の行動基準を教育委員会から示し、迅速な対応を促しております。

なお、西川小学校の昇降口の検温では、西川町ライオンズクラブから寄贈いただきました非接種型の検温器を有効に活用させていただいており、感謝申し上げます。

福祉施設につきましては、社会福祉法人西川保健福祉会が経営するケアハイツ西川や株式会社テイクオフが経営するケアセンターとこしえなどとは、これまでも施設での対応状況について連携してきており、それぞれの施設とともに検温や消毒を徹底した感染症対策を行っているところであります。

飲食店や宿泊施設につきましては、事業所用の対策マニュアルの作成、実施状況のチェック、コロナ対策宣言店等のプレートの作成、配付、各種ポスター制作時に新型コロナに負けない宣言のロゴの記入、持続化補助金を活用した感染予防対策への支援、弓張平入り口での検温及び問診を行っており、さらに今年度も町内の事業者を支援するための支援チームを結成し、新たに始まった山形県新型コロナ対策認証制度の普及、小規模事業者持続化補助金による感染対策の支援の周知など、事業に関わる皆さんの感染防止対策を講じております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の対応についてであります。医療従事者の皆さんに対する優先接種については、6月4日までに91人の対象者の方に2回のワクチン接種が完了したところでありまして、2,157の方が町内でのワクチン接種を希望されており、65歳以上の高齢者の皆さんに対する優先接種については、ファイザー社製の65歳以上の高齢者向けのワクチン、1箱195瓶を5月1日に受領し、5月6日及び7日にケアハイツ西川の入所者の皆さんから接種を始め、5月10日から21日まで、町立病院と保健センターの2か所において集団接種を行いました。

これまで844人に1回目の接種を行い、5月21日に受領したワクチン1箱により、27日から2回目の接種を行っているところであります。

6月4日には、ワクチン2箱を受領しますので、未接種の65歳以上の皆さんに6月14日か

ら第1回の接種を行い、7月中に65歳以上の方の2回目の接種を完了する予定であります。

その後の優先接種者の皆さんに対する接種につきましては、5月30日に発表されました政府方針で、基礎疾患のある方を優先との原則は維持した上で、疾患のある方と疾患のない方の接種を同時並行で進めることを可能とするなど、自治体の柔軟な対応を認めるとの方針が示されましたので、本町でもワクチン接種の現状を分析し、他市町村の情報も収集しながら、実効的な方法を検討してまいります。

次に、災害時の避難所における感染症対策についてであります。内閣府では令和2年4月、各都道府県に避難所の感染症対策を講ずるよう、2回にわたり通知を発出しております。通知には、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家などへの避難を検討すること。避難所の健康状態の確認について、避難所への到着時に行うことが望ましいこと。避難生活開始後、定期的に健康状態について確認すること。発熱、せきなどの症状が出た方のための専用のスペースを確保すること。発災時には、政府としても感染症対策に必要な物資、資材の供給等、必要な支援を行うことなどが記載されております。

また、山形県でも、内閣府の通知等を受けて、令和2年5月に山形県避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定しておりまして、本町では県のガイドラインに基づき、コロナ禍での避難のポイント及び避難行動判定フローチャートを作成し、令和2年6月24日の区長会議、7月1日の町内会長会議で説明、協議を行い、7月1日のお知らせで全戸配布したところであります。

コロナ禍での避難のポイントとして、避難所の密を極力避けるために、また避難所での感染を防ぐために、次の5項目を掲げております。

1つ目は、ハザードマップで自宅が土砂災害警戒区域内かを確認し、区域内の方を中心に避難することを考える。

2つ目は、避難場所は、指定避難所以外の安全な場所や親戚宅、友人宅なども考える。

3つ目は、外への避難が困難な場合は、自宅内の2階など崖から離れた安全な部屋や場所へ避難することも考える。

4つ目は、避難所へ避難する際は、マスク、消毒液や石けん、体温計を携行する。

5つ目は、避難する前に体調チェックを行う。

以上の5項目であります。避難行動判定フローチャートでは、避難の流れを分かりやすく表しておりまして、災害時に避難所を開設した際には、自主防災組織の皆さんと一緒に開設・運営に当たる健康福祉課及び生涯学習課の職員を中心に、コロナ禍での避難所の開設の

留意事項を徹底してまいります。

令和2年7月28日に豪雨災害が発生しまして、大井沢温泉館や西川交流センターあいべ、町民体育館岩根沢分館などに避難所を開設しましたが、その際は職員がマスクや消毒液、体温計などを持参し、自主防災組織の皆さんと協力しながら感染防止に努めたところであります。

また、令和2年度において避難所の感染予防資機材を購入、もしくは山形県から配備されたところでありますが、町では段ボールベッド及び段ボールパーティション各30セット、非接触体温計17個をそれぞれ購入。県からは、段ボールベッド付パーティション32セット、非接触体温計17個、消毒用アルコール24リットルがそれぞれ配備されたところであります。

これらの避難所用資機材に加え、日常的な感染予防資機材として、マスク約1万枚、消毒用アルコール約80リットル及びフェースシールド160枚をそれぞれ備蓄しておりまして、接触体温計を区長、地区会長に配付しているほかは、役場本庁舎及び旧水沢小学校に保管しておるところであります。

さらに、今年度は災害用毛布100枚を購入する予定でありまして、新型コロナウイルスワクチン接種が進んでいる中で、今後感染状況等を見極めながら、自主防災組織等とも協議し、感染症対策を取り入れた訓練を実施してまいりたいと考えておるところであります。

大変長くなりました。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 項目、詳細にご説明いただきまして、ありがとうございます。

町内において感染源となったところが私はないというふうに理解しておりまして、町民の皆さんが前向きに対策に取り組んでいらっしゃる、町民の我が町のいいところかなというふうに思っているところでございます。

結構ワクチン接種が進んでいるんですけども、ワクチン接種が進んでいる中においても、現在の予防対策、これをずっと続けられるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまの荒木議員の質問でございますけれども、ワクチン接種が進んでいる状況でございますけれども、当然ワクチンというものは重症化を予防するものでございまして、必ずしも感染を防ぐものでもございませぬし、あるいはウイルスキャリアを防ぐものでもございませぬので、今後とも日常生活においては3密を避ける、あるいは新しい生活様式を今後とも続けていくというふうに考えておるところでございますので、よろしくお

願いたいと思います。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 今課長がおっしゃったとおりだと思うんですね。ある国では、もう予防接種したらマスクはノーマスクだとか、いろいろこうありますけれども、やはり100%ではなくて、重症化リスクを避けるとかそういうことがあって、感染しないというわけではないので、やはり新しい生活様式、スタイルを継続していく必要があると思うので、そういった誤解を招かないように、ぜひ町民の皆さんにも周知をしていただきたいというふうに思うところであります。

先ほど説明の中にもございましたけれども、飲食店関係については、昨年9月の一般質問で、安全対策を取っている店に表示を行うべきだというふうに質問させていただいて、その後、コロナ対策宣言店ということで、各飲食店等々、配付をしていただいているようでございますけれども、ちょっと見にくいといえますか、店の中の高いところに飾ってあったり、いろいろこう飾りものではないんですけれども、できれば多くの人られる方が安心して入られる。そして、店の経営者の方が、こうやっているんだよと分かるような表示をすべきではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

土田商工観光課長 ただいまのコロナ対策宣言店というプレートについてのご質問についてお答えいたします。

このプレートでありますけれども、各飲食店が、宿泊業者も併せてですけれども、コロナ対策ということで、こういう対策をしていますというようなところを項目ごとにチェックをして掲げているということで、この対策につきましては支援チーム、役場、商工会を含めて支援チームをつくって、その支援チームで回らせていただいて、掲げるようにということなので、対策を取っていたものでございます。

そして、来店されたお客様に安心してお越しただけというようなところが目的でやったものでありますので、確かに見えるところに掲げてくださいというふうなことでお願いをして当時は回ったところではありますが、今現在で目立たないところに設置されている店もあるというふうに認識しておりますので、改めて見えるところに掲げるようにということをお願いしたいと思っております。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 今、課長がおっしゃったように、これをアピールするものですから、お客さんに、この店入ろうかどうか迷うときに安全な店だなと、安心して入ろうというようなやっぱり表示をすべきだと。することによって、店主の方も、自分たちはこういうふうに取り組んでいるんだという自負にもなるわけでございまして、ぜひ目立つようにしていただきたい。これは幾つあっても構わないと思うんで、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

今日の山形新聞の1面に、村山地域の各病院に対して、コロナ専用病床2床以上確保要請をしたというような記事が載っております。

これは緊急事態に備えて、県としても病床、特に村山地域は多いので、していきたいということであると思えますけれども、これに対して町立病院に要請があったのか、そして町立病院はどのように考えているのか、お分かりであればお答え願ひたいと思えます。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

令和3年5月21日付で村山保健所長より、新型コロナウイルス感染症対応のためのゾーニング及び新型コロナ感染症病床の確保についてということで依頼文書が届いております。現状、町立病院は昨年の11月から診療検査医療機関ということでございます。ということで、入院については重点医療機関と、あと入院の協力医療機関がするということになっておまして、当院で新型コロナウイルス感染者の入院を受け入れる状況にはないということでございます。当院の検査の中で陽性者が判明した場合でも、保健所に連絡して、あとは保健所に委ねるというようなことになっておるわけでございます。

ところが、文書によりますと、3月から4月にかけて150人以上の方々を在宅で健康観察をせざるを得ないというような状況になっているということで、村山地域の重点医療機関におけるコロナ病床の入院稼働率が80%を超えた場合、ゾーニング病床を新型コロナ病床として転用したいというような内容でございます。

このことにつきましては院内で協議をしたわけでございますけれども、協力というようなことに関しては当然理解はするわけでございますが、施設要件があるんです。施設要件が5つほどありまして、その中でまず当院と合致しないところがあって、当院では無理なのではないかというようなことでございます。それは新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、個室であり、トイレやシャワーなど、他の患者と独立した動線であるこ

とというようなことがありまして、ご存じのとおり当院は1病棟で、廊下が一直線でございます。動線を分けるというようなことは不可能でございます。この件を保健所の担当者とも連絡をいたし、協議をさせていただいたんですが、当院としては、こういったこともありまして、今回は見合わせるというんですか、協力はなかなか難しいというようなことで回答をしておるところでございます。

なお、現状、町立病院の検査の中でも陽性者はこれまでも出ていないということでございますが、万が一、院内感染が発生するということになれば、病院の機能がストップしてしまうということで、それが一番恐れなければならないような状況でございますので、そういったことも勘案して、趣旨については理解するものではございますが、当院としては、ちょっと今回についてはできないというようなことで回答をさせていただいて、保健所からも理解をいただいているというような状況でございますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 設備の状況があるので、それは受けられないところは受けられない、仕方ないというふうに思っております。

町内唯一の医療機関であります。医療も大事でありますので、感染防止を取りながら、医療の本来の業務も果たしていくということで、ぜひ町民の医療のとりでとして、町民を守っていただきたいというふうに思うわけであります。

次、ワクチンの接種についてお聞きします。

昨日、全協でこれもご説明を受けたわけですが、まずワクチン接種、7月中に高齢者の分が終わるというふうに先ほど町長からありました。それでは、65歳以上の接種と、あと65歳以下の接種、これについては、65歳以上は7月中ですか、終わるということでありますけれども、65歳以下の接種、これについてはどのような今のところ予定になっているのか。

あと、医療従事者関係については、6月4日現在で91人接種が終わったということでありまして、これ、接種率はどのようになっているのか、医療関係者の接種率。つまりどのぐらいの皆さんが打ったのか、人数でなくて率を分かれば教えていただきたいと思っております。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 荒木議員のほうから2つほど質問をいただきましたけれども、1つ目のほうの質問にお答えしたいと思います。

64歳以下の方の予防接種の見込みでございますが、先日もお話ししたとおりでございますが、現在検討中ということで、順番等々については、年齢を区切って、期間を区切ってやっ

ていくというようなことで現在検討しているところでございます。

見込みといたしましては、10月末頃をめどに終了したいというようなことで、現在計画のほうを練っている状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

古澤議長 2点目の答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 2点目の質問ということで、医療従事者の接種率というようなことだと思いますが、医療従事者につきましては町立病院職員及び町内薬局関係者、あと町内の歯科関係者ということでございますが、町立病院につきましては100%、2回接種完了いたしております。その他の医療従事者の方につきましても、申込みいただいた方については、6月4日に接種を完了しておりますので、町内従事者につきましては100%終わっているというようなことで認識をしているところでございます。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) そうしますと、対象になる方については10月末頃までには終える予定だということですね。年齢的なところがありますけれども、これが拡大されるかどうか分かりませんが、そういった意味においては10月末頃までには、一応対象となる町民については全て終わるといふふうに理解してよいのかと思います。

あと、医療従事者については100%ということで、これは住所要件は関係なしに、町内に勤めていらっしゃる方全てと考えてよいのか、町内の方で町内の医療機関に勤めている方というふうに理解していいのか、ちょっとお聞きします。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 医療従事者のワクチン接種につきましては、山形県というか、保健所が中心になってやった事業でございますので、事業所単位で考えておりますので、住所要件については関係がないといえますが、町立病院に勤務している人は他市町村から勤められている方も打っておりますので、そのようなことでご理解いただければというふうに思います。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) ありがとうございます。そうしますと、医療従事者はもう100%だといふふうに理解させていただきます。

それで、64歳以下の方の接種方法について、今検討中だということでありまして、昨日の全員協議会の中でもそのようにありましたが、現在65歳以上については年齢順で、特

定疾患を持っている方は別ですけれども、年齢順で行っているわけです。これについて、順調に進んでいるのかなというふうに思っているんですけれども、64歳以下だと仕事の間があるということで、予約制にもしした場合、かなり混乱するのではないかなと思うわけです。これはどちらかといえば、町が主体となって接種していかないとなかなか進まないんじゃないかなというふうに思うわけですけれども、今企業側でも協力しようと社会的雰囲気もなっているわけです。ですから、本当にご病気か何かで来れないとか何かあれば別でしょうけれども、そういった面を除けば、ある程度年齢順でしていったほうが順調に進むのではないかなというふうに思うわけですけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいま議員のほうからのご意見がありましたが、そのようなことも考えられるというふうに思っております。ただ、状況といたしましては、国のほうの方針等々も様々ございまして、そこら辺も含めて、ほかの状況も含めて、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 多くの町民の方がワクチンを待っていらっしゃるわけで、かなり私は協力的に皆さん来られるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

今回6月1日付のお知らせに、65歳以上のワクチンの接種状況が記載されておりました。これまでこういった情報というのは全然出ていなかったわけですね。多くの町民の方から、ワクチンの接種はどこまで進んでいるのか、私は、俺はいつ来るんだべと、こういうご質問が非常にありました。なかなか若い皆さんに理解されていないというか、どうなっているのか分からないと、もうべールに包まれているようだということでありましたので、今回6月1日のお知らせに出ておりましたけれども、もう少し情報を、ぜひ接種状況を流していただいて、町民の方を安心させていただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまの荒木議員のご指摘でございますが、確かに年齢順で来ているということでございますけれども、やはり町民の方からそこら辺、今何歳ぐらいまで終わっているのか、不明なところというようなところもございましたので、今回お知らせしたところでございますけれども、今後めんどいといたしましては、予診票もお配りしているわけで

ございますけれども、情報のほうを適宜流して、状況のほうをお知らせしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ、安心できる情報を流していただきたいと。これについては後ほど別な、下の質問でもさせていただきます。

あとは避難所の関係ですね、災害時。今回、5月20日から避難情報等が変更されました。お知らせも出ておりましたけれども、避難勧告が廃止、分かりにくかったということもあるんでしょうけれども、警戒レベル4からは避難指示というふうになって、警戒レベル3では、高齢者等は避難であります。命を守るためには積極的に避難してくれというのが、この内容であります。そうした場合に、先ほどご説明がございましたけれども、コロナの関係での密を避けると。なかなか友人宅とか知人宅へということもあるのかもしれませんが、避難所の対策をきちんと取っていただきたいということと、やはり実際に当たるのは町の避難所、大きいところについては町の職員かもしれませんが、町内会館とか各集会所を運営するのは町内会の方々であります。ぜひもっと分かりやすくすることと、3密を避けるために避難所を増やすとか、収容定数を見直すとか、こういったことは行わないのかどうか、お聞きします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員のいわゆる感染症の中での避難所の対策のために、避難所の在り方等についてのご質問であります。昨年、令和2年7月豪雨災害のときの避難というのもあったということで、先ほど来、ご質問、町長の答弁の中でも出てございますけれども、西川町の場合ですと比較的避難が必要な災害の種類として考えられるのは、土砂災害が多いのかなというふうに思っております。

そういったことを考えたときに、昨年の7月豪雨災害も土砂災害の危険のための避難ということでありましたので、西川交流センターあいべ、あるいは大井沢の避難所等について、交流センターも特にそうでしたけれども、比較的過密な状態にはならなかったのかなというふうには今現在思っております。

1家族当たり1つの部屋、スペースを確保できて避難いただいたというふうに現地確認した際は認識いたしておりますけれども、当然議員おっしゃるとおり災害でございます。どういった災害が起こるかというのは、これはやはり万全を期さなければいけないというような

ことでございますので、ご指摘の避難所のいわゆる開設のときには、これまでもそうでしたが、防災計画等で避難所として指定になっているほかにも、地域の集会所、公民館、自治会館等々も含めて、住民の方が身を寄せられるところは全て対応していかなければいけないと認識してございますので、今後とも臨機応変な避難所の設置については自主防災組織の皆様方とも話し合い、意思を統一しながら、感染を避けるためにも対応してまいりたいというふうに考えてございますので、何とぞよろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 予測できることは全て予測して対応するのが災害対策でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、避難指示書の中にコロナ感染症の患者さんがいた場合、どのように避難させるのか。これは自主防災組織でやるわけですね、実際的には。そうした場合に、これは個人情報との関係があつて、患者さんであるかどうか、感染者であるかどうか分からないわけですね。また、隔離方法も分からないと。こういった対応についてはどうするのか、マニュアルとか何かあれば、簡潔に教えていただきたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員からのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中でもお答えいたしましたけれども、避難所に避難されたときに検温等々を行つて、いわゆる健康状態の把握に努めるようにというのがこれまでの国・県からのいわゆる趣旨、やり方の一つでございます。したがいまして、私どももいたしましたは、避難所に避難された際に、当然自主防災組織の皆様と併せて町の生涯学習課、健康福祉課、そういった職員を待機させながら、検温を行うということをもまず一義的にやる予定にしております。検温を行いまして、発熱の疑いといひますか、熱のある方については、その場では別室、隔離になったところの部屋でまず待機していただいてということとやり方としては考えてございまして、その後は医療機関、保健所等々とも相談しながら、迅速に対応してまいりたいということと考へておるところでございますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 予測できることを予測していただいて、対応できるものは事前に準備をして対応していただきたいと思いますというふうに思ひます。

時間の関係もありますので、質問の2番にいきたいと思ひます。

経済対策について質問したいと思います。

これまで実施されました経済対策の事業と費用、効果、今後の町の対策について簡潔にお答えいただきたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 経済対策についてご説明申し上げますが、今議員のほうから簡潔にということがありましたが、若干長くなるかもしれませんが、お願いします。

初めに、飲食店及び宿泊と観光産業等についてであります。令和2年度には1つ目は西川町事業性評価融資制度、スーパーひかりコロナ対応型としまして、借入れ利率の3%までの利子補給と融資保証料の100%の補給を実施しまして、融資件数は21件、融資金額は9,370万円でありました。

2つ目は、小規模事業者持続化補助事業として、新型コロナウイルス感染症対策を行うため、補助金上限30万円、補助率5分の4の補助を実施し、97事業所に総額2,522万8,000円を補助しました。

3つ目は、プレミアム付商品券発行支援事業としまして、20%のプレミアムを付与した商品券を第1弾では2,000セット、第2弾では3,000セットそれぞれ販売しまして、4,748セット購入いただきまして、販売金額は4,748万円、プレミアム分を含めると5,665万1,000円の経済効果があったものと考えております。

4つ目は、宿泊飲食商品券発行事業を通じまして、町民の皆さんが町内の宿泊施設及び飲食店で使用できる1人当たり3,000円分の商品券を5,162人に配付いたしまして、使用率は95.5%、使用金額は1,478万9,000円であります。

5つ目は、飲食小売店等商品券発行事業として、町民の皆さんが町内の飲食店及び小売店で使用できる1人当たり3,000円分の商品券を5,121人に配付しまして、使用率は97%、使用金額は1,490万5,000円。

6つ目は、飲食店等商品券発行事業としまして、町内の皆さんが町内の飲食店やタクシー利用時に使用できる1人当たり3,000円分の商品券を5,037人に配付しまして、これまで還元手続きが済んでいる分では使用率は70.1%、使用金額は1,059万7,000円であります。

7つ目は、月山これよるキャンペーンとして、宿泊された方の宿泊料金3,000円の割引を夏、秋、冬と3回にわたり実施したところであります。そのうち夏のキャンペーンでは、町内の店舗で使える1,000円のお土産券をつけたところであります。

冬のキャンペーンでは、山形県独自の緊急事態宣言により、12月28日から1月25日まで中

断しましたが、令和3年度に予算を繰り越して使用しておりまして、使用者の延べ人数は4,800人、宿泊割引にお土産分を含めると1,671万5,000円の支出となっております。

そのほかにも西川町ふれあいカード加盟店が実施します月山フレカポイント5倍セールへの支援、地酒、地ワイン、地ビール3種で乾杯キャンペーンの補助、月山山菜そば及び月山maltポークの振興に係る支援を行っておりまして、町内の事業所等では、これらの町の支援のほか、国の持続化給付金、一次支援金、山形県の緊急経営改善支援金、及び県の小規模事業者持続化補助金、その他融資制度を活用しながら経営に取り組んでおるところでありまして、現在のところ新型コロナウイルス感染症の関連により廃業した事業所は出ていない状況であります。

今後の対策につきましては、1つ目は30%のプレミアム付商品券3,000セットを5月30日から8月31日までの使用期限で発行しておりまして、3,900万円の経済効果を見込んでおります。

2つ目は、月山これよろ2021キャンペーンを6月1日から7月31日までの期間で、1人1泊3,000円の割引、9,000人分、2,700万円と町内の事業所で使える1,000円の地域支援商品券9,000人分、900万円をセットにして販売しておりまして、宿泊者の呼び込みに取り組んでおるところであります。

ただし、その際、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用区域からの人の流れを避けるため、その地域に住所または居所を有している方へは割引は適用しないこととし、感染対策を行っております。

3つ目は、商工業小規模事業者持続化補助金のコロナ対応型として、西川町商工会を通して補助金上限20万円、補助率3分の2の補助を実施してまいります。

4つ目は、事業転換、新規分野への参入など新たな事業展開を支援するため、商工業小規模事業者持続化補助金として50件、上限30万円、補助率3分の2の補助を実施してまいります。さらに、令和3年度においても、国及び県の新たな制度への対応等の事業者支援を行うため、引き続き支援チームで事業者を訪問し、支援してまいります。

次に、木材流通対策についてであります。令和2年度には町内の製材業者の皆さんが、町産西山材を製材加工した製品を町外建築向けに出荷する際に、1トン当たりの出荷額の5%相当額、10万円を限度としまして補助する西山杉製材販売促進事業費補助金を交付しまして、予算額が約200万円に対して、交付件数は58件、補助金総額180万8,000円、製品販売も約3,800万円に至りました。町内製材業組合からは、コロナ禍で厳しい中においても西山

杉の有利販売ができたと好評でありまして、さらには県内初の試みとして、木材業界での反響も大きなものがありました。今年度も引き続き実施しているところであります。

また、令和2年度には、山形県と連携し、新生活様式に対応したリフォーム工事を対象とするなど事業内容を拡充して住宅建築支援事業を実施しておりまして、補助金交付件数は12件、対象工事費は371万6,000円、そのうち補助金総額は162万円であったところであります。

例年、住宅建築支援事業の補助金交付件数は40件弱で推移しておりますが、令和2年度は例年の交付件数に加え、新生活様式に対応したリフォーム工事12件分が増加しておりまして、今年度も引き続き実施しているところであります。

以上であります。大変長くなりました。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 非常に丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。

今のご説明の中で、コロナの関係で事業所を廃止したところはないということでありました。対策も講じられているからかなというふうに思っておりますけれども、これ、分かればですけれども、町民の方でコロナの関係で解雇されたとか、職を失ったという方が、もし数が分かれば教えていただきたいと思えます。

古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

土田商工観光課長 ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

町内でコロナ関係で解雇された方というふうなことでありますけれども、こちらにつきましてはコロナ関係で解雇されたというふうな情報は入ってきておりませんので、いらっしゃらないかなと思っております。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 今後も商工会と一体となった支援チームの事業所訪問や、あと雇用者、労働者からの聞き取りなんかもしていただいて、ぜひ効果のある対応をしていただきたいというふうに思えます。

今、地震があったようでございますけれども、あと10分で終わりだということでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

3番でございます。誹謗中傷、風評被害ですね、町民への情報提供について伺います。

誹謗中傷や風評被害に係る相談はあったのか、また町民からのコロナウイルス感染症に係る問合せ等の大きいものがあるのかどうか、お伺ひします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第3番目ではありますが、風評被害対策と町民への情報提供についてであります。令和2年新型コロナウイルス感染症が日本国内もしくは山形県内で感染し始めた頃には、感染された方や感染の疑いのある方をはじめ、医療関係者など、様々な方に対する誹謗中傷の報道がもたらされましたが、吉村県知事も誹謗中傷を行うことのないよう、幾度となく記者会見で県民に呼びかけておられましたし、県では令和2年9月、新型コロナウイルスによるいじめや偏見、差別への対策として、法律や教育、人権問題の関係機関による新型コロナによるいじめ・偏見・差別問題対策協議会を設置しておりまして、相談対応を行っておるところであります。

以前から申し上げておりますが、誹謗中傷や風評被害が生じないよう細心の注意を払っていくことは、感染症対策の極めて重要な一つであると考えております。本町でも、職員に対しては対策本部会議などで感染症対策を行っていく上で、様々な関係者の人権には細心の注意を払うよう指示し、さらにお知らせや町民の方の感染が確認された際の防災行政無線やホームページ、LINEでの感染予防の徹底の呼びかけでも、誹謗中傷や風評被害が生じないよう呼びかけてまいりました。これまでのところ、町民の皆さんからの相談等はありませんが、今後とも誹謗中傷や風評被害が生じないよう、細心の注意を払ってまいります。

また、これまで防災行政無線や月2回の定期発行に加え、町内会長の協力をいただきながら4回にわたり臨時のお知らせを発行し、感染予防の徹底の呼びかけをはじめ、町民の皆さんの感染予防のための経費や生活及び経済を支援するための経費などについて広報してまいりましたが、今後とも迅速な広報に努めてまいります。

町民の方の感染が近隣の市町と比べ比較的低い数字で推移しておりますが、これも町民の皆さんが感染症対策に細心の注意を払われて、日常生活を送っておられる成果であると考えております。

また、学校では道徳教育や学級活動において、互いの立場を尊重し人権を守ることの大切さについて日頃から指導を行っておりまして、新型コロナウイルス感染症については、状況の変化に応じて、児童・生徒に対して指導する場面や、保護者宛ての通知文を教育委員会から発出する機会を捉え、臆測や風評に基づく誹謗中傷を未然に防ぐことの大切さについて、家庭内での話し合いなどを促すなどしているところであります。

以上でございます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 誹謗中傷等がないということでありまして、これはこの町の町民の皆さんの優しさであり、この町のよさであるというふうに思っております。町から出てくる情報というのは、患者さんが出ましたよと、陽性者が出ましたよと、3密を避ける行動をしてくれ、会議を控えてくれ、こういう緊急事態の報道はあるんですけども、例えば改善しましたとか、町内における感染の危険性はないとか、安心できる情報はないんですね。そういったところも出していただかないと、危機を感じているだけで、ストレスに感じるというところもあるので、ここをぜひ検討していただきたいということと、先ほども申し上げましたが、自宅待機の方とか、入院先調整中という方もかなりあったわけです。こういった方は自宅で療養されるんでしょうけれども、もしご家族がいない場合、買物とか食事はどうするのか、この2点についてお伺いします。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 まず報道の関係、2点ほどあったと思うんですが、1つは報道のお知らせの関係でありますけれども、確かに情報のほう、町民に向けての情報というようなことで、国の接種方針等、日々変化するような状況もございますけれども、町民の方々が安心できるような、変更したような状況でありますとか、計画変更、修正などがあったときには、適宜情報等を流して、町民のほうにお知らせしていきたいというふうに考えております。

あと2点目のほうの自宅待機の関係等でございますけれども、保健所のほうで担当してございまして、こちらのほうではちょっと情報が少ないというような状況でございますので、ご理解いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。残り少ない、3分ほどでございます。

1番（荒木俊夫議員） そういったところで、なかなかどうするのかと皆さん心配されている方もいらっしゃるの、その辺はきちんと情報を流していただきたいと思ひます。

質問の4番になりますけれども、昨日これについても全員協議会で説明もありましたし、本日の山形新聞にも載っております。時間がないので直接ご質問させていただきますけれども、選手、コーチの方、昨日の説明ではコテージを確保してということではございましたけれども、このコテージの確保はもう済んでいるのか、何棟ぐらい確保しているのか、食事や洗濯はどうするのか。あと、PCR検査、検査して毎日郵送するということではございますけれども、これは判明するまでどのぐらいかかるのか、これをお聞きしたいと思ひます。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 ただいまのご質問の1つ目であります。コテージタイプの宿泊施設、町内の弓張平のポレポレファームさんと調整をさせていただいております。

国で示しております外国人選手の受入れのマニュアルによりますと、宿泊に当たりましては、選手以外の方との接触を避けるための措置が求められております。選手以外の方との動線の分離、それから共用施設、入浴施設、トイレなどの利用の抑制などが求められているというようなこともありまして、これらの要件に合致する施設ということで、ポレポレファームさんと話をさせていただいております。7棟コテージがございますが、全て今のところ確保していただいております。ただし、このたびオリンピック出場の最終予選など終わりました、ある程度、日程なども分かってきている段階でございますので、具体的にコテージの収容数、日数などについて詰めてまいる予定でございます。

なお食事、それから洗濯等につきましては、ほかのお客さんとの接触がないよう、コテージ内で済ませてもらうなど、それから洗濯についても、洗濯機を新たに手配してもらうなど、様々な面でご協力、ご支援をいただくようなことで話を進めさせていただいております。

次に、PCR検査につきましてですが、検査分析の機関、政府の内閣官房の東京オリンピック・パラリンピックの推進本部事務局で提示されている全国規模の業者さんがございます。この中のところと契約を締結しながら進めてまいるという予定であります。おおよそ1日当たり2万件以上の検査分析ができるというところではありますが、検体を採取して、検査分析地にお送りをします。そこで、早ければその日、遅くて翌日という結果でございますので、検体を採取した日から見て翌日、遅くとも2日後には、結果が通知されるというような状況になっているところであります。

以上であります。

古澤議長 時間がまいりました。荒木俊夫議員、最後でございます。

1番（荒木俊夫議員） どうすれば、モルドバ共和国や他の選手が整備された月山湖のカヌー競技場で安全・安心に練習や町民と交流できるかを検討していただいて、充実した合宿ができることを願うものであります。

町民の安全・安心を守り、経済活動を活性化させるためには、町民に対する十分な説明と感染防止対策を徹底して新しい生活様式を積極的に取り入れ、実効性のある経済対策を行うことが必要であります。感染防止と経済の両立に向けて積極的な対策を行うことを求めて質問を終わります。ありがとうございました。

古澤議長 以上で、1番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤 仁 議員

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

2番（佐藤 仁議員） おはようございます。2番、佐藤仁です。

コロナ関係でいろいろ尽力なされている方、大変だと思います。大変ありがとうございます。これからもひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今日は大項目2点、小項目が1点と2点で3点ありますので、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

まず1点目ですけれども、土地相続登記の現状と今後の維持管理ということで大項目を挙げさせてもらいました。国の土地の相続に関する法律が4月に改正になっております。それを踏まえて、今後町としての課題と問題点について質問をしたいというふうに思います。

質問1ですが、相続する子どもや孫がいないと、子どもはいるが相続する意思がないと、自分が元気なうちは維持管理できるが、老いたらどうするのかなど、大変不安に思っている方がおります。今後も増えてくることが予想されますので、宅地や田、畑、山林など無管理状態の土地をどう今後管理して指導していくのかを質問したいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 佐藤議員の土地相続登記の現状と今後の維持管理についてであります。まず初めに所有者不明土地問題の解消に向けた法律の整備について若干申し上げますが、このたび

議員ご指摘のとおり、民法及び不動産登記法など23本の法律を改正する民法等の一部を改正する法律並びに存続等により取得した土地所有者の国庫への帰属に関する法律が4月21日に可決成立し、多くの規定は今後2年以内、相続登記義務化は3年以内に政令で定める日から施行されることとなりました。

それでは、質問内容に入りますが、土地相続登記の現状と今後の維持管理についてであります。このたび成立しました法律は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生の予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制の見直しを行うものとなっております。

発生の予防の観点からは、不動産登記法を改正し、これまで任意とされていた相続登記や住所等変更登記の申請を義務化するとともに、手続の簡素化や効率化策をパッケージで盛り込むものとなっております。また、発生の予防の観点から、新法相続等により取得した土地所有者の国庫への帰属に関する法律を制定し、相続等によって土地の所有権を取得した者が法務大臣の承認を受け、その土地の所有権を国に帰属させる制度を創設することとされております。

次に、利用の円滑化を図る観点からは、民法等を改正し、所有者不明の土地の関連に特化した所有者不明土地管理制度の創設などの措置について、法律公布後2年以内に政令で定める日に施行することとされております。

一方、本町では、昨年、令和2年6月の定例会において、固定資産税に係る所有者または元所有者の申告と不申告に関する過料の規定の整備を行うとともに、窓口では死亡届時における手続の案内とともに、法務局への相続登記の案内をお渡しし、相続と登記のお願い、町への固定資産の相続人代表者指定届や共有代表者の届出、未登記家屋の所有者変更届などの手続について案内と対応を行っているところであります。

なお、本町では町民や関係者の皆様のご理解とご協力により、現在、固定資産課税の基準額未満、いわゆる免税点未満を除く所有者不明の土地及び家屋については、所有者不存在が2人と認識しておりますが、今後とも所有者不明土地の発生の予防と利用の円滑化に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

今、町長からいろいろ法律の内容の説明がありました。ちょっとここでおさらいします。まず、大体大きい項目ですと6点ほどになっていると思います。1つが相続をしてから3年

以内に手続をしないと過料10万円だと。カリヨウというのは、科料だと刑事罰ですけども、過料なので、行政上のペナルティーというようなことになって3万円ですね。2つ目が引越等で住所や氏名が変わった場合は2年以内にしろと、しない場合は過料5万円だと。3つ目が、法務局に自分が相続の1人であると申告すれば、登記義務を果たしたとみなすということは、過料の対象にならないというふうに私はちょっと解釈したんですけども。4つ目が、更地で担保に入っていない条件等で10年分の管理費を納めれば、国に帰属できると。あと、5つ目が、法務局が住民基本台帳ネットワークに照会し、名義人の死亡や住所変更の情報を取得、確認後、職権で変更登記ができると。あと6つ目が遺産分割されないまま10年間放置されたものに関しては、法定割合に応じ、自動的に分割登記になるというようなことだと思うんですが、ちょっとこれ、法務局に本来は確認しなきゃならないんでしょうけれども、住民課長より詳しく分かるのであれば、間違いなのか、いいのか、間違いがあればそこら辺を指摘してもらえればなと。

あともう一つだけ確認ですが、先ほどもありましたけれども、所有者不明土地ということの定義、私もよく分からなかったんですが、これは4月か5月に納税通知書が来ます。その宛先が分からない土地というような認識でよろしいのか、この2点。1点目の6つに関しては法務局管轄だから答えられないといえ、それで結構です。ただし2点目についてはちょっとお願いします。

古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 佐藤議員の2つのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

本制度の改正につきましては、議員おっしゃるとおりの内容となっているというふうに認識しております。

2点目につきましては、法律上規定された手続、様々な調査を尽くしても判明できない所有者、さらには現に所有している方がいないというふうな土地についてが該当するというふうなことで認識をしているところでありますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) ありがとうございます。

それで町の納税の状況ですけども、昨日町長から行政報告で一覧表を基に説明がありましたけれども、そこをちょっとまとめて、数字が多少違うかもしれませんが、固定資産税、納付金額及び税率なんですけれども、建物に関しては大体1億1,600万ぐらいで、納

税率が97.7%ですね。土地が5,200万ぐらいで98.3%。これは令和元年ですね。

各法人の償却資産、これが2億700万ぐらいあると。納税率は99%。昨日、町長からもありましたけれども、西川町の方は非常に納税率がいいということで、町民性が非常に出ています。住民課長からすれば、昔だと上納、上納という言葉を知っているかどうか分かりませんが、隣組長が全部集めてやっていた名残が残っていて、きちんと納めなきゃならないと。今は、隣組とかそういうことはやっていませんけれども、それもあるのかなと。土田課長のちょっとお知恵を借りたところですけども、非常に町民の方は真面目に納付なされているということです。

ただ、これは今まで、現状今もそうですけれども、これからですよ。やっぱり今の世帯主の方々というのは、自分の先祖から土地を頂いたと、または自分で土地を求めたというようなことで、非常に土地に対する思いというんですか、思い入れがあると。また、隣近所にも迷惑をかけては駄目だと、また町にも迷惑をかけては駄目だ、ちゃんと納税をしなければいけないという気持ちのある人が今ほとんどだと。

これが、先ほども話しましたように、自分の子ども、孫に行くと、だんだんそれが、土地なんか要らないというような方が増えてくるのかなと。今現在でも、あそこの世帯主が亡くなった。そうしたら、回り回って自分さ来て、俺がなしてそうなるんだというような人もいます。ただし、それはやっぱり決まりなのでということで、納税もやっている方が結構おられます。

それで、今所有者不明土地というのは2件ぐらいしかないということで、非常にいいんですけれども、例えば去年の1年間の死亡者数を見ますと、男性で83名です。女性で90名です。173名の方が亡くなっています。世帯数が21減少しているわけです。ですから、まず世帯数が減っているということは、建物・土地が残っていると。女性の方、男性の方、世帯主になっている方が、世帯でない方も亡くなっているとは思いますが、やっぱり今後そういうふうにしてどなたが世帯主で、どなたが納税義務者になって、それをどのように維持管理していくのかというふうになった場合に、非常に本人も危惧、心配しているわけです。私が居なくなったらどうだべ、町さ迷惑かけねえべかと、こう言う。そういうふうな手だてを今のうちから立てておかないと、国の制度というのは国の制度として、それに準じて市町村でそれに合ったような施策を今から立てておかないと、心配しながら生活していきななきゃならないという高齢者の方もいる。そこら辺はどうでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員からご指摘ありましたように、町内の人口減少もそうではありますが、町外へ転出される方が非常に増えておりますが、そういった面で土地、家屋等もそのままにされておられるということもあって、昨日もご説明しましたように、空き家対策等も含めて、全般にわたっているような問題が生じているのは事実でありまして、これは西川町に限ったわけでありまして、国全体の課題だと捉えておりまして、そういったものを含めて、この二、三年で、特に林野であります、山はもう要らないというような、そういった方が非常に、西川町でもそうではありますが、そういったことで山を放棄する。田畑の放棄もそうですが、特に山の放棄は非常に激しいということもあって、国のほうでの法律整備があって、最終的には地方自治体で管理をなささいというような、そういった経過になっておりまして、さらに土地等につきましても今のような課題があって、国のほうでもきちっと解決すべきだというようなこともあって、相続の関係もある程度まで突っ込んだ国の対応がなされたと思っておりますが、やはりこれは個人の財産でありますので、なかなかすぐに解決できるものではありませんが、町といたしましては、まずは町民の皆さんにこういった状況を理解していただくことが非常に重要だと思っておりますし、そういった意味では先ほど答弁の中で申し上げましたが、世帯主等々の方が亡くなられたときは、窓口でその指導をしているということでありまして、窓口で相続関係の指導をするというのは県内でも非常に珍しいと思っておりますが、そういった面での問題解決も含めてやっておるところではありますが、さらに相続関係につきましましては、どうしてもやっぱり自分の身に降りかかった時点で、その問題は自分のものとなるわけでありまして、なから若いうちには問題が理解しにくいと申しますか、そういったものでありますので、そういった面でどの世代にこういった問題を投げかけていくか、こういったものも含めて、今後、町としての対応も、これまでは国としての対応でありましたが、町としてもそういった対応はすべきだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 例えば、今現状で固定資産税というのは何%なんですか、西川町は。それとあと付随して、一部分的には都市計画税ですかね、2つあると思うので、それは該当しないのかどうか、そこら辺、町民課長、分かればお願いします。

古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っておりますが、ご質問につきましては、まず第1点目、固定資産税の税率についてのご質問だというふうに捉えておりますが、本町での税率につきましては1.6%となっております。

また、都市計画税につきましては都市計画などによります施設の整備のために課税を行うための税となっておりますけれども、本町の場合は都市計画税は課税をさせていただいていないというふうな状況であります。都市計画税の標準税率は3%というふうなこととなっているというふうに捉えております。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 税率は普通標準は1.4%で、当町は1.6%と。いろいろな施設もあるので、普通よりも上げたほうが、住民の負担もかかるんでしょうけれども、税収も増えると。ダムとか発電所ですか、いろいろ他の施設もあるので、その見返りのほうがということだと思います。

都市計画税というのは3%と言いましたが、たしか0.3%ですよね。それが上限だと。西川町の場合は人口も1万人以下なので、ただ無理やり当てはめれば温泉とかがあるので、つくればつくれるんでしょうけれども、そこまで条例で難しいことをやって取るまでもないということだと思います。

土地の件に関しては、土地登記の問題と、例えば登記がかかっている、維持管理の問題というのが2つ大きくあると思うんです。

登記に関しては、先ほど町長言われたように、西川町で去年から地方税法の改正にのって、たしか相続人の代表者届兼固定資産税の所有者届ということで紙を渡して、あくまでも納税通知書を発送できることをきちんと登録する。あとは先ほど町長が言われたように、死亡届のときにこれを渡すわけですので、登記を掛けてくださいというような声かけをするというようなことで、去年からこれはスタートしているはずですよ、確か。大変考えながら、税率と登記のかけ方の両方を呼びかけているということで、大変いいことだとは思いますが、ただ、それは今からはそういうふうになりますけれども、今までのやつがやっぱり問題。そこら辺をどういうふうにするかと。

今回の法改正は、国ではまず登記を掛けてくださいと。そのためのほとんどこれ、法律だと思います。ただ、登記をかけるように法律を改正したけれども、それに伴って税収を取るのは市町村だと。登記を都市部であれば、いやだって登記をかけますよね。土地の単価が高いわけですから、かけるなと言ったってかける。将来いいことがあると。郡部に来れば来るほど土地は要らないと、一銭にもならないと。ただ、重荷になるだけだと。極端な話をすればですよ。そういうような状況で、今回の法改正がそのまま地方にとって、本当に解決策に

なるのかというと、ちょっと疑問符がつくわけです。それをどういうふうにしていくのかと。

登記をかけるに関してはそういうもので、行政側としては呼びかけていく。例えば、登記はかかっている。登記はかかっている、納税もきちんとしてやっている。ただし、やっぱりそこに住んでいないと、町外、県外に住んでいる、持ち主が。どうしても維持管理ができなくなるわけです。1年草刈りしなければぼうぼう。それは山林なんかはもう典型的です。ただ、それが宅地になると非常に山林のようにはいかないわけです。周りに住んでいる方も非常に迷惑。

例えば、空き家の問題がある。空き家というのは、うまくいって解体になればなくなりまず、建物は。ただし、土地をひっぺがして持っていくわけにいかないわけで、土地は残ると。それをどのように管理していくかということだと思っんです。それを今後考えていかないと、もう至るところに草ぼうぼうの土地が出てくる可能性があるということで、したくてもできない人もいるし、まるっきり眼中にない人もいるかと思う。でも、大概の人はしたくてもできないんだという人がほとんどだと思っんです。

私もうちの本家の土地、草刈り作業等していますけれども、隣で畑を作っているものから。極端な話、一銭にもなりません。ただ、できるうちはやれますけれども、いずれできなくなると。そういう場合に、やっぱりある程度行政側で考えて、そういうふうな、例えば少なくとも宅地に関しては、そういう維持管理をどのようにしていくのかと。それにはやっぱり財源も必要。例えば、草刈りするに、来れない人、それをお金を払うからしてくれと言う人もいますけれども、野放しの人もいます。

例えば、納税している人に、シルバー人材センターがあるから、そういうことで頼んで、ただしお金を負担してくださいとか、そういうふうにするとか、まるっきりあとは、国のさっきのあれじゃないですけども、町に帰属するなんてことはできない。できるのか、できないのか、ちょっと分かりません。維持管理を払えと、国に言いたいですね。

そういうふうな、何でもかんでも町でやる、行政でやる、そうはいかないぞとは思っんですけれども、でも野放しにはできない。何かいい方法はないでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大変難しい問題でありまして、土地もそうでありますが、集落そのものの存亡もどうしようかというようなことで今議論しているところでありまして、そういった面で国のほうでも、農地につきましては中山間、直接支払い等も含めて対応を行っているところでありますが、あと山林については、この前も申し上げましたように、最終的には自治体が管理

するというような、そういったいろいろな面での対策が講じられておりますが、なかなか実効が出てこないというところもあります。そういった面でやはり地元の町民の皆さんと議論を重ねながら、まずは地域の中でどういうふうに行うことができるのか、そのために町はどういうふうに対応していくのか、こういったものも含めて検討をすべきだと思っております。

町だけで議論しても、これはしょうがない問題でありまして、そういった意味では地域でどの程度の支援と申しますかができるのか、そして町がどこまで協力できるのか、こういったものも含めて、今回のこの相続の関係がこの4月にできましたので、これも含めて、今後町内の皆さんに情報発信しながら、そして議論を重ねることが必要だと思っております。まずは現状を町民の皆さんに把握をしていただき、そのための国の施策がどういう展開をしているのか、そういった面の中で、町民の皆さんと私たち行政がどういうふうに対応するのか、こういった議論が必要かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 登記をかけるにもお金がかかるわけですね。お金をかけなければそのままいい。そうすると今度過料10万円になる。10万円払うんだったら、町で5万円かけるから、登記かける、例えばですよ。ただ、そうすると財源が必要になってくる。でも、登記だけかけておけば、何かあった場合に問題にならない。何かしようとしても1人が不明者じゃ、判こもつけないんじゃ、何もできない。そういう状態が今山間部もあるわけですね。うちのところもあります。もう、戦前の人が亡くなったその土地では、もうどこまで行っても裾野が広くて、判こをつける人がいない。そういう状態が今度増えてくる。

では、まず取りあえず今からのやつは、例えばさっき言ったような、10万円出すよりも、5万円負担するからやってくれないか、例えばですよ。

あと維持管理ですよ。例えば、今は税率が1.6%、都市計画税というのはないと。それで、先ほどお話ししましたけれども、土地と建物の税収が今大体2つ合わせると1億6,800万ぐらいですか。その0.1%で16万8,000円、例えば都市計画税がないものとして考えて、例えばですよ、1.7%にした場合に16万8,000円プラスになる。それが今度、償却資産が2億か何ぼあるわけですので、それを足すと3億七、八千万円になる。そうすると、その1%を上げただけでも、三十何万、40万近くの税収が増える。それは、ただ、町民に関して負担が増えるわけですので、なかなかそうはいかないと思うんです。それを例えば基金として積み立てていくとか。

あと、今年、都市公園が認定になって、来年から交付税が来る。今度新しくなるのは大体

5,000万円以上入ってくる。例えば5,000万の1%で50万ですね。それを単年度にすれば2%、100万円ですよ。それをないものにして積んでいって、例えば維持管理に充てると。

例えば、国交省なんかで河川敷ののり面なんか、ヤギを放して草を食わせてきれいにやっている。スイス辺りでは意外と宅地が広くて、庭が芝生なんだそうですね。それを維持管理するのは、羊のリースがあって、それを放すと、それで食ってもらう。食った分、ふんをする。それが肥料になる。そういう維持管理をやっている。

だから、それが行政で何でもかんでもというわけにはいかないんでしょうけれども、一つの案として、そういうものをきちんと整備をしておいて、ある程度行政のほうでもこうやるから、所有者のほうも何とか協力してくれというようなことをやらないと、いつまで国の制度だ何だかんだ言っても、動物園の中で人間が暮らすような状態に本当になっていくんじゃないのかなと。今でも俺のうちの裏の山なんか、羊がぼこぼこ、羊じゃないか、イノシシか。そういう状況です。

だから、やっぱりそういう面で、きちんと少なくとも市街地の宅地に関しては、そういうふうに行っていくところをもう考えていく必要があるのかなということで、提案だけさせてもらっております。ただ、非常にハードルが高いと思いますので、悩んでいる人がせっかく今まで一生懸命稼いで、今から楽にするときに、将来うちの土地建物どうなんだべ。そういう心配をさせないためにも、ある程度方向性を示してやらないと、楽しみが半減するということだと思います。時間もちょうど半分過ぎましたので、次の質問に移ります。

2番目です。デジタル化への対応とSNS（ライン）と書いています、発信についてということで、小項目は2つ準備しております。

国のデジタル庁の創設を控えて、9月になるということですが、町としてのデジタル化への対応と取組、そして西川町のPRを含めたSNSによる情報発信について質問をいたします。

質問1です。現在、各課においていろいろなシステムを使っております。それに伴ってIT化、効率化ですね、及びデジタル化、電子化を進め業務を行っているわけですがけれども、今後、国との連携や導入後の維持管理のコスト面を考慮しまして、司令塔といいますか、まとめ役といいますか、必要なのかなと思いますが、町の考えをお聞きます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 佐藤議員のデジタル化への対応とSNS発信についてであります。初めに国が推進します地方自治体におけるデジタル化の現状について申し上げますが、このたび国全体のデジタル化を図るため、デジタル庁関連6法案が5月12日に可決成立しまして、今年9月

1日にデジタル化の司令塔となるデジタル庁が発足する見込みとなっております。

国が進めるデジタル化は単に情報システムを整備する、手続をオンライン化するというものを意味するものではなく、行政サービス改革、業務改革の徹底を基本方針としまして、利用者目線に立って新たな価値を創出していくための社会基盤を構築することを目指しているものと認識しております。また、地方自治体におけるデジタル化の推進については、昨年12月に総務省において自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画が策定され、国全体のデジタル化における自治体のデジタル化の推進の在り方を定めております。

この自治体のデジタル化における重点取組事項としては、自治体の情報システムの標準化、共通化や自治体の行政手続のオンライン化、AIやソフトウェアロボット、いわゆるRPAを導入、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底などが挙げられ、各自治体が取り組むべき課題とされ、国においても支援策を講じていこうとしております。

特に、住民基本台帳や税・保険業務など基幹系と呼ばれます17業務については、現在、各自治体が個別にシステムを構築し運用していますが、これを今後5年間、令和7年を目標に全国的にシステムの標準化、共通化していくことが決定されておまして、本町においても全国の自治体同様、この基幹系システムの標準化への対応を図っていくことが求められている現状にあります。

質問であります、本町のデジタル化の進め方ではありますが、本町では現在、住民基本台帳や税・保険業務など基幹系と呼ばれる業務のほか、印鑑登録や乳幼児医療などの対住民サービスに関する業務、財務会計や人事給与、文書管理などの内部管理に関する業務についてシステム化を図り、業務を遂行しております。また、まちの情報発信を行うためのホームページの開設、SNSによる各種行政サービスや事業の周知活動を行っておりますが、加えて、本町においてもデジタル化の第一歩として、昨年度にはタブレット端末26台を導入しまして、庁内会議におけるペーパーレス化や対外的なオンライン会議などで活用しておまして、自治体だけが利用できる専用回線、総合行政ネットワークを活用し、総務省所管団体が構築した自治体テレワーク推進実証実験に参加しまして、在宅でも町の基幹系以外のシステムにアクセスできる環境を整えてきたところであります。

現在、これら本町における全てのネットワーク、情報システム及び情報資産を統括し、情報セキュリティを統括する最高情報統括責任者には副町長を任命しまして、また本町全てのネットワークに係る開発、設定変更、運用及びその見直し、セキュリティ対策の権限を有する統括情報セキュリティ責任者には政策推進課長を充てているところであります。

今後、令和7年を目途に導入が進められております基幹系と呼ばれる17業務に係るシステムの全国共通化、標準化をはじめ、町行政の業務効率の改善、町民サービスの充実に対して、本町としてのデジタル化をいかに進めていくべきかについては、十分な調査検討が必要と捉えているところでありますが、さらにデジタル化の具体的な推進実施に当たっては、総務省の計画でも指摘されておりますとおり、組織体制の整備やデジタル人材の確保、育成が必要であると捉えております。そのためには、町職員全体としてデジタル化に関する国の政策や知識の習得、デジタル化によってもたらされる生活の利便性や産業振興などへの波及効果などについて研さんを積む必要があると捉えておりました。今年度、町職員に対して研修を実施したいと考えております。

加えて、デジタル化を進めるに当たり、最高情報統括責任者を専門的知見から補佐する人材の確保が重要になると捉えておりますが、全国的にもデジタル化の知見を持った上で、自治体現場の実務に即して、技術の導入や判断助言を行うことのできる人材確保が課題となっております。国では、市町村が最高情報統括責任職の補佐役などとして外部人材を任用する場合の経営について、所要の財政措置を講じることとしております。

このような国の政策等も念頭に置きながら、今後本町が取るべきデジタル化の方策について検討を進めてまいります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） デジタル化、OA化、パソコンが普及したのが1995年でウィンドウズ95、それまではよく公文書はタイプをパチンパチンと打っていた。ワープロがあって、その後、95年からネットワークができた。それまでは単体でしかできなかったものが、それからもう二十五、六年たって非常に進歩していると。それを追いかけていくだけでも大変だということで、今度国でもデジタル庁をつくって、要するにシステムの統一化を全国的にやろうというようなことだと思います。

当初予算をちょっとばらばらと簡単にめくってみると、大体システム云々とかと当てはまるかどうか分かりませんが、8,000万から9,000万ぐらいある、予算で。今回G I G Aスクールなんかを足すと約1億近くなると。そういうことで、一応司令塔が必要ではないかと、私、去年の12月の定例でも、4月から新組織になるので、そういうものを置かないとうまくないのではないかとというふうな質問をさせていただいて、時間がなくて答弁を聞けなかったんです。今回の3月の予算委員会でも、たしか伊藤議員も大変な金額が使われている、どうするんだというような質問をしておられました。

やっぱりまとめ役が一本誰かいないと、各課、いろいろシステム、業者も違うのかどうか。やっぱりそういうことで、まとめて町の全体のシステムを統一していかないと、あと国から一本筋を通すと言われても、それが全て市町村で合うシステムなのかどうかも分からないと。それをアレンジして、例えば西川町では西川町に合うようなシステムに変えていかないといけない部分も出てくるんだろうというふうに思います。

そうした場合に、てんでんばらばらでやっていたのではうまくないだろう。県内でもたしか長井市かなんか、年に何回かN T Tの職員さん呼んで講習を受けて、その下にやっているとあります。本町の場合はそこまでしなくても、もうI Tに精通した人も結構いると思います。そういう人を例えば政策推進課長が頭であれば、兼務でもいいから、その下に係を置いて1人、その人に聞けば何でも分かるとか、やったほうが、非常にスムーズなのかなと。あとコスト面もかからないのではないのかなと思うんです。

例えば同じコストでも、職員の労力が減れば、それに勝ることないわけ。1億かけて大した省力化にならない。でも、同じ1億でも非常に省力化になるというのであれば、それはそれでいいわけですので、そういうふうな判断を誰か1人まとめ役がいないと、大変ではないのかなというふうな思いで、去年の12月の組織替えがなる前に質問したところです。

今聞くと、いろいろ市内での割り振りがあって、まとめ役がいるということなんでしょうけれども、誰か1人やって、先頭に立ってそういうふうに国の政策についていくと。または、町民または職員の効率化を考えていかないと、例えば大変失礼ですけども、この前新聞に啓翁桜のビデオが出たと新聞に載りました。私、見たくて、ホームページを見ても探せないと、電話しました。そうしたら、業者に今頼んでいるので、アップするのまだなんですということなんです。そのぐらいやっぱり市内に、新聞に出てから今業者に頼んでアップするんです。それでは、やっぱりホームページの役目が立たないわけですよ。立たないと言っては失礼ですけども。業者に頼まなくても庁舎にビデオがあるわけで、それをアップするとか、そういう一つを取っても、誰かどこかまとめ役がいないとまずいのかなというふうに思いますので、今組織がそうなっているということなので、9月に向けてきちんとやっていただければなというふうに思います。

次の質問2に移ります。

町の情報発信にS N Sの活用は必要と思います。町で提供しているL I N Eについて、現在の活用状況とメリット及び効果、それと懸念事項があるのかないのかお聞きします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問2番目であります。議員ご質問のLINEの活用状況についてであります。本町では令和2年11月から運用を始めておりますが、LINEの特性は会員間の会話のやり取りが容易で即時性があることや、登録した会員に対しダイレクトに伝えたい情報を提供できること。登録した会員も本町から情報が届いていることが認知できることなど、伝えたい方に直接情報が届くというメリットがありますが、現在、本町におけるLINE利用については、登録いただいた会員に対し、町からの情報を送ることのみに限定して利用しております。これまで町からの情報提供は、観光情報や新型コロナウイルスの感染拡大に関する注意喚起、新型コロナウイルス対策関連キャンペーン、大雪や大雨など気象に関する気象情報、豪雪など災害に関するものなどであります。

一方、LINEにつきましては、今年3月に個人情報との関連上の懸念が報じられたことから、政府並びに地方公共団体の行政実務における実態調査が行われましたが、この調査を基にLINEの利用検討時に確認すべきガイドラインが4月にまとめられております。当該ガイドラインでは機密性を有する情報、住民等の個人情報を取り扱わない場合、いわゆる公表公開を前提とする情報や第三者が知り得ても問題のない情報のみをLINEサービス上で取り扱う場合は、各行政主体におけるLINEの利用は許容されるとされておまして、本町のLINE利用では、先ほど申し上げましたとおり、町の観光情報、感染症や気象情報に関する注意喚起などの情報提供のみを行っておりますので、当該ガイドラインに基づき利用には問題ないと捉えております。

ただし、機密性を有する情報、住民等の個人情報を取り扱う場合、例えばLINEを通じた相談業務やアンケートなどにより、個人情報を地方公共団体で取り扱う場合は、LINEのサーバー上で直接取り扱われることは原則禁止とされたところであります。

なお、これら機密性を有する情報を取り扱う場合は、LINE社とは別の委託先を適切にセキュリティーが確保されたシステムに誘導する場合に限り認められるとされておまして、現在本町においては個人情報など機密性の高い情報を取り扱う業務は行っておらず、今後も機密性の高い情報を取り扱う業務でのLINEの利用は想定しておりません。

今後、本町における情報発信やプロモーションの在り方、デジタル化について検討を進めてまいります。デジタル化による個人情報や機密情報の保護等には十分留意して検討を進めてまいります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

LINEに限らず町でフェイスブック、インスタグラム、LINE、3つほどSNSでやっています。フェイスブックに関しては、どこが主体でやっているのか、町なのか、個人なのか、任意団体があるのかどうかちょっとはつきり分からない。この頃更新もなっていないようです。1月からやって、5月の末になったようですけれども、町が本当に主体となるのであれば、もうちょっと発信を強化する。また、別な方々にお願いしているのであれば、それはしないものを上げろというわけにはいかないんでしょうけれども、そこら辺、官民、官半分、民半分みたいな感じがしないでもないですけれども、そこら辺、いろいろな発信をもうちょっと、使うのであればやっていただければなというふうに思います。

LINEに関してですけれども、最初、本題に入っていく前に、個人で使う分には何ら支障はないと思うんです、個人で。ただし、行政でそれを発信するのはいかがかなというようなちょっと懸念があったので、そういう観点で、まず前置きをしながら、ちょっと今から質問したいと思うんですけれども、LINEはやっぱりお友達になれば非常に使い勝手がいいということで、若い人を中心に、年配の方も結構使っていると。登録になっているのが8,600万件ぐらいあるということで、非常なシェアを占めているわけです。

LINEの規約を読みますと、LINEのソフトウェア規約、利用規約というのがあるんですね。それにももちろん同意しないと、LINEのアプリをダウンロードできないと。それを見ていくと、今度はLINE利用規約というのがあるんですね。その2つの中に共通したものがLINEのプライバシーポリシーというのがあると。それに従うということがかかっています。それを今度クリックすると、またそれが何十ページもある規約が出てくると。

そのプライバシーポリシーというのは何なのかということで、個人に関する情報ということなんですが、その中で出てくるのがパーソナルデータを取得するということが出てきます。そのパーソナルデータという定義、時間がない、詳しくやると。ほとんど個人情報と同じです。個人を特定するのが個人情報ですけれども、大体大まかに見れるデータというのは、パーソナルデータだと。普通に言えばどっちも同じようなもの。

LINEで言っているあなたのパーソナルデータの中身というのがあるんですね。それを見ていくと、パーソナルデータはグループ会社やパートナー企業と共有するというふうにかかっていると。なお、進んでいくと、本来個人情報というのは外国に持ち出してはうまくないということになっているわけですけれども、持ち出す場合はユーザーの承認を得なさいというふうになっております、個人情報。

このLINEの規約でだんだん進んでいくと、お客様のパーソナルデータを第三国に移転

することがありますと。さらに進んでいくと、日本のお客様のパーソナルデータを日本及び韓国のデータセンターに保管していますというふうに書かれている。だから、ここまでみんな読まないです。私、ちょこっとコピーしただけでも三、四十枚あります。規約を全部読むと1日恐らくかかると思います。そこまで読まない。同意しないと使えないわけですから、使いたいが見ているわけですから、それに同意してしまう。ということは、安易に外国にデータを転用してもいいですよと同意しているということになる。それが問題になったわけですね。サーバーが韓国にあったと、それを中国の方々が何名か見えて、情報が漏れいしているというようなことになったわけです。3月17日に朝日新聞がスクープを出して、こういうふうな状態になっているからどうなんだというようなことが問題になったわけです。

皆さん同意をしているわけですから、何も言えないということがあるんですけども、使っている人は、ただし、2014年にLINEの情報は外国に漏れているのではないかというような報道があったときに、当時のLINEの社長は、いやそんなことは一切ありませんというふうに答えている。ただし、今回、3月1日にヤフーとLINEの親会社のZホールディングスが業務提携をしたときに、そういうものが発覚して、新聞沙汰になったというのが経緯です、今までの経緯です。

それは、あくまでもさっき言いましたように、個人で使う分にはいいんです。行政がそれを使うとなると、まずLINEのアプリをダウンロードしないとまず使えないわけですから、その人は西川町のLINEのアカウントを取得して、お友達になって情報を得ると。そういうところの危険性というのはどういうふうに感じているのかお聞きします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの佐藤仁議員のご質問にお答えいたします。

LINEのアプリ、個人情報に関して、危険性、どのように感じているかということですが、あくまでもLINEを利用されている個人は、LINE社の規約に同意した方が利用しているものでありまして、西川町で流す公式アカウントに登録していただく際には、そういった個人情報の取得は一切行っておりません。西川町のページを利用するというボタンを押していただくだけで用が行われますので、当町においては、個人情報の取得云々というところまではやっておりますので、町長答弁にもあったとおり、アンケートとか住民相談とかそういった際に、その人の属性や住所、その人の考え方などを聞き及んで、それをLINEで管理するサーバー上に置くということ自体は、今議員がご指摘のとおり、サーバーが外国にあることが問題で、他国でも閲覧が可能だということところが問題になっているという

ことでありますので、そういった行為を行っておりませんので、当町としてはそういったプライベートな個人情報、機密性の高いものは一切関知しておりませんので、そういったところについては本町は、総務省や内閣府が示しているところのガイドラインに沿った形での利用にとどまっているということで、利用には支障がないというように判断しております。

あくまでもLINE社が提供しているサービスにのっとった上で、そこで利用される方、個人のご意思で、本町の公式アカウントに登録いただいて、本町から流す。一般的に公表しても差し支えない情報ばかりを受け取っていただくというようなことになっておりますので、そういった観点から、本町としてのLINE社が管理する個人情報のセキュリティーポリシー云々というところまでは、町のほうでしっかりとLINE社のほうで管理していただければいいだけの話であると思いますので、そういったところに対応をしているというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 今課長の言われたとおりなんですよね、個人情報を取っているわけじゃない。ただし、町の情報を発信というか、お友達になるためには、LINEのアプリをダウンロードしなければならない。今までアプリをダウンロードしている人はすぐアカウントをパチンとやればできる。ただし、LINEのアプリを持っていない方は、西川町のLINEを使って情報を見たいということもあるわけですよ。持っていなくても見たいと。そういう人にはLINEのアプリをダウンロードしてくださいと言葉では言っていないけれども、実際は言っているのと同じですよ。見れないんだもの、LINEのアプリをダウンロードしていない人は、LINEのアプリをダウンロードして、町の情報を見てくださいと言っているのと私は同じだと思います。

その結果、そういう情報が初めてLINEを、西川町のLINEで情報を見る人は、情報を提供している。サーバーも移動すると言っていましたね。だけど、この前、10日ぐらい前のネットを見たら、まだアルバムというのはいろいろ入っている、写真。それがまだまだ移動するには、もう二、三年かかるだろうというような情報もあります。

今、LINEで一番おっかないのは、LINEというか、私はLINEをやるわけじゃないんですけども、写真を撮った。それを例えばピークフィーダーキャラとか、頭が自分の顔だけ、下が服を着ていないものを流されるとか、やり取りを、知られたくないものを公表されたりして、ゆすりたかりになるとか、そういう今までいろいろあるわけです。あと、位

置情報も分かる。だから、高校生なんか使っていると、拉致に使われるんじゃないかという  
ような、そういう専門家もいます。

今課長が言われたように、そういうふうに初めて見たいと思う人は登録する。ということは、暗にLINEを使ってくださいと、言葉では言わないけれども、言っている。そういう危険性が出てくるということだと思っ  
たんですね。

あともう一つ違った観点から、LINE Payとかキャッシュレス決済なんかもあります。あと、同じグループでは証券会社もあります。銀行もあります。一民間企業ですよ。そういう類いの業者というのはいっぱいあるわけですね。例えば、ホームページにそういう業者をいっぱい載せて、そこからチョイスしてくださいというのであればあれですけども、一民間企業のそういう営利目的に寄与するような、一社だけ載せるというのはどうなのかな。これはちょっと行き過ぎかもしれませんけれども、そういう観点から、私は悪いとか何かじゃなくて、そういうふうないろいろなことがひっくるまっているので、個人で使う分にはいいんですけども、行政がそれをやる。ましてや、今回のワクチンなんか、LINEで申し込めるわけです。あと、厚労省も使っているという、非常におっかない部分があるということ  
で、そこら辺をどういうふうに行政側で判断してそれを使っていくのか。

ちなみに、西村山郡の1市4町のうちの1市3町について見たところ、まだ使ってはいないです。そういうことで、何でだと聞いたら、やっぱりあまり危機感はないんですね。まだそこまで行ってないんだという返答。1町だけは、ちょっとそういう問題もあったの  
というようなことで、まだ使ってないというところもあります。

そこら辺で、私は使え、使えないとか言いませんけれども、そういうふうないろいろ今2つの観点から言いましたけれども、ちょっとおっかないところがあるので、それはいいんだとなれば、それはいいです。ただし、そういう面をちょっと考慮していただければということ  
で、今までのやり取りを聞いて、町長、どういうふうに考えますか、最後をお願いします。  
古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員のほうからご指摘がありましたように、デジタル、AI等も、IT、AI等も含めて、非常に日進月歩の状態でありまして、なかなか我々の行政関係の中でも理解するのは非常に厳しい状況にありまして、先ほども答弁で申し上げましたように、国のほうでも統括責任者に助言できるような人材の確保、こういったものを含めて財源措置もやる  
というようなことでありますので、まさにそのとおりだと思いますので、デジタルに精通したと申しますか、そういった人材の育成もさることながら、外部からの導入、こういったもの

も含めて今後しなければこの環境には対応できないんじゃないかと考えておりますので、その辺も含めて今後検討したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 時間がまいりました。

2番（佐藤 仁議員） 大変でしょうけれども、一生懸命頑張ってもらって、町民のために頑張っていたきたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

古澤議長 以上で、2番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

### 佐 藤 耕 二 議 員

古澤議長 続いて、7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

7番（佐藤耕二議員） 7番、佐藤耕二です。

質問の前に、私の通告の番号が間違っておりましたので、ご訂正願いたいというふうに思います。

平成26年度に策定しました第6次西川町総合計画では、西川町が存続していくために35年度時に確保したい人口は5,000人、世帯数は1,600世帯と設定していましたが、5月1日現在で4,989人で、5,000人を割ってしまいました。現状把握と今後の課題について質問したいというふうに思います。

最初の質問です。減少要因として、自然減と社会減が考えられますが、今現時点での町の把握状況をお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 人口5,000人を割った現状と今後の課題について等の質問内容でありまして、佐藤耕二議員のご質問にお答えいたしますが、まず本町の人口の状況についてでありまして、本町の人口は令和3年5月1日現在の住民基本台帳の登録では、世帯数1,820世帯、人口4,989人となっております。年齢3区分の人口は、14歳までの年少人口が403人、8.1%、15歳から64歳までの生産人口が2,324人、46.6%、65歳以上の老年人口が2,262人、45.3%となっております。

昨年同期では、年少人口が436人、8.4%、生産人口が2,428人、46.9%、老年人口が2,310人、44.7%となっております。年少人口は33人、生産人口104人、老年人口48人の減少と、生産人口の減少が大きくなっております。また、令和2年度における世帯の移動は、転入17世帯、転出14世帯、世帯分離34世帯、合併消滅54世帯で、年間合計で17世帯の減少となっております。

また、人口の移動につきましては、出生17人、死亡121人で、自然動態としては104人の減少、社会動態では転入55人、転出109人で54人の減少、令和2年度で合計158人の減少となっております。

令和2年度の地域別異動状況では、異動手続の確定及び集計方法の相違により、先ほど申し上げました数字との相違がありますが、県外からの転入は7世帯、18人、県内からの転入は8世帯、27人でありますが、県内では山形市及び寒河江市が多くなっております。一方、転出については、県外への転出は4世帯、40人、県内への転出は13世帯、88人で、寒河江市及び山形市への転出が多くなっているような現状であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、町長のほうから人口の減少の数字を挙げていただきました。ちなみに、過去7年間、なぜ7年間というと、6次総を振り返ってみてというようなことで考えてみますと、26年11月1日には6,009人いたんですね。そういう住民がおられまして、ちなみに27年4月1日現在ですけれども、5,912人、28年になりますと5,785人で、前年度から見ると127人の減少になっているんです。この年はですね。

29年は5,645人、マイナス140人です。30年4月では5,480人で、165人の減少です。31年、令和元年4月1日で5,340人ですから、ここで293人減少しているんですね、この年だけ。急激に減少が起きています。

4月1日に5,187人で、3年度では5,001人ということで、2年度、3年度から見ますと186人の減少になります。つまりこの7年間で1,008人の方がというか、人口が減少しているというふうになりますね。7年間で1,008人です。一方、世帯数ですけれども、世帯数で見ると、7年間では111世帯の減少になっています。

この数字が、今言ったように7年間で108人減少しているというような数字を、町長、捉えまして、どのように今後の課題を考えていけばいいのか、現在の町長のお考えで結構なので、お聞かせいただきたいというように思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 人口減少につきましては、これは全国的な課題でありまして、今のご質問のお答えになるかどうか分かりませんが、非常にまず西川町としましても厳しい状況でありまして、特に県内でも減少率が非常に上位クラスに入るということでありまして、特に現在の転出状況を見ますと、就職のため、または今まで勤めておられた会社が山形、寒河江にあるから転出するという方が多いというふうに聞いておりまして、これまでも人口減少を減らすためにも、西川町にいかに転入していただくかというような、そういった議論もしてきたんですが、そうでなくても、むしろ西川町から出ていかない、要するに転出しないような、そういった政策も非常に重要だというようなことも踏まえて、そういった方向も踏まえながら、これまでやってきたわけでありまして、なかなかそれが功を奏さないというようなことであります。

今後とも、まずは西川町の魅力を発信するか、そして西川町にプライドを持てるような、そういったまちづくりをするかが非常にこれからのこの町に残っていただく、特に今こういったコロナもありますので、就職関係もそうですし、改めて一次産業等も含めて、見直されて、地方へ出られる方もおるということでありますので、そういったものも含めて全般的なことも考えながら、間もなく第7次の総合計画に取りかからざるを得ないわけでありまして、その辺で改めてと申しますか、今後の方針を考えなければと思っております。

議員のご質問にお答えになるような返答ではありませんが、まず町民の皆さんと一緒になっておりますが、それと併せて、特に町内の状況を見ますと、山間地の集落の減少が非常に大きいということでもありますので、そして高齢化も山間地に限って50%を超えているというようなこともありますので、そういった意味で、これも申し上げましたとおり、集落の維持をどうするかも含めて、そういった中で集落に住む意義と申しますか、そういったものも含めて、今後皆さんと議論を重ねながら、地域づくり、まちづくりを進める必要がある。その中で、転出を防ぎ、さらには転入などをしていただければというようなことで考えておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 人口問題はやはり非常に難しいと思います。私自身もこんなに早くというか、今年5,000人を切るというのはちょっと予想していなかったんですけども、先ほど言いましたように、ただ31年、令和元年あたりでは、やはり5,000人を切るようなペースだなというような予測をしなくちゃいけなかったんじゃないかなと思うんですよ。

6次総の後期計画では、6次総と同じように、定住人口の維持確保というようなことで、これを最重要目標として掲げているということであっております。ですから、その辺から、

人口減少を止められないんでしょうけれども、それでもやはりその時点でどのような施策を打つのかということをしなくちゃいけなかったのかなと、私もちょっと後悔というか、そのような感じを持っておりますけれども、そのように後期計画の段階では人口問題をどのように捉えていらっしゃったのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 人口問題につきましては、これは議員おっしゃるとおり、非常にこれまでもそれぞれの第1次の総合計画からずっと人口減少が始まっておりまして、それに対応するためのまちづくりの方針を掲げながらやってきたわけなんです、なかなか止められなかったということは事実でありまして、今回の第6次につきましても、国の人口問題研究所の推計では、2020年には5,000人を切るであろうというな、そういった推計値であったわけなんです、そうでなくて、町としては5,000人を大きな目標に掲げながら、そして人口減少、ここまでは食い止めたいというような希望を持ちながら、その計画をつくったわけでありまして、しかしいかんせん、今回、2021年に5,000人を切ってしまったということでありまして、そういった中でこういった施策を町として考えておったのかということではありますが、そういった中で、やはり私はこれまでも申し上げてきましたが、まずこの町で生きる、要するに生活できる、生活するとなれば、西川町の資源を生かした産業をいかにつくるかが一番だというに思って、これまで来ておりまして、特に加工業といいますか、企業等につきましては、なかなか状況が海外移転ということも含めて、従前のような、女性型の企業やらそういったものについては、ほとんどが海外転出しているということもあって、なかなか事業誘致もできないというので、まず西川町にある資源を生かす。そのためには農業もそうですし、商業も、それから観光、こういったものを生かしながら進めるべきだと。そして、そこに定着できる人口をきちんとやるべきだというようなことで進めてまいったわけなんです。

そういったことも含めて、先ほど申しましたように、まず西川町から出られる方を止めるにはどういうことで、ちょっと遅くなりましたが、今回住宅団地の整備、これは前から申し上げていますが、睦合のコーポを譲渡を受けた時点で、あのときも譲渡を受けても入る人がいるのかというような、そういった話もあったわけですが、たちまち満杯になったわけでありまして、さらにその後整備しました団地につきましても、まだ空き地もあります、長期賃貸住宅等も含めて、順調な滑り出しを行っておりますし、あとアパート型もそうですし、若い人にはある程度のご理解も得られたのかなと思っておりますので、そういった意味で、まず若い人を含めて、町にとどめるというような、そういったことでの今回の事業であります

ので、そういったものを含めて、今後は第7次に向けられればと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 先ほども質問したんでしたけれども、過去7年間を振り返ると人口は1,008人減少しているということで5,000人割っていると。ところが世帯数は過去7年間で111世帯の減少なんですよ。目標は1,600世帯ということですけども、今、令和4年4月段階では……

古澤議長 佐藤議員、マスク。

7番（佐藤耕二議員） 失礼しました。

1,825世帯ということで、世帯数の減少が非常に少ないなと思っているんですけども、この辺の要因って考えられるんでしょうか。今現時点で結構ですけども、何か考えられることがあったら教えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいま佐藤議員のご質問、人口減少の割には世帯の減少が少ないのではないかというようなことについてであります。町長答弁にもありますけれども、転出転入、あと自然減というようなことで、1年間当たり大体150人前後ということで人口のほうは減少になっておりますけれども、世帯の場合は、令和2年度においては転入で17世帯、転出で14世帯、そしてそのほかに世帯分離34世帯、合併消滅54世帯ということで、例えば結婚なされる方も親御さんと同居しないで町内に残って別の世帯で残られるという方々なんかもいらっしゃるというようなことから、世帯のほうの減少はそれほどないのかなということと、一方で考えられるのは、高齢者の方は残っているんですけども、その下の若い夫婦の方々が町内から町外のほうに出られるという方がいるのではないかとこのように考えられ、

そうすると世帯は減らなくても人口は減っていくということになりますので、人口の減少の割には世帯の数はそれほど減らないというような現象にもつながっていると、そのような要因になるということにも捉えられますので、はっきりした分析等は行ってはいないんですけども、状況を見ますとそのようなことも言えるのではないかなというように捉えているところであります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） そうですね。いろんな要因があるんでしょうけれども、やはりその辺をひもといってみて分析してみると、いろんな結果というか、原因が追求できるのではないかなというような気もいたします。

多分高齢化世帯に結びつくのではないかなと思うんですけども、それは後で触れさせていただきますけれども、今27年から令和2年までの6年間になるんですけども、これの出生人を見ますと124人なんですね。6年間で124人。死亡された方が629人です。ということは自然減が505人になるわけですよ。転入者を調べてみますと、転入者は417人います。転出者は822人。つまり社会減は405人なんですね。

自然減は、これは原因といっても、これは亡くなる方が多いので、出生の問題は子育ての問題がいろいろあるんでしょうけれども、まず社会減のことを取り上げてみますと、405人の人口が社会減として減っているということです。つまり、今課長からもありましたけれども、転出者の数がやはり多いなと思います。

それで、令和3年5月1日に人口が初めて5,000人を切ったというふうに先ほど申し上げましたけれども、この年、この月が転出者が圧倒的に多いんですよ。その要因が、毎年というか、年別に考えてみますと、この年が圧倒的に多いという、この要因というか、もし今考えられることがありましたら、それも含めて政策推進課長にお尋ねしたいんですけども、お願いいたします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの議員のご質問であります。令和3年4月1日で5,001人となったわけですが、前の月から比べて、私もそう感じておったんですけども、約50人程度ほどいきなり人口が減ったという現象がありました。

このことにつきましては、いろんな要因があろうかと思えますけれども、その確たる明確な人口が減ったということにつきましては、これは様々な観点から分析してみないと分からないようなことがあろうかと思えますけれども、やはり一つ考えられるのは4月1日、3月

末というような時期から考えられるのは、毎年そうですけれども、やはり就学、進学と就職であります。

後ほどのご質問のほうにも若干関係するかとは思いますが、やはりそういった大きな転換期、そういったところで、やはり町内には高等教育機関がないというようなこと、大学になれば住所を移して山形とか他県のほうに出られる方、そういったことと、就職でも遠いところに行かれる方については住所を移されるという方が多いのかなというふうに思います。

ただ、例年に比べまして、今年の3月、4月に人口移動が大きく減ったということについては、何かしら特殊な要因があったかということにつきましては詳細は分からないところがありますので、一般的に申し上げれば、そのような原因は多分にはあったのではないかなというように推測をされるところであります。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、課長のほうから答弁いただきましたことですが、やはりこれといったなかなか要因を探り出すというのは難しいかと思えますけれども、この月だけなんですね、特別飛び抜けて多いのが。たしか55人だったと思えますけれども、ですからその辺の要因が、確かに進学、就職、これは十分分かるんですけども、毎年のことならある程度理解はできるんですけども、何かこの年が飛び抜けているなという感じがしますので、できればその辺を分析していただいて、今後に生かしていただきたいというふうに思います。

次の質問ですが、今の町の合計特殊出生率と現在の高齢化率をお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目ではありますが、本町の合計特殊出生率及び高齢化率についてであります。初めに合計特殊出生率についてであります。合計特殊出生率とは、その年の各年齢15歳から49歳までの女性の出生率を合計したものでありまして、1人の女性が一生の間に産むと見込まれる子どもの数でありまして、将来人口の増減の指標となるものであります。

本町の合計特殊出生率につきましては、平成29年は0.97、30年は1.19、令和元年度は0.99でありました。

次に、高齢化率についてであります。高齢化率の基本的な計算式は地域の65歳以上の高齢者人口を総人口で除したものであります。人口につきましては、国勢調査人口や住民基

本台帳人口などがありますが、本町の高齢化率については、令和2年10月1日国勢調査の速報では45.9%、3年5月1日の住民基本台帳登録人口では45.3%となっております。

以上のとおりであります。高齢化が進む要因には少子化が影響しておりまして、全国的にも合計特殊出生率が人口減少に転ずるといわれる2.07を割り込み、子どもが減り続ける中で高齢者人口は増え続けることが急速な高齢化社会につながっていると思っております。

以上です。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 合計特殊出生率なんか県の吉村知事なんか結構取り上げておりますし、ある意味では公約にも取り上げていたことだと思います。

高齢化も同じように、これは全国一律どこでも、あるいは県内どこでもというような捉え方だと思うんですけども、やはり西川町は出生率も高齢化率も非常に県内でも高い、高齢化率は県内1位ということで、その辺、今までいろんな形で人口問題を捉えてきたと思います。

その中で、人口動態統計なんかも含めまして、今まで過去に分析したことがあったのか、なかったのか、あるとすればどのような結果だったのか、その要点だけで結構ですので、お願いします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 これまでの本町の人口動態に関する分析について、どのような対応をしてきたのかということにつきましてですが、人口推計等につきましては、まずは国勢調査の人口が基本になりますので、地方交付税や財政運営等と判断する上で5年ごとの国勢調査人口が調査され発表されますので、そちらのほうの推計については随時推計をさせていただいております。今年度も速報が出る以前に町独自で人口推計をして、国勢人口の推計をして、財政当局のほうと調整させていただいているところであります。

加えまして、町の総合計画を立てる際、将来の見通しというようなことで10年後の人口の推移を見通して計画を立てていくわけですが、その計画策定についても、その都度人口の推計をしているところであります。

さらに、今年度策定する予定でありますけれども、過疎計画についても人口推計をして計画をつくる予定でありまして、今年度策定する予定の過疎計画については、持続可能な地方自治体にいかにしていくかという観点から、その数値等を求められるようにも伺っておりますので、現在の人口の動態も含めて、それに対してどのような施策を講じていくかというよ

うな観点から人口推計をしていくわけでございます。

その時々によって、そのときの人口の状態、それをいかに改善していくかということについては、前から本町の人口については高齢化率が高くて少子化が進んでいると。生産人口の流出に歯止めがなかなかかからないという傾向は依然として続いておりますので、そこにいかに有効な施策を打っていくかということにつきましては、まずは基本となる推計値を基にして、それに対して有効な施策というものを考えていく手段として、それぞれの計画や財政計画とか、そういった計画を立てていく際の基本的な数値として作成して対応してきておりますこと、そういった対応をしてきておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 非常に難しい問題ですから、これは十分理解できるんですけども、やはり手をこまねいているわけじゃなくて、いろんな角度から分析調査されているかと思えます。引き続きそういうことをお願いして、施策に反映させていただきたいというふうに思っています。

次の質問ですけれども、やはり人口問題になると、I J Uターン、あるいは地域おこし協力隊等の移住定住対策も非常に重要な施策ではないかなというふうに思うんですけども、これに対して今の現状と今後の課題について町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の3点目ではありますが、地域おこし協力隊や移住定住対策の現状と今後の課題についてではありますが、本町の地域おこし協力隊につきましては、これまでも一般質問で何度かお答えいたしておりますが、改めて移住定住対策全般の現状や課題と合わせてお答えいたしたいと思えます。

これまで、昨年度まで14人の協力隊の皆さんが本町に赴任され様々な活動を行っていただいております、このうち昨年度、3年間の任期を満了した協力隊員1人の方がそのまま町内に残り活動を継続されておまして、今月6月14日で任期満了を迎える協力隊の方も町内に引き続き住まわれ活動される予定となっております。

また、今年度1人の新規協力隊員を募集したところ応募があり、7月以降に着任いただき、農業振興のため活動を展開していただく予定でありまして、これは地域おこし協力隊員が任期後においても町内に定住できる環境を支援するため、本町では任期後の事業を行う場合の

起業支援の補助制度や生活支援経費として2年間の定着支援金の制度を設け、地域おこし協力隊員の定住を促進する施策を進めているところであります。加えて、移住定住施策の一つとして、空き家バンクの紹介、または移住希望者への情報発信などを行っているところであります。

また、移住を希望する皆さんへの本町のPR活動につきましては、昨年度は山形県が主催します2つの移住PRイベントに参加したところでありますが、ただしコロナ禍であったため、いずれもオンラインでの参加となりまして、対面で行うPR活動と異なり来場者への説明なども苦慮したことから、今後増えていくと想定されるオンライン型のPR活動について、いかに効果的に行っていくかが課題であると捉えております。

今後、本町における地域おこし協力隊員の定住に関する課題につきましては、協力隊員の任期期間中に本町で実現したい事業に係る活動にいかに深く関わっていただくか、関係する町民の皆さんとの交流を通じて本町で活動できる環境づくりがいかにできるかが重要と捉えております。

町でも地域おこし協力隊員の活動に対しては、関係者との定期的な情報交換を通じ助言を行い、支援体制の充実を図るなどの対応を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今の答弁の中で、圧倒的に地域おこし協力隊のお話が多かったというふうに理解しているんですけども、私はその前に、IJUターンがどうなのかなというふうに思っているわけですね。

地域おこし協力隊は、定住移住に結びついて、僅かな数と言うと語弊がありますが、やっぱりIJU、特にIUターンをやはりどうやって進めるのかというのが定住人口に結びついていくんじゃないかなと思うんですけども、今町のほうでIJUターンで来た方は何人ぐらいいらっしゃるか。私、課長と相談していないので今すぐ分かるかどうかですけども、大体何人ぐらい町ではいらっしゃるんでしょうね、IJUターンという。その辺は捉えていらっしゃいますか。もし分かれば結構です。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまのIJUターンの方の人数の把握という状況でございますが、町民税務課のほうで転入された方等のアンケートなども任意で行っているようなものもありますけれども、明確に何人いらっしゃったかということにつきましては、転入者の数自体は

それぞれの月において分かりますけれども、Iターンなのか、Uターンなのか、Jターンなのか、その区分につきましては把握していない状況であります。

よろしく願いいたします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 先ほど言ったように、I J Uターンというのは大きい問題だと思っ  
んですよね。

ちなみに、私が住んでいる大井沢では今I Uターンだけで25名いらっしゃいます。先ほど  
の町長の答弁にありました地域おこし協力隊の方は当然含まれておりません。

それぞれの人数が今いらっしゃるんですよね。これは町で把握するのが難しければ、近々  
区長会もあるんですけれども、それぞれの区長だと分かるんですよね、地元のことは地元で。

Iターンとか、Uターンとか、I J Uターンで全部一括して結構だと思っ  
んです。どれく  
らいの方がそれぞれの地域に来ているのかなということをやはり把握しておいて、それを今  
後に結びつける。あるいは問題点は何なのか、課題は何なのか。

先ほど空き家の話もありましたけれども、空き家バンクという話もありましたけれども、  
そこも含めまして、やっぱり次の施策が打てるのではないかなというふうに思っ  
んですけれ  
ども、その辺は今後もやっていただきたい、ぜひやっていただきたいことだと思います。

それから、今のこのコロナ禍の中で首都圏からの田舎暮らしをしたいという方がやはり非  
常に多くなっているそうですよね。それに対して各市町村もかなり力を入れているというよ  
うな状況だそうです。

先日新聞を見ていましたら、山形県のふるさと山形移住・定住推進センターによると、昨  
年度移住者は143人でアクセス数は67%増の22万8,983件と掲載されておりました。町のほう  
でもその辺は捉えられているとは思っ  
んですけれ  
ども、こういう移住者に対する対策、ある  
いは山形県の移住・定住推進センターとの絡み、前に1人町から行ったと思っ  
んですけれ  
ども、その辺をどう捉えていらっしゃるのか。どういうふうにお互いに連携をし合っているの  
か、教えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの山形県の移住定住に関して、町としての連携の方法はいかに  
というようなことでありますが、町としても町単独で移住定住を進めるということについて  
はなかなか難しい状況でありますので、積極的に県の事業とも絡めて取り組んでいる状況で  
あります。

昨年においては、町長答弁にもありましたとおり、県の主催の移住定住のイベントに2回ほど参加させていただいております。9月の移住定住相談会、これは西村山1市4町が入ったイベントでございます。加えて11月には全県下で行ったイベントにも出席しております。

いずれもオンラインでの参加というようなことで、なかなか対面で行うようにお声がけをして西川町のブースに来ていただいて、いろいろご説明するというようなわけにもいかず、なかなか本町との直接のやり取りという部分はあったことはありましたが、やはり対面でやるようなところはなかなか思うに任せない部分もありましたので、町長答弁にもありましたように、その辺のところの対応につきましては、県といろいろ協議していく中で、その対応方法については今後さらに有効な方法を探っていければというように思っております。

加えまして、移住者に対する各種助成事業につきましては、首都圏のほうからこういった公的機関を通じて県内の提携する企業に就職した場合、1人当たり100万円の補助金を出すというようなこともありますけれども、うちの町のほうでも当初予算のほうにそういった対策経費を予算のほうに計上しておりますが、なかなかその制度にのっとった方というような方の受入れは今まで実績がないところでありますが、県の制度に沿った形での移住定住施策のほうも進めてまいりたいということと合わせまして、町のほうで移住されてくる方々、特にお住まいの件につきましては、空き家バンクの有効活用をする際に、購入する際の助成制度でありますとか、引っ越しする際の引っ越し費用や清掃に対する支援制度なども町独自でも講じておりますので、そういったところも移住定住の各事業に絡めてPRさせていただくようなことで進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにせよ、本町単独で活動していくということにつきましては、やはりマンパワー的情報発信の点からも厳しいところがありますので、周辺市町、県とも連携した形で今後とも進めてまいりたいというふうに捉えているところであります。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） Uターンというとなかなか今課長から答弁があったように難しい部分がありますけれども、Uターンはそうでもないような気がするんですね。自分の生まれたうちに東京、向こうにいる方が戻ってくるというようなことがUターンになるわけです。

これは考えようだと思うんですね。考えようというか、その辺の情報発信も含めてどうやっていくのかって、町で主体的にやるのはどうしたらいいのかと考えていくと、できなくはないんじゃないかなとは思っています。

今、I J U ターンのほかにWターンとありまして、夏場はあっちにもこっちにもいるけれども冬場は向こうにいるとか、いろいろな人がいるわけですが、ただUターンに関しては、やはり施策によってはできるんじゃないかなと思いますので、その辺ぜひ今から検討していただきたいというふうに思います。

地域おこし協力隊なんですけれども、先ほど町長のほうからも答弁がありましたけれども、今現在は多分台湾出身のリャンさんだけかなとは思いますが、前にお聞きしたときに農業従事者の方を対象に地域おこし協力隊を募集していきたいということで、今のお話ですと7月以降には1人何とかという話がありましたけれども、地域おこし協力隊、具体的に少しなっちゃいますけれども、今年多分、地域おこし協力隊で西川町にお話を、あるいは応募した方がいらっしゃると思うんですけれども、お一人ですけれども、その方は今現在、朝日町の地域おこし協力隊をやっています。

私もお会いしたり、あるいはお話を聞いたりしているんですけれども、西川町に行ったけれども駄目だったと。私は西川町が好きで西川町に行ったのというようなお話をされました。今、朝日町でやっている仕事は、関係人口創出といったかな、関係人口創出のために地域おこし協力隊として働いていますというふうにおっしゃっていました。

この方は夫婦でいらっしゃっているんですね。協力隊は1人だけ、旦那さんだけなんですけれども、夫婦で来て、いずれはやはり定住したい、そういう目的で地域おこしに募集したと。じゃ3年たったらどうするのと聞いたら、できれば西川町に行きたいというようなことを言っていました。

なぜこの方が採用されなかったのかなと考えていくと、農業対象者、農業に従事する方を1名しか募集していなかったからなのかどうか分かりませんが、その辺、ちょっと具体的に なっちゃいますけれども、差し支えない程度でお答えいただければというふうに思うんですけれども。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 地域おこし協力隊の新たな方の募集についてであります。

個人の特定になるので、あまり具体的な答弁というものはいかなものかというふうに思っておりますが、このたび町のほうで3月に、議員ご指摘のとおり、農業に従事し、地域の農業振興のために農業に従事していただく方ということで募集を行ったところ、1名の方の応募がありまして、先般面接を行いまして採用ということで、この7月以降に地域おこし協力隊として活動いただく予定になっております。

議員のほうからお話があった朝日町の地域おこし協力隊に応募された方につきましては、昨年私もお会いしておりまして、その方と一言二言言葉を交わした程度でございますが、やはり夫婦で来町されたいということで希望があったかというふうに記憶しております。ただ、そのときに地域おこし協力隊として来たいというふうなお話をいただいたというふうなことではないというように認識しております。

このたびの応募については、その方からはなかったのかなというように記憶しているところであります。

以上の状況でありました。

私のほうからの答弁につきましては以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 分かりました。

ただ、地域おこし協力隊は、定住移住ばかりじゃなくて町のためにやってくれるんですから、農業に従事者する人1名ということじゃなくて幅広くやって、会ってみて、もし町の方針と違うならば違うというふうにお答えというか、言っていただければお互いにいいのかなと思いますし、私も常任委員会でも地域おこし協力隊でいろいろ案件としてやっていたわけですけれども、その中でもやはり今のことがあったように、農業に関連する方というふうなことがあったんで、それも併せて今お聞きしたわけでした。

今、地域おこし協力隊、これに補助金制度がありますよね。先ほど、ちょっと変更があったのかどうか分かりませんが、西川町地域おこし協力隊定着支援補助金要綱というのがあります。

これは現在、地域おこし協力隊としてやっていただいた方が町に残った場合にというような限定でこの要綱がつくられているかと思えますけれども、例えば他市町村で地域おこし協力隊でいて、じゃ西川町に来たいという方は、この要綱の中に入るのか入らないのか。もし入らないとすれば、何かその辺考えられることはないのかどうか、急な質問で申し訳ないけれども、お願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの議員のご指摘の地域おこし協力隊の定着支援金についてであります。

現在の要綱につきましては、西川町で地域おこし協力隊をして3年間の任期を終了された方で、その後も町内で活躍される方ということで、限定した形で要綱を定めているところで

あります。

他市町村でされた方が西川町ですということについては、現在の規定の中では想定はしてございませんので、本件につきましては今後の検討課題だなというように捉えさせていただきます。

今のご意見を踏まえて今後の対応も考えてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 次の質問に移りたいと思っているんですけども、質問3が4になってしまいますけれども、上記以外の社会減に対する課題と対策はどのように考えていますかという質問ですけれども、これは今までいろんな角度から答弁いただいたり質問したりしていますので、この質問に関しては内容的に同じだったなと思いますので、これは削除していきたいというふうに思います。

今、人口を維持、拡充していくためには、出産や子育て問題、あるいは教育環境問題とか、あと雇用の確保を含む経済対策とか、産業振興とか、あるいは町外からの移住の問題とか、やはり総合的な観点でいかないとなかなか難しいものであって、一つ一つの施策が最終的には一緒になって、そして人口定住に結びついていくという形になろうかと思えます。

このことは私が言わなくても町の職員の方は十分ながら分かっているかと思えますけれども、ただ、私が今まで質問した中で、やはりいろんなものを分析していくというのが前に進むことには非常に大事なことだと思いますので、可能な限り分析をして、原因を追求して、課題は何なのかとして、そしてやはりその先に進むということも非常に大事じゃないかなと思えますので、今後ともそういうことでやっていただきたいというふうに思います。

後期計画も残りまだ2年ぐらいしかありませんので、6次総、先ほど町長から7次総の話まで出ましたけれども、本当にそういう時期ですので、前向きにお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

古澤議長 以上で、7番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

菅野 邦比克 議員

古澤議長 続いて、4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

4番（菅野邦比克議員） 4番、菅野邦比克です。

最初に、ワクチン対策に当たられている職員の皆様、感謝申し上げます。これからも町民のために十分に注意して対処していただきますようお願いいたします。

私のほうからは、2つの項目について意見を述べたいと思います。

最初に、啓翁桜についてです。啓翁桜の販売目標の1億円達成の見通しはというふうな項目です。

令和6年の販売売上げ目標1億円と設定しておりますが、雪害による被害状況を見ると、木が折れているものや枝折れをしているものが多く見られます。半分ぐらい被害に遭っているところもあり、今後の対策について質問します。

質問1、雪害による枝折れや木が枯れたことにより、販売目標1億円及び生産量当初目標73万2,000本の確保は大丈夫なのか。また被害の状況をどう把握していますか。今シーズンの売上額と生産量の実績を教えてくださいたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま啓翁桜、販売目標の1億円達成見込み、見通しについて菅野議員からご質問がありました。まず初めに啓翁桜の生産振興について申し上げますが、啓翁桜の生産振興につきましては、議員ご承知のとおり、山形県第3次農林水産業元気再生戦略における販売額1億円を目指す大規模園芸団地化計画を平成29年度に策定しまして、西川町啓翁桜生産組合とさがえ西村山農業協同組合が事業実施主体の西川町園芸団地化実践協議会を立ち上げ、推進してまいりました。

その園地の拡大目標面積につきましては、議員ご指摘のとおり、当初36.6ヘクタールと設定しておりましたが、啓翁桜の単価が上がったことなどにより拡大目標面積を34.1ヘクタールと変更しまして、今年度は最終年度として1ヘクタールの造成で終了する予定であります。また、施設整備につきましては、今年度、吉川地内に加温施設及び作業室等の増設を予定しております。この整備により大規模園芸団地化計画の当初計画は最終となります。

それでは、質問の第1点ですが、啓翁桜の雪害の被害状況並びに今シーズンの売上額及び生産量についてであります。初めに雪害による枝折れや枯れの影響についてであります。この冬の農業関係全般の雪害状況につきましては、スノーボール及びサクラノボ等

のハウスなど、農業温室等の被害額は1,073万円であります。

今定例会に上程しております令和3年度一般会計補正予算(第2号)に、大雪被害、大雪災害対策として、国及び県の強い農業・担い手づくり総合支援交付金536万6,000円を計上しているところであります。

次に、議員ご質問の啓翁桜等の樹体への被害状況についてであります。樹体への被害状況につきましては、サクランボ、桃等を含めての被害が報告されておりまして、そのうち啓翁桜につきましては、特に令和元年度に植栽をしました海味地内の岩木及びアクト地区3.3ヘクタールの枝折れなどの被害報告を受けているところであります。

しかし、このたびの大雪による樹体への被害は、農業施設災害で計上した国及び県の総合支援交付金の対象外となります。そのため、今後の啓翁桜等の被害対策として、生産者、啓翁桜生産組合並びに農協による対策会議で具体的な対策を検討しましたが、枝折れはあるものの、枯れの被害が少数であり、関係者による被害対策を実施する旨の報告を受けております。

なお、このたびの雪害による令和6年度販売額1億円達成の目標への影響につきましては、令和2年7月降雨災害による吉川団地の一部崩壊等もありまして、目標販売額には少なからず影響があるものと考えております。

次に、今期の西川町産の啓翁桜の出荷実績についてであります。出荷本数は36万400本、対前年度126%、販売額は5,038万7,000円で、対前年度比127%と伸びております。

農協の調査によると、市町村別では、これまで県内の生産第1であったさくらんぼ東根市農業協同組合を抜きまして初の県内市町村第1位となり、県内販売本数のシェアも25%以上と順調に伸びているところであります。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番(菅野邦比克議員) ただいま説明がありました東根を抜いて1位になったというふうなことは、大変実績としてすばらしいものであったというふうに思っております。

私も去年植付けをした吉川のホリワリと、それから2年前ですか、海味の、寒河江川の左岸、それから去年植えたアソを見てきましたんですが、一番ひどいのは寒河江川の左岸、あそこは3町歩、4町歩ぐらいあるんでしょうか、あそこは去年も随分生育が悪いということで質問したんですけども、やはり枯れているのか、全然成長できないのか、あそこを見ると一発で分かると思います。あそこが一番ひどいのかな。

それと吉川の、あそこも4割くらい駄目なのかなという見た感じでは気がしておりますので、西川ブランドとして生産体制を当初73万2,000本の確保、そして1億円の売上げを目指すというふうなことを大前提にしておりますので、この辺についてももう一度、先ほどの説明ではあまり被害がなかったというような感じでしたけれども、実態面で課長のほうでどう捉えているのか、お聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 啓翁桜の議員からのご指摘がありました。

まずは海味のアクト、岩木地域ということで、3.3ヘクタールの園地のご指摘だと思います。

ご指摘のとおり、一部今回の豪雪によりまして枝折れの被害は大分出ているのかなというふうなことで調査をさせていただき、さらには枯れも含めて調査をさせていただきました。

それで、実態を申し上げますと、枝折れは確かにありまして、やはりそのことによりまして、今後の成長、生産における一部影響が出るのかなというふうなことで考えておりますが、実際には枯れてはおりませんで、これから、先ほども町長から答弁がありましたとおり、生産組合、生産者、さらに農協で、そこにしっかりとした肥料とか、そういった対策を取れば再生するというふうなことでございまして、若干の1年、2年の作遅れというのはあるかと思いますが、そういうふうなことで再生に向けて対策を取っていけば、ちょっと伸びますが、何とか再生できるというふうな見方をしております。

県の今回の被害に係る樹体への支援、先ほど町長からありましたとおり、啓翁桜についてはございません。啓翁桜は枝折れがあったとしても、再生がすぐ可能だというふうな県の見方をしております。リンゴとか、そういったほかの果樹につきましては、一旦折れますと再生に非常に時間もかかるということで、苗木の補助などはありますが、啓翁桜についてはそういうことがないというふうなことでございまして、本町の視点におきましてもそういう実態を見ております。

あと、吉川のほうのホリワリ、あそこの園地につきましても昨年植栽をしているところがございます。あそこ、影響はこちらの岩木よりもないのかなと。植えたばかりでも、しっかり枝を張って立っているものもございますので、根付きもしているようでございますので、その辺についても、やはり雪に対する状況は、雪からの影響はあったわけですが、そういうような形で見えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今年の出荷額も伸びたというふうなことで、去年質問したときに、正月に向けての出荷体制を整えて単価が非常によかったというふうなことで、1本で173円ぐらいになったということで、今年は去年よりコロナで大変ひどかったと思うんですが、単価的にはどうだったんでしょうか。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 ただいま計画で見えております。昨年の177円までは至っておりませんが、計画では147円、1本当たり見えております。

今年度につきましては1本当たり166円の単価がついておりまして、ただ、このコロナの状況によりまして、大物、長物のものが少なく、大体80センチぐらいの短いものが家庭内の需要が多かったというようなことで、それが多くなっております。

したがいまして、若干昨年よりは単価的には下がってはいるんですが、計画では147円を見えておりますけれども、166円というようなことでございまして、単価も非常に多く、高額に引き取っていただいたというようなことでございます。

本数につきましても、先ほど町長から答弁させていただいたとおり、東根を10万本以上超えておりまして、山形県内一、つまり日本一の生産地になったというようなことでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 先ほども申し上げましたのですが、東根を抜いたというようなことで、生産者、それから町、農協が一体となってやった結果だと思うので、非常にうれしく思っております。

販売先も、先ほど佐藤仁議員のほうから動画を作ったというようなことですが、インドネシア、香港、マカオ、シンガポールに販売先を広げる動画をしたというようなことですが、出荷の状況といいますか、単価的には海外向けの3,000本を売り出す、出荷したということだったんですけれども、実態はどういうふうな数字だったか、分かれば教えてください。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず、海外輸出については、令和3年2月現在の数字を申し上げますが、合計で1万9,000、2万本ですね。昨年より倍ぐらい出ております。販売

金額も倍になりまして570万を超えておりまして、平均単価が、先ほど166円というようなことで国内は見えましたが、海外でいきますと288円ほどの単価が取れておりまして、輸出国としましても9か国への輸出をしているものでございます。

このたび、国のほうでも輸出戦略というようなことで27品目の農産物を指定しているわけですが、県内におきましてリンゴとかブドウも山形県内のものがそうやって輸出の品目として決定しておりますが、花卉の部分は、山形県の啓翁桜が27品目の花卉の部分で選定されておりました、今後は国とともに、さらに輸出に向けた取組も山形県と一体となりながら進んでいきたいというふうに思っているところでございます。

よろしくお願いいいたします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 県のほうでも海外向けの販売を強めているというふうなことですけれども、その中で西川町が日本一になったというふうなことで、山形県は全国の8割以上生産しているわけですが、その中で、たしか東根のほうが生産者の数が非常に多いと思うんですけれども、西川町が生産者は東根から見ると人数は少ないわけですが、本数、金額が増えたというようなことは非常に努力の結果だろうと思います。

そうしますと、確認です。目標1億円というのは格別変更はなさらないということでしょうか。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 目標の1億円につきましては、大規模園芸団地化推進計画の一つの大きな目標値でございますので、それに向けてこれまで努力したものですから、それに向けた1億円というのは変わらず目標値として持ってまいりたいというふうに思っているところでございますが、ただ、先ほど申し上げましたとおり、令和6年に完全達成できるかにつきましては、そういった自然災害等が非常に大きく作用しておりまして、当然生産者、農協さん、一生懸命頑張っておりますので、それに対する町の支援もしっかり充実していく必要があるというふうに思っておりますが、やはりそういうところを含めてしっかりと支援体制を取りながら、目標に向けて頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

よろしくお願いいいたします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 1億円に向けて頑張っていたきたいというふうに思っております。

す。

続きまして、質問2にまいります。

昨年の6月の定例会でも質問いたしましたんですが、作付地に不適切な場所があるのではないか。今年度で作付地の造成、当初の36.6ヘクタールの造成は完了する予定になっていましてけれども、再植栽の計画や別の植栽地を増やす計画があるのかどうか質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の2番目ではありますが、啓翁桜の植栽地についてであります。啓翁桜の園地整備箇所につきましては、全て西川町啓翁桜生産組合、さがえ西村山農業協同組合が確保した園地を町が国の農地耕作改善事業を導入しまして代行整備を行っているものであります。まずその園地は土壌調査を実施するとともに、山形県農業技術普及課からも確認いただいているものでありまして、また再度の植栽の計画や別の場所への園地造成につきましては、啓翁桜生産組合並びに農協が独自に園地を拡大することは別として、町ではこれまでどおり大規模園芸団地化計画に基づく団地整備並びに施設整備を推進していくこととしておりまして、現在の計画の中では別の園地を求めていく予定は今のところありません。

ただ、今後の状況によっては、また新たな計画も想定されるかと思えます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今のところ町としては造成は計画はないというようなことですが、去年の質問で、いわゆる寒河江川の岩木地区、あそこは、去年も質問したんですが、砂地であり、岩、石がごろごろですので、石は肥やしにならないでしょうという話をしたわけですが、あそこが一番ひどいというのは下が川で水が流れている。

だから、去年の答弁では西村山農業技術普及課の職員からは植栽地としては大丈夫だというふうなことが答弁がありましたんですが、実際見ると啓翁桜の植栽地としては下が水が流れていない、それから南側斜面には向かない、向いているのは北向きの斜面だというような調べるとそういうことを伺っているんですけども、あそこは、2年目、3年目に入らなんでしょうけれども、成長が非常に悪いですね。だから肥料をやったり何やったりするよりも、もう一度あその面積を確保するんであれば、土壌の上乗せといいますか、改良が必要なのかなと思って私個人的には見ているわけですが、あのままですと何年たってもあのままかなという気がします。

ですから、その辺も検討していただいて、面積の造成地の確保については、ひとつ検討をしていただければ大変ありがたいというふうに思っております。そうすることによって生産

者の方も安心できるのかなと。あそこは誰が借りているか分かりませんが、そういうことをお願いしたいと思います。

それから、次に行きます。

生産者に携わる方々の所得が減少すると考えられます、いわゆる植栽地が不適であれば。生産者の生活安定のため、町として今後どのような対策が取れるのか質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の3番目ではありますが、啓翁桜の生産者に対する対策等ではありますが、このたびの雪害対策支援につきましても、先ほど申し上げましたとおり、生産者、西川町啓翁桜生産組合並びにさがえ西村山農業協同組合によります対策会議で具体的な対策を検討しておりますが、現在までのところ町の支援要請等は、現在の計画の中では特別な支援要請はない、ありません。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番(菅野邦比克議員) 生産額が先ほど説明で約5,000万というようなことで、令和2年度の計画では4,935万の生産額の目標を上げておりますので、ほぼ目標に沿った形での生産額というふうなものと理解しております。

それに伴って、利益のほうも単価が高かったということであれば、1人当たりの所得も増えたということで理解してよろしいんですか。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 議員ご指摘のとおりで、単価も上がりまして生産量も増えましたので、1人当たりの生産額については増えているというようなことでございます。

よろしく願いいたします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番(菅野邦比克議員) 生産額、収益が安定すれば、若い方が啓翁桜に携われる方も多くいらっしゃいますので、それから移住された方も生産に携わっているというようなことがありますので、生活の安定があれば啓翁桜の生産をして西川町に定住が安心してできるというふうなことだろうと思いますので、これからもいろんな面で県外から移住された方について対策をきちっと取っていただければ、我々としても安心できるし来られた方も安心できると思いますので、今後もひとつ、西川町のブランドとして啓翁桜を生産していくんだというようなことの強い意思でもあろうと思いますので、その辺の生産者に対する手厚い、手厚いと

いいですか、生活の安定のために町としても取れるものが出てくれば、ぜひやっていただきたい。

先ほどの自然災害もあるというようなことですけれども、何か災害のないうちにいろんな対策を協議会の中でつくっていただければありがたいと思います。その辺について、一つだけ確認させていただきたいと思います。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まずは、しっかりと計画に基づきまして、今年度、計画、いろいろ生産、園地拡大、さらには加温施設等の施設整備というようなことで最終年に当たるものでございます。

まずは本年度、これまで計画させていただいたものをしっかり対応させていただいて、今後の生産販売等につきましても、国の地方創生交付金などを活用しながら、今年度PR経費等も頂いておりますけれども、それら一体を含めて、単価向上、さらには販売促進にもつなげながら、全体的な農業生産者の、啓翁桜生産者の支援にしっかりと対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 2項目めの質問に移らせていただきます。

ケーシーフレーム株式会社の自己破産の動向はということで、令和2年9月の定例議会でケーシーフレームの弁護士から9月に自己破産申請をする予定との連絡があったと答弁がありました。実際に自己破産したのか、またその後どうなったのか質問します。

また、旧西部中体育館は今後どうなるのか質問します。昨日の全協でもありましたんですが、再び質問させてください。

相手の弁護士から自己破産の連絡があったのかどうか、質問をいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ケーシーフレーム株式会社の自己破産の動向について、相手の弁護士からの回答、それも含めてのご質問であります。ケーシーフレーム株式会社の破産申立てについてあります。議員ご指摘のとおり、令和2年9月定例会の一般質問におきまして、平成30年4月に同社から債務整理を依頼され受任通知を发出された弁護士の話では、9月頃に破産の申立てを行う予定とのことであるとお答えいたしております。しかし、令和2年9月に破産申立てはありませんでした。

従来から債務整理を依頼された弁護士とは職員が電話で連絡を取り合っておりまして、令和2年9月以降も弁護士が不在で、留守番電話等のときも多々ありましたが、破産の早期申立てや海味地内の本社敷地内にあるこの冬の大雪により倒壊した倉庫の早期処理などについて、4回にわたり電話で直接弁護士と話をしているところであります。

弁護士の4月中旬の話では、書類の準備はできた。4月終わりには提出したいとのことでしたが、破産申立てを行ったことを確認してはおりません。

今後とも弁護士と連絡を取りながら注視してまいりたいと思っております。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 相手の弁護士がなかなか前に進んでいるのかいないのか分かりませんが、私もこの土地の貸借については、貸借といいますが、この会社については10年たつと法務局のほうから登記閉鎖というふうなことがありますので、今6年過ぎたわけで、残りあと4年弱、4年以内ということになります。

今のうち、会社がまだ存続している間に、何とかけりをつけたいというふうなことの強い思いもありまして、この問題を解決するには、いろんな検討会とか調査会とかをつくって、いろんな方、専門家に入っていただいて、前に進めることはできないのかどうか。

当初、議会のほうでも賛成で進んだわけですので、議会のほうからも誰か出席しているんな検討をさせてもらって、この問題を解決していくというようなことにはできないのかどうか、行政としてはできないんだとか、私分かりませんので、そんなことの立ち上げができるのかどうか、参考にだけお聞きしたい。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 菅野議員のご質問にお答え申し上げます。

このケーシーフレーム株式会社という法人の、いわゆる自己破産の申立て等々については、これまでも本議会の定例会、一般質問、さらには議会全員協議会等で議員の皆様からご質問を頂戴し、あるいは町のほうから現状についてご説明を申し上げてきたというような経過が多々ございます。

ただいま行政として何とかできないのかというような形でのご質問と受け止めさせていただいて、お答え申し上げますならば、昨年、議会全員協議会の中で、いわゆる破産申立てのやり方ということでご説明を申し上げた経過があると記憶してございます。

会社、法人、自らが破産を申し立てているというのは当然一般的な傾向だと思っておりますが、こ

れを行政、町として行うことができるのかと、こういうことであります。これについて、私どものほうでは、町のほうで一法人の破産申立てを行うというようなことは一般的には通常あり得ないと。当然、一法人のために税金を使って手続を取るといのは普通はあり得ないというようなことで、逆に様々な関係者から訴えられるおそれがあるというようなことで、町の顧問弁護士等とも指導をいただくなり話し合いをしながら、そういったご説明をさせていただいた経過がございます。

したがいまして、町といたしましては、現段階でも法人自らが自己破産の申立てを行って、それを受けて管財人を地方裁判所のほうから選任いただいて、財産の換価処分等を行っていただくのが最も妥当であるというふうに考えております。

議員もこれまでもご指摘いただきましたように、法人、会社そのものを一つのいわゆる閉じ方としまして、あるいは再建の仕方としまして、様々な方法はあろうと思います。最も避けられないといけないのは、何もしないでそのままの状態にしておく、倒産の状態であるというようなことでありますので、私どもとしましては、法人が自己破産の申立てを行っておるというようなことで、町長からもお答えいたしましたとおり、その代理人の方とまた今後とも頻繁にご連絡を申し上げながら注視してまいりたいというところで考えておるところでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 町としては積極的に動けないというようなことですが、実際に西部中の体育館については、土地賃貸借契約、10年で更新するんですか。

解除通知は今度出されると思うんですけれども、解除したとしても町の土地の上に民間の建物が建っているというふうなことになるので、何もあそこはできなくなるおそれがある。

結果的には、将来税金投入ということもなくもないんだろうと思いますけれども、この西部中の体育館については、よその建物、いわゆる空き家になっている別の法人の建物もあるわけですが、町が関わった物件というふうなことで、別物件だという、別物件といいますが、違うんだというようなことを私は思っておりますので、積極的に動いて、チーム西川で頑張ってみませんかということなんですけれども、やっぱり難しいですかね、解決していくというのは。

弁護士任せ、いわゆる向こうは弁護士料を払っているわけですので、何かにかの費用は

持っているとか、収益源があるのかどうか分かりませんが、いろんな方、専門家が入って、チーム西川でケーシーフレームを処理する。

一番いいのは、最後の根抵当権設定者が申立てをして競売にかければ一番いいんでしょうけれども、なかなかその辺のことも分からないので、一応調べて、どうなのかなというふうなことは、我々も調べるのはどこまでできるか分からないけれども、応援はしたいと思いますので、その辺についてもう一度、将来の税金投入をしない形になれるような形で動きたいと思いますけれども、どうですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 菅野議員のご質問にお答えさせていただきます。

将来の税金投入を防ぎたいというようなことでの観点からというご質問にもなるかというふうに思いますけれども、旧西部中学校の体育館、これの建設されている土地については、議員ご指摘のとおり西川町の所有の土地になってございます。

この土地を、議員をはじめ、皆様ご案内のとおり、契約当初は平成35年3月31日ということでありましたので、令和5年3月31日までということで、あと2年弱ほど賃貸期間が残っておるというところでございます。

5年3月31日まで、ケーシーフレーム株式会社のほうに土地については無償でお貸ししていると、こういうケースでございますけれども、これまでも議会のほうでもご説明いたしましたし、私どものほうでもいろいろ調べたところ、やはりこの契約書のほうに期限が明記になっているというようなところで、あと2年弱は相手方、ケーシーフレーム株式会社のほうのいわゆる賃貸契約は有効ということで指導もいただいていますし、認識しておるところでございます。

ただ、上物が今後どうなっていくかという点については、底地が西川町の底地になりますので、やはり底地の西川町の承諾がなければ、今後民々のいろんな取引等の中で上物の体育館を、いわゆる動く、動かすということはなかなかメリットはないのかなと、いわゆるハードルは高いのかなというふうには認識しております。常に西部中学校の件について、どこか、いずれかから紹介あるいは問合せ等があるのかなと注視はしておりますけれども、当然これまでは何ら問合せ等は一切ないというような状況でございます。

今後とも、これまで同様、先方のいわゆる出方を見極めながら町としても対応していきたいということで考え方は変わりございませんし、この西部中学校の体育館の関係についての考え方は後ほど質問3のほうにも通告でなっておりますので、そういったことでご理解を賜

りたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 分かりました。

この会社は、平成27年5月21日から会社の定款変更というか、変更がありません。登記変更が行われていないので、10年間という令和7年に10年経過しますので、先ほども話したとおり、会社があるうちに交渉できれば一番いいかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、質問2に移ります。

固定資産税の未納額が、金額は分かりませんが、大きくなっていると思います。今後、回収対策について、どのような方策で対応しようとしているのか質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 第2問の質問であります。ケーシーフレーム株式会社の固定資産税についてありますが、固定資産税の未納に係る回収対策につきましてですが、一般的な流れとして、未納が発生した場合は、督促状及び催告書等による納税の催告、次に差押え・交付要求等の滞納処分、徴収猶予等の納税の緩和措置、第二次納税義務の追及等の納税義務者の拡張などを行い、滞納金を徴収して換金するか、あるいは滞納処分の執行停止を行うことにより徴集権を消滅させるか、いずれかの解決策を講ずることとなります。

本件の場合、固定資産税の納付が行われなくなった平成29年10月から対応を行っておりますが、その後も固定資産税の納付がなかったことから、30年4月5日に旧西部中学校体育館を差し押さえ、さらに30年12月26日に海味地内の工場及び土地について参加差押えを行い、督促状や催告書の送付を行うとともに、預貯金等の調査や商業登記簿の確認、社長宅への実態調査などを行ってきているところであります。

今後の対応につきましては、破産手続が進んだ場合、裁判所から破産管財人が選任されまして、町税の債権がある本町にも破産手続が開始された旨の通知があるものと考えております。

しかし、連絡がない状況にありますので、これまでどおり催告書等の送付や実態調査等、適切に対応を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 差押えもしていますので、競売にかかれば税金回収というようなことにはなろうと思います。

税金の時効というのは5年ですよ。5年でその時効を迎えるわけですがけれども、平成29年から税金を納めていないということで、平成34年というか令和2年に時効を迎えるわけですがけれども、時効の中断というふうな手続で内容証明書の督促状を発送しているというふうな理解でよろしいんですか。

古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 時効の中断についてのご質問でありますけれども、議員おっしゃられるとおり、差押えによりまして時効の中断が成立しているというふうな捉えているところでございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 催告書というのは内容証明書で発送していると思いますけれども、年に何回ぐらい出されているのか、参考で分かれば。

古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ご質問の催告書等につきましてでございますが、昨年度の場合ですと4月、5月、7月、あと9月、さらには10月、11月というふうなことで、その後も1か月置き程度には送付しているというふうな状況となっております。

その間、実態調査なども行いましたり小規模登記の確認などを行いながら、状況をその都度把握をして対応させていただいているというような状況にありますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 年6回ぐらい督促状を発送しているということで、大変抜け目なくやっていただいているようで、大変よろしいと思っております。

会社の経営というのは、会社が順調にあれば引継ぎも次の世代というふうなことですがけれども、悪くなったからといって逃げちゃって、逃げ得のような形の方というのは社会正義からいっても絶対許せることではありませんので、何とか税金を回収したいというふうな思いは私も強く思っています。逃げ得は一切許さないというふうな気持ちですので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。

督促の公示通達というのは、あそこの表にも固定資産税の督促、公示の通知だか通達だかが貼ってありましたんですけれども、ああいう形ですか。参考に。

古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 通達の方法についてでございますけれども、こちらのほうは現在のところ代表者であります方に直接お送りをしておるところであります。

なお、実態調査で訪問した折には郵便受け等からは郵便物が取り除かれているというふうな状況がありますので、郵送先の転送になるような取扱いがなされているのかは不明確なところはございますが、何らかの形で本人もしくは関係者の方に届いているのではないかとというふうに認識しているところでございますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） ぜひよろしくお願したいと思ます。

続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

旧西部中体育館の屋根がさびで激しく、傷みにより崩れるおそれも予想されます。近隣住民に被害、危険が及ぶことも予想されます。

今後どういうふうにして対応していくのか、質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第3点目ではありますが、旧西部中学校体育館の対応についてでありまして、43年前の昭和53年6月に竣工しました旧西部中学校体育館につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、平成24年12月定例会におきましてケーシーフレーム株式会社に無償譲渡する事案をご可決いただき、25年1月18日付で建物譲渡契約を締結し譲渡、26年6月5日付で同社の所有権が登記されているところであります。

今後、同社から破産の申立てが行われ破産手続の開始が決定された場合、裁判所から破産管財人が選任されまして、その破産管財人が破産者の財産等、いわゆる破産財団に属する財産を調査、管理、換価処分して、債権者に弁済または配当していくことになるものと認識しておりまして、動向を注視してまいりたいと考えております。

仮に、旧西部中学校体育館について、破産管財人が破産財団から放棄、もしくは破産手続が終了し換価処分されずに残った場合には同社に戻ることになると認識しておりますので、町では引き続きその状況を注視しながら、必要に応じて西川町空き家等の適正管理に関する条例等の関係法令に基づき、適正な空き家の管理のための指導等を行っていくことになるものと考えているところであります。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） もし破産手続が破産管財人から破産手続が始まったというようなことになると、万が一ですよ、あそこを買ってくれなんて言われたら、どう対応しますか。誰がまたあそこを買うなんていう人がいるとまた面倒くさくなるので、今からでも、答えは申し上げづらいのかどうか分かりませんが、対策だけは考えておいたほうがよろしいのかな。また嫌な人が買ったなんていうとまた面倒くさくなるので、その辺の対応についてどう捉えて考えていくのか、難しいと思いますけれども、方針だけ持っていただいたほうがよろしいかなと。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 菅野議員からただいまありました旧西部中学校体育館を、今後破産の申立てが行われ、ケーシーフレーム株式会社の財産、それを管財人が一つ一つ換価処分等をしている場合に、旧西部中学校体育館を誰かが購入するとか、あるいは西川町で購入してくれとか、そういったことについてどうだというご質問と受け止めまして、町といたしましては、先ほど申し上げましたように、下の土地の底地と上物が、西川町が所有した土地にケーシーフレーム株式会社の建物が建っていると、こういうことでありますので、そういった状況を考えた場合に購入という考えを持たれた方がどう判断するかと。ただ、いずれにしても、これは底地が西川町なものですから、必ずやそのときは西川町に申入れはあるというふうに理解しております。

したがって、裁判所なり、いわゆる破産管財人もその辺は重々承知しているというふうに認識しておりますので、その底地はいわゆる売却はしていないという経過がございますので、その辺あたりは一定程度の、必ずや先方から話が来る状況になるのかなというふうに認識しております。

あと、町のほうで、いわゆる購入してくれと、こういう形の管財人からの話ということですが、管財人から町のほうで購入してくれというのは、これは話としては出てこないのかなと。ただ、破産の手続が進むような状況になれば、町としてどうするというのは、当然町としてはその際に専門家のご意見等も聞きながら、態度については明確に定めていく必要があるというふうには認識いたしておるところでございます。

よろしくお願いいいたします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 競売に入るとどういう方が買われるかって、はっきり言って分からないです。ですから、世の中にはいろんなケースがありますので、完全に善人だけ買うと

というようなことでもない、世の中を見ているとなかったようですので、非常に難しい案件になる場合もありますので、ぜひその辺は今からというか、どういう方針でいくというふうなものをいろんな弁護士と相談しておいて、こういう場合はこうするというふうに決められていたほうが、そしてもしそういう形であれば、議会のほうにも、こういう形で来たら、こういうふうにして進むんだと言っておいたほうが物事は早く進むのではないかなという気がしておりますので、ぜひ検討していただいて対策を考えていただければというふうに思っております。

ケーシーフレームについては、屋根が非常に見ていると分かるとおりに真っ茶にさびております。穴が空いたりすると海味の本社のように、ああいうふうに潰れるということはないと思いますけれども、中に水が入ったりいろいろすると中がごちゃごちゃになりますので、ぜひその辺についても、税金を投入するのかどうか分かりませんが、非常に面倒くさくなりますので、何回も言いますが、27年5月から変更登記がありませんので、ぜひ会社10年間、法務局から閉鎖命令が来る前に交渉できて、いろんな形がすっきりすれば一番いいのかなというふうに思っております。

いろんな形で我々も協力できることはしますので、ぜひそういった面で早く手続をして片づけていきたいというふうに思っておりますので、ぜひそういう形で進まれていただいたほうがいいのかなと思いますので、町長にもう一回その辺を聞いて、この問題については終了したいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員からいろんなご指導もありましたんですが、今の議員のご意見を参考にしながら、今後も対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

4番（菅野邦比克議員） これで質問を終わります。ありがとうございました。

古澤議長 以上で、4番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤光康議員

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

〔3番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

3番（佐藤光康議員） 3番、佐藤光康です。

今日最後ですので、よろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、変異株の急速な拡大などで収束が見通せず、経済状況もさらに悪化しています。町民の感染を防ぎ、暮らしや生活を守るために次の質問を行います。

質問1、ワクチン接種の現状と今後の見通しについてですけれども、今日午前中、荒木議員の質問で町で説明されましたけれども、再度繰り返しましょうか。それとも具体的に質問しましょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 コロナ禍の中で、町民の暮らし、生活をどう守るかということで、佐藤光康議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の現状と今後の見通しについてであります。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、先ほど荒木俊夫議員のご質問にお答えいたしておりますが、医療従事者の皆さんに対する優先接種については6月4日までに91人の対象者の方に2回のワクチン接種が完了したところであります。

2,157の方が町内でのワクチン接種を希望されている65歳以上の高齢者の皆さんに対する優先接種については、ファイザー社製の65歳以上の高齢者向けのワクチン、1箱約95瓶を5月1日受領し、5月6日及び7日にケアハイツ西川の入所者の皆さんから接種を始め、5月10日から21日まで、町立病院と保健センターの2か所において集団接種を行ったところであります。

これまで844人に1回目の注射を行い、5月21日に受領したワクチン1箱により、27日から2回目の接種を行っているところであります。6月4日にはワクチン2箱を受領しましたので、未接種の65歳以上の皆さんに6月14日から第1回目の接種を行い、7月中に65歳以上

の方の2回目の接種を完了する予定であります。

その後の優先接種者の皆さんに対する接種については、5月30日に発表されました政府方針では、基礎疾患のある方を優先との原則は維持した上で、疾患のある方と疾患のない方の接種を同時並行で進めることが可能とするなど、自治体の柔軟な対応を認めるとの方針が示されましたので、本町でもワクチン接種の現状を分析しながら、他市町の情報も収集しながら、実効的な方法を検討してまいりたいと思います。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 簡潔な説明、ありがとうございます。

2点質問したいと思います。

1つは、進捗状況を教えてほしいと午前中、荒木議員が言われましたけれども、私もそういう町民の声を聞いてきました。

ある方が町外の人たちと会うと必ずワクチンの話になると。寒河江や大江の人に会ったら、まだ終わっていないかと言われたと。私、俺は自分がいつ頃になるか知りたいということで、ぜひ教えてほしいということでした。

大江町のホームページを見ますと、6月4日現在の集団接種の状況が出ています。日々更新しているような感じがします。

過度なワクチン接種競争はよくないと思いますが、ある程度先が見えるような形で、ぜひ町民の方に見えるように教えていただきたいというふうに要望いたします。

次、2つ目です。

コロナを封じるためには、やはりワクチンの安全、迅速な接種が非常に重要になってきていると思います。迅速なです。

国も早く終わらせるだけで、各自治体への供給量の通知が直前まで分からないとか、西川町もいろんなご苦労があったと思います。でも、迅速に進めるということが非常に重要になってきていると思います。

昨日、金山町の話はワクチンの状況がありましたけれども、新聞報道では金山町は1,697人を1日接種500人にして、500人ペースで1週間、5日間ですか、町の職員40人から60人かけて5日間で一気に1回目を65歳以上を終わらすと。2回目は6月5日に65歳以上は終えたということで、総力でやったということですね。

これがほかの仕事にしわ寄せがっていないかどうかということもちょっと不安なところ

がありますけれども、西川町の場合には予約から非常にうまくいっているパターンだと思います。特に予約に関しては、山形市とか天童市とかには私は友達がいまいますが、家族みんなでLINE、ネット、電話で一斉に電話して、一斉にやるだけけれども、なかなか予約が取れないという状況が、悲鳴のような声が聞こえていました。そういう点では西川町は非常にはっきりと基準が決まっています、非常によかったと思っています。

そういう安全で確実なやり方をやってきたというところでは評価できると思いますけれども、やはり迅速というところでもう一つ力を注いでもらえたらというふうに思うわけです。ある程度やってきて、ここを合理化したらこうできるんじゃないかとか、そういうところも出てきていると思うんですね。ですから、そういう点でも、ぜひ迅速にというところでも検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまの質問、2点あったかと思えます。

1つは、町民への周知関係、これは荒木議員のほうからも質問があったわけではありますが、現在どこまで終わっているかというようなことで、やはりこちらのほうでも適宜周知すればよかったかなというふうなところで考えているところでございます。

先ほども申し上げたんですが、現在終わっているのが81歳ぐらいまで終わっておりまして、6月14日からは81歳から、6月25日までの分については先週69歳ぐらいまでですけれども、予診票の発送している状況であります。6月28日からまた1週間につきましては69歳から65歳というようなことで、1回目の予診票を近日中に送付するというような状況になっておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

あと、ワクチンのほうの迅速な接種ということでございますが、このたびも金山町の事例をお話しいただいたんですが、本町といたしましては7月末までにワクチン接種を的確に終わらすというようなことで、町立病院、あるいは他の高齢者福祉施設でありますとか、協議を重ねまして計画を立てて現在やっているところでございます。

ただ、64歳以下の関係につきましては、やはり国のほうの方針も様々変わってきておりますし、また年齢についても12歳という話も来ております。そこら辺の関係もございまして、情報を収集して検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） いよいよ64歳以下のワクチン接種が始まります。

西川町は町立病院がありますので、ワクチン接種に都合のよい条件もあるかと思えます。ぜひ知恵を絞っていただいて、安全、迅速なワクチン接種をぜひお願いしたいと、強く要望しておきたいと思えます。

次、質問2に移ります。

PCR検査についてということですが、町の無症状の検査でPCR検査を5,000円で実施していますけれども、4月、5月、6月の検査数を教えていただけますでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問2のPCR検査についてであります。新型コロナウイルス感染症の検査につきましては、抗原検査とPCR検査がありまして、PCR検査につきましては令和2年12月から町立病院にPCR検査機器を設置しまして検査対応をしております。

令和3年5月までのPCR検査総件数は99件であります。内訳は、医療検査が44件、無症状の方への検査が46件、その他、保健所から依頼された行政検査が9件となっております。特に山形市及び寒河江市に非常事態宣言が発出され、移動シーズンと重なった4月の件数が最も多く、行政検査を含め45件のPCR検査を行っているところであります。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） ワクチン接種が始まりましたが、やはり感染を予期するまでには一定の時間がかかります。

沖縄県では、5月の連休にどっと観光客が押し寄せて、今新型コロナウイルスの感染状況は危機的な状況になっています。児童・生徒の感染者数も増えて、今県立学校は6月20日まで休校措置が取られています。

アジアでは、インドの変異株も急速に広がっています。

日本のワクチン接種が世界的に遅れた状況の中でオリンピックが始まれば、10万人近い外国の方がやってきて、人の流れも増えてくる。さらに深刻な状況が全国に広がるのではないかと専門家の方が危惧しています。

やはり感染拡大を防ぐには、無症状の感染者、初期症状の感染者を見つけ出して、隔離し、保護していくことが重要になってきていると思うわけです。

質問です。

先日、志津の旅館のほうにお伺いしましたら、志津のおかみ会で町長に無料のPCR検査

をお願いしたいという要望が出たそうです。高齢者を抱えている家族がおられる、旅館の中で。ところが、いろんな県外の方、お客さんが来られる。そこにもし感染者がおられて自分の家族の高齢者に感染して、それがケアハイツなどの介護施設に行けば瞬く間に広がるのではないかと非常におかみさんたちが心配しているという話で、町長のほうにぜひPCR検査をさせてもらえないかという願いをしたそうですけれども、町長、検討してどうなったのでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この件につきまして担当課長ともお話ししまして、対応ができるのかどうかということで、ただ、先生方のご意見なども伺いながらだったと思いますが、PCR検査は、その時点ではPCR検査で陽性ではないと判定を受けても、次の日どうなるか分からないということで、その時点だけの安定だというようなことで、その後の効果等については非常に疑問があるというようなこともあったと聞いておりまして、そのようなことで、もしどうしても受けるのであれば一般の方と同じような5,000円の負担にすべきだというふうに考えておったところでありまして、特に旅館業もそうですが、一般の飲食業、全てそういうような環境にございますので、そういった場合の町民との接種の範囲と申しますか、そういったものも含めて、なかなか判断が出せなかったというのが現実であります。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） やはり介護施設から、いかに感染者を入れないかということが非常に大事になってきているのではないかと思います。

介護施設感染者が先日新聞報道では1万人、入所高齢者が亡くなった方が500人近くおられたと。そして医療崩壊した大阪では、入所者が重症化しても病院に行けなくて、施設に留め置かれたまま治療せずに亡くなったケースが非常に増加したということで問題になりました。山形県でも多くの高齢者の施設でクラスターが発生しました。

いかに町の高齢者施設にコロナを入れないかということが最大の問題になってくるのではないかというふうに考えます。例えば、5月31日の朝日新聞で紹介されましたが、東京都の江東区の介護施設では、昨年51人の新型コロナに入所者が感染したと。これは二度と繰り返してはいけないということで、職員は毎月1回PCR検査を実施したと。今年の変異株が出てきて、5月からは週1回定期的に行っていると。ショートステイを使う方は、利用する前に毎回PCR検査を受けてもらっていると、そういうことでした。

今、ある程度落ち着いてきていますが、インド株が増えてくれば一体どうなるのかということは、全く非常に危険な状況もあるわけです。

観光の町として県外などから多くの人々が来ることは避けられません。志津のおかみさんたちの不安を払拭するためにも、高齢者施設、医療機関の職員、入居者に最低でも週1回定期的な検査をして見つけると。見つけたら、それが無症状で隠れているわけですから、それが隠れたら次々と増えるわけですから、見つけたら、ある程度そこは抑えられたわけです。ですから、そういうことが必要じゃないかと思うわけですが、町長、いかがでしょうか。古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員のおっしゃることも理解できますが、まず町では、国のほうのワクチンの配付状況にもよりますが、まず町民の皆さんには迅速にワクチンを打っていただいて感染予防に当たるというのが先決問題かなと思っておったところでありますが、その接種も今は小学生からとか、いろんな年齢区分も相当違ってきておりますので、それらも含めて今後内部での検討も進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） やはりワクチンを全て皆さん方が受けられている状況ではないわけで、やはり検査と同時に並行しながらいかにコロナの進入を防ぐかということが大事になってきているんじゃないかというふうに考えるわけです。

特に、日本はPCR検査が非常に少ないということでは非常に有名でして、人口100万人当たりの検査数では日本は144位、11万だそうです、5月末段階で。100万人当たりの数です。100万人当たり日本は11万。イギリスは266万だそうです。ごめんなさい。日本は144位。検査数は日本は144位、11万の検査数だそうです。ですから100万の中で11万ですから10人に1人ぐらいしか検査していない。ところがイギリスは100万人中266万の検査をしていると。ということは1人当たり2回から3回近く受けているということですね。そういうことで、検査しながら抑え込むということが世界の流れになってきたわけです。

ところが、日本の厚労省がコロナが見つかる、まだ感染者で病院が逼迫するとか、そういうことで抑えてきたということで、非常になかなか抑え切れなかったということがあったというふうに思うわけです。

今は落ち着いていますけれども、今からどうなるか分からないということで、しっかりとこういう準備もしていただく必要があると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次、3番目です。

オリンピックのホストタウンについて、簡潔にお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 東京2020オリンピックのホストタウンについてであります。先ほど荒木俊夫議員のご質問にお答えいたしておりますが、ホストタウンの締結を行っているモルドバ共和国から来日される方は、選手3人、コーチ1人の合計4人でありまして、事前合宿は7月15日から30日までを予定しております。合宿期間中は月山湖での練習のほか、町民体育館トレーニングルームでの練習も予定されているところであります。

また、モルドバ共和国のほかにもチリ及び全日本チームから事前合宿受入れの要請が来ているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。外国から来日される選手及びコーチの皆さんには出国96時間以内にPCR検査を2回受け、陰性証明書を持参し来日されます。また、国際線での空港到着時にもPCR検査を受け、本町での事前合宿期間中も毎日PCR検査を受けることとなります。

なお、選手と接触する機会のある宿泊施設、現地案内や練習会場の皆さんなどに対しても毎日PCR検査を実施することとなります。

外国選手の宿泊施設につきましては、コテージタイプを使用しまして、宿泊施設から練習会場への移動は専用の車両を使用。練習会場での消毒や3密対策等の感染対策を十分講じてまいります。

次に、ホストタウン交流事業についてであります。大会前の交流は練習を見学するという形式で7月18日に月山湖で開催を予定しておりますモルドバカップでの見学会を検討しております。また大会後の交流につきましては、オリンピックカヌー競技終了後に町内において報告会などでの交流を検討しているところであります。万全の対策を取って実施したいと考えております。

以上のとおり、ホストタウンに係る受入れにつきましては、組織委員会及び山形県などとも十分な連携を図りながら、万全な新型コロナウイルス感染症対策を行ってまいりたいと思っております。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 先日、東京五輪パラリンピック参加国地域の選手団による事前合宿や交流事業を中止した自治体、それが100以上になると報道されました。その8割は相手国から中止を打診されたということです。理由は、新型コロナ感染症拡大の影響や医療体制の

不安だそうです。国の準備や責任体制が十分でない中で、受け入れる市町村も非常に大変な苦勞をしているわけです。

国は、昨年11月、感染対策指針を示しまして、自治体に一定の受入れ責任が生じると思っています。もし受け入れる状況になれば、感染対策に万全な体制を期さなければならないと考えます。

具体的に言いますと、モルドバの選手の皆さんが7月15日から30日まで合宿が予定されています。開会式があるのは7月23日です。合宿の予定の西川から東京に行って開会式に多分出られるんじゃないでしょうか。いろんな方と接触されて、また帰ってきて、そしてまた大会に出てという、簡単な想像ですけれども、そういうことが大体想像できるわけです。ですから簡単なことではないと思います。

国は、選手や選手と接触する可能性がある自治体側の関係者を原則毎日検査すると抗原検査かPCR検査ですね としているそうです。西川町で宿泊で関わる方、役場職員、そういう方の検査というのは一体どうなっているのでしょうか。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 事前合宿を行いますモルドバ共和国の選手の方のまずはオリンピックへの参加の予定でございます。

先ほど町長が申し上げたとおり、合宿については7月15日から30日までということで、カーヌー競技につきましては8月1日以降に始まるということでございます。

モルドバの一行については、開会式には出場しないと言っておりますので、競技が始まる前に選手村に入るといったことではございませんので、一旦東京に行ってから戻ってくると、大会の前についてはそのような予定はございません。

それから、もう一点、町側での受入れ側の検査でございます。

今定例会の補正予算に計上をさせていただいておりますPCR検査の積算の中にも、我々の職員でありますとか、受け入れる施設の職員の方などを含めまして計上しております。選手、コーチの方と同じように、職員、宿泊施設の社員さん、それから移動中の運転を行われます運転士の皆さん、関係する方は、同じように毎日PCR検査を行うという予定となっております。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） モルドバ、チリの国の選手が来られるということで、例えばオリン

ピックのオーストラリアの選手が、ソフトボールの選手が来ていますけれども、イオンに行きたいとか、いろんなことを言われて結構苦労されたようですけれども、15日間そこに閉じ込めていいのか。でも、それは感染症で仕方がないということになるわけですから、非常に微妙な問題がたくさん出てくると思うわけです。ですが、コロナ大事ということで、ぜひ万全な体制で臨んでいただきたいということです。

先ほどありましたけれど、大会終了後、町民の交流を検討しているということも新聞で報じられています。オンラインで交流というのは結構新聞記事に出てきますけれども、選手の皆さんと交流するということを検討と掲げている新聞報道というのはあまり見かけないですね。ですからここまで踏み込んで大丈夫なのかというふうに思うんですけれども、非常に先が見えない状況ですけれども、どのような検討をなさっているのでしょうか。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 交流の件でございます。

昨日の全員協議会の中でも現在検討しているというようなことですが、国から示されておりますホストタウンでの交流事業につきまして、大会後、相当数の日数がたっているというようなことで、そういったそのときの感染状況なども十分配慮する必要がありますが、相当数の時間がたっている中で、感染のおそれが、拡大のおそれが非常に少ないというような場合、ただ報告会といったことでも、なかなか大勢の町民の方からお集まりいただくとか、そういったことは難しいのではないかなというふうなことで、まずは今回のオリンピック出場に当たっての事後報告というような形で、限られた方に対しての報告、そういったものについて、ビデオを撮るなり、そういったもので後々公表していきたいという中で、感染が収束した場合には、お互いにこの機会を縁としまして、様々なカヌーのみならず観光分野での交流なども考えていきたいという部分でございますので、まずはその時点での感染状況などを十分に踏まえた上での交流などを検討してまいりたいというところでございます。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） カヌーの世界チャンピオンになりそうな方たちが来るわけですから、ぜひやっぱり子どもたちとの交流なんかも本当はさせたいと思うわけです。ですから、やっぱりできるだけ慎重を期しながら万全な体制でやっていただきたいというふうに要望しておきます。

次、先日、町内のある旅館に行きましたら、オリンピックのカヌーの選手が泊まっていま

した。合宿しているんだと、もう今合宿している。個人的にでしょうか、分かりませんが、分かりませんが、オリンピック選手、カヌー選手が泊まられていました。しばらく泊まるんだそうです。旅館の方は、いや、大丈夫だべかなと非常に心配していました。

今からコテージでも迎えて、接触する方がどんどん出てくるとは思いますけれども、そういう方にワクチンの優先接種なんかも含めて考えていく必要が、本当は国すべきなんでしょうけれども、なかなか国が遅いという現状の中で、そういうことも町民の不安がありますので、ぜひ考える必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ワクチンの優先接種等も考慮すべきではないかというようなことではありますが、先ほどの答弁で申し上げましたのですが、今国のほうで65歳以上、そして65歳以下というような区分の仕方をやっておりますが、最近では小学生からもというような、そういった区分の変更等もございますので、そういった中でどの程度できるか等もありますので、ここで即答はできませんが、検討したいと思えますので、よろしくお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） この質問3の中で、もう一つだけ質問させていただきます。

7月4日の水源を守る町民大会ですけれども、去年はオリンピックが中止になりまして、コロナ禍の中で水源を守る町民大会は中止になりました。今年もコロナ禍の中で、そういう大勢の人数を集めた行事関係は全て中止になっているかと思えます。

今回、7月4日、200人もの人たちを集めて、町民からは一体大丈夫なんだべかと、行きたくないという、率直にコロナの不安ですね。そういう方もいるわけですね。多分ホストタウンの関係かと思うんですけれども、そこら辺で、どういうふうに考えるか、町長、お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員からありますように、現在の案では例年の半分以下の200名というようなことでの計画としておりますが、作業につきましては、できる限り短時間に、できれば平面の上の駐車場については、例えばですが、シルバー人材を頼んで機械で除草するとか、草刈りをやるとか、そういったやり方をして、できる限り今の大会のセレモニーも簡単にというようなことで検討はしているところであります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） オリンピックということがありまして、やはり気持ちよくホストタ

ウンに向かいたいという気持ちはよく分かりますけれども、こういう問題、いろいろ今から出てくると思います。ですが、やはりコロナ対策第一に考えてもらって進めていただきたいというふうに思います。

次、質問4に移ります。

町内の事業者支援について、簡潔にお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 4点目の事業者についての支援であります。これも先ほどの荒木議員のご質問にお答えしておりますが、改めて、感染症対策では事業所用の対策マニュアルの作成、実施状況のチェック、コロナ対策宣言店プレートの作成、配付、各種ポスター製作時に新型コロナに負けない宣言ロゴ記入、持続化補助金を活用した感染予防対策への支援、弓張平入り口での検温及び問診などを行っておりまして、融資制度では、山形県商工業振興資金、西川町事業性評価融資制度スーパーひかり、コロナ対応型の保証料金100%補給、利子補給を行っておるところであります。

消費喚起対策では、プレミアム付商品券の発売、月山これよる宿泊割引キャンペーン、宿泊飲食店等に使える商品券の配付、月山フレカポイント5倍セールへの支援、地酒・地ワイン・地ビールの三酒で乾杯キャンペーンへの補助、月山山菜そば及び月山maltporkの振興に係る支援などを行っているところであります。

さらに、国及び県の新たな制度への対応等の事業者支援を行うため、引き続き支援チームで事業者を訪問して、いろんな問題課題をお聞きしながらさらに支援をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） やはり事業者の中で、町内の事業所の中で一番厳しくなっているのが宿泊業の皆さんだと思います。

今、宿泊業の皆さんが期待しているのが月山湖を利用したカヌーの全国大会に期待している方も少なくありません。しかし、コロナウイルスの収束状況とも絡んで中止になる場合も出てきています。8月初めの関東学生大会は中止になったそうです。

ですが、その後8月半ばからの全国中学生カヌー大会、全日本学生の大会、日本カヌースプリント選手権大会と、大きな大会が3つ続きます。それぞれ200人から300人が約1週間宿泊するという予定になっています。温泉の方も、これにかけているんだという方もおられるようです。

ところが、こういうコロナ禍の中ですから、大会をやるかどうかは1か月前に決まると。もし何かあった場合には、1週間前に突然中止になる場合もあるかもしれない。旅館の方は、カヌー大会向けにその期間をほかのお客さんを取らないで開けているわけです。

もし中止になった場合には大きな痛手になるわけですが、その辺はどういうふうに町で考えていらっしゃるのでしょうか。

古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

土田商工観光課長 佐藤光康議員の質問にお答えいたします。

カヌー関係の宿泊につきましては、観光協会のほうで宿泊配宿を行っております。そして、今コロナというふうなことで突然のキャンセルに見舞われる可能性も出てきているわけですが、そうした場合には、事前に早めに分かればいいわけですが、突然というふうな場合もやはり出てくるということになります。

宿につきましては、その間、カヌーのために宿のほうの予約をカヌーだけというふうなことで取っていただいているわけですが、そういった情報が、中止に関わるような状況が分かった時点で、宿のほうにその情報を流させていただきます。

そして、観光協会のほうからも、そういう状況であるというふうなことで、観光協会のほうからカヌー協会のほうに特別に取り置きはできませんよというふうなことを言ってもらって、一般の予約のほうに切り替えるということで、被害といいますか、影響がなるべく最小限で済むようにというようなことで対応を取らせていただいているところであります。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番(佐藤光康議員) コロナ禍でも厳しい状況ですので、それに追い打ちをかけるようなことがあってはならないと思うわけです。ぜひ十分に支援を検討していただきたいと思えます。

次に、旅館業に関しては持続化給付金が昨年出ました。非常にそれで救われたという方が非常に多いです。もう一度持続化給付金ができないのかということで、国会でも日本共産党と立憲民主、社民党が2回目の持続化給付金を要求しましたが、実現しませんでした。

国がその後出したのが一時支援金です。東京などに緊急事態宣言が1月、2月、3月ありまして、その影響で売上げが50%以上減少した事業所、個人事業主に、個人事業者は30万円が支給されました。

町内で該当した、一時支援金に該当したのはどのくらいあったのでしょうか。

古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

土田商工観光課長 一時支援金につきましては、全体の該当事業所の数までは把握はしておりませんが、商工会のほうと、あと町と一緒に組んでおります、町の職員と組んでおります支援チームのほうで各事業所のほうを回らせていただきまして、その影響が出ているかどうかというふうなところを直接事業所のほうに聞いております。そして該当になるところにつきましては全て申請を、支援チームのほうもサポートしまして申請は行っております。

冬場といいますか、1、2、3月というようなことで、通常でも売上げが落ちる時期でございますので、そこから50%減というふうなところでいきますとなかなか厳しいところもあるんですが、該当するところにつきましては全てサポートさせていただいております。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 商工観光課の去年からのそういうサポート体制が、非常に町民から評価されています。ぜひ引き続きお願いしたいと。

そして、今の件でいえば、民宿の方が一時支援金が該当しなかった方が非常に多かったようです。

やはり回りますと、旅行のキャンペーンのいろいろ補助金が出ますけれども、お金が来るのが非常に遅いと。それからコロナ対策の補助金もありますけれども、コロナ対策をしないと補助金が出ないと。今の固定費だけでも大変なんだという声が聞こえます。

緊急事態宣言がやっと終わって、やっと常連の方が今度行くよと電話が来たら、また非常事態宣言が延びて駄目でしたということで、またがっかりですという方が結構おられます。ですから直接補助ができないのかという声も上がっています。その辺はいかがでしょうか。

古澤議長 質問は、どちらに回答を求めますか。

3番（佐藤光康議員） 町長にお願いしていいですか。

旅館業に対しての直接補助、10万とか20万とかそういう形であるのでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 これまでも支援策等につきましては、国の対応も含めながらこれまでやってきておりますが、今後の状況を見ながらであります。ただ、旅館業もそうであります。一番今問題として捉えておりますのは、直接お客さんに提供する飲食業、宿泊業もそうであります。それ以前の、要するに食材の提供の業者、食材とかそういったものですが、お酒とか食材、こういった業者に対する特段支援策がないということもあって、その辺の状態もしっ

かり捉えなければならないと思っています。

前の議会の中でも特に規模の大きい飲食店につきまして、ご理解いただいて町の支援策をやったわけではありますが、ああいったそれぞれの個別の状況をもう少し把握しながらと思います。

特に、今日もご説明しましたが、製材業のほうにもああいった形で行いまして、県内でも珍しい措置なんですけど、そういった要するに制度のはざまと申しますか、そこにある業種がそれぞれあるわけありますので、そういったものも含めてやりたいと。するのであればやるということになるかと思しますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） コロナ禍の下で事業者が休業せざるを得ない状況も、新聞報道で最近報道されています。

休業や失業した場合、厚労省から一時的な資金の緊急貸付けがあります。休業された方は緊急小口資金で20万円以内、それから失業された方には総合支援金で2人以上世帯で月20万円以内、それが最大200万円まで、もう一回延長とかという形で最大200万円まで借りられることができるようになっていきます。

新聞報道では、リーマンショック後の9年度の約50倍になっていたと報じられています。山形市などでも非常にこの緊急貸付け、生活支援の貸付けが増えているといわれています。

西川町はいるのでしょうか。

古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

質問の内容をもう一度お願いいたします。

3番（佐藤光康議員） 厚労省のやっている休業失業生活資金、休業失業の生活資金の問題です。社会福祉協議会で出しているわけですから、飯野課長。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまの質問でございますけれども、先日6月7日にも新聞報道の特集記事というようなことで出ていた件だと思えますけれども、ただいま議員がおっしゃいましたとおり、この事業につきましては、社会活動の拠点たる社会福祉協議会の事業となっております。市区町村の社会福祉協議会が窓口となりまして都道府県の社会福祉協議会が貸付け決定を行っているというものでございまして、詳細、中身のほうは分からないんですが、個別の案件は分からないんですけれども、件数的には緊急小口資金のほうで8件、あと総合支援資金のほうは延長、再貸付けも含めて8件というようなことで、計16件というようなこ

とで話のほうは、情報のほうはいただいております。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 普通はこういう貸付けはほとんどなかったという話でしたけれども、コロナ禍の中で10件近くそういう件数があるということで、社会福祉協議会にお聞きしましたら、取引業者の仕事がなくなったとか、パートの仕事がなくなったということでおられたという話でした。ですから、やはり非常にコロナの中で厳しい生活を強いられている方もおられるわけです。

最後のセーフティーネットといわれているのが生活保護ということになります。生活保護に関しても、厚生労働省が昨年12月からホームページに生活保護の申請は国民の権利ですということと呼びかけています。特に、コロナ禍の中で非正規の女性を中心に仕事を失う方が相次いだと。自殺者が増えてきたということで、生活保護を受ける方はぜひ受けてくださいということと呼びかけています。

この生活保護ですけれども、実は西川町は極端に受けている方が少ないというのが調べてみると現状になっています。人口に占める割合が平成30年度では全国で1.66、山形県は0.72、河北町0.51、朝日町0.50、大江町0.33、人口比です。西川町は0.13です。ですから本当に極端に少ないということが出てきています。これはほとんど毎年変わらないという状況になっています。

ですから、そういう厳しい生活の中で生活保護を受けているんだ、という偏見が結構まだありますけれども、そういう偏見の中で本当は該当するのに受けられない方もいるんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、これだけ西川町だけが極端に国の支援が受けられないというのは、やはり大きな問題ではないかと思うわけです。

そういう点で、町としても生活保護の偏見を除くための努力、これだけ少ないということではそれだけ国の支援が受けられないということですから、やはり特別な努力が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 生活保護への偏見というのは以前よりは少なくなっていると思いますが、ただ、以前ですと、以前ですと申しますか、納税、税金がただになるとか、そういった個人情報が守られていない部分があったわけでありまして。特に税金の関係は町内会長が以前は集めておりましたので、すぐ誰が生活保護かすぐ分かるというような状況でありまして、今はそうい

ったことがほとんど外部に出ない状況になっています。

ですから、そういった面では違ってきていると思いますし、私も昔担当しまして、特に昔は老齢福祉年金というものがあまして、年金をかけないで年になればもらえる年金制度があったわけでありましたが、年間30万であります。その30万円で生活しておられた方もあの当時あったわけでありまして、そういう方を逐一回って生活保護を受けたらどうかというような指導もしたわけでありましたが、なかなか承諾を得られない、要するに、議員おっしゃるように、外部からのそういった偏見もそうですが、本人自身の昔からのそういったものがあってどうしても受けられないというような、そういったものがまだまだあるのではないかなと思っています。

ですから、今偏見とかそういったものはないと思いますし、今後そういった状況を見ながら、町の場合は福祉事務所の取扱いでありますので、福祉事務所のケースワーカーと一緒に、さらに状況を把握しながら指導していく、指導と申しますか、相談していくというような方向がこれからだと思いますので、議員のおっしゃることを念頭に置きながら考えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） こういう偏見を解くのが町の仕事だと思います。

鶴岡市では、非常に分かりやすいパンフレットを作って、生活保護についてパンフレットを作って町民に知らせています。

ぜひよろしくをお願いします。

昨日、西川町ホームページで生活保護のところを見ました。申請を検索しましたら使われていませんという画面が出てきました。ですから、ぜひ直しておいてくださるようお願いいたします。

次、質問5です。

学校でのコロナ感染防止対策と、コロナ禍での子どもたちの精神的ケアについてお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 学校におけます感染症予防対策、さらに精神的ケアについてであります。感染症予防対策につきましては、先ほど荒木議員のご質問にお答えしておりますが、教育活動を継続して児童・生徒の学びを保障するために、基本的な感染防止対策であるマスク着用、手洗い、消毒、換気、身体的距離の確保等の新しい生活様式を徹底しまして、合わせて児童・

生徒や職員の朝の検温、密な状態を避けるために人数の多い学級は可能な限り1学級を2つに分け、少人数で授業や給食を行うなどして対応しております。

特に、今年4月の山形県の緊急事態発出以降、変異ウイルスに伴う感染が拡大しつつある状況においては、保護者の皆さんの健康状況の把握にも一層配慮しまして、保護者の方などが入校される際は、体調、行動歴をチェックした確認票の提出をお願いしているところであります。また、5月には感染レベルに応じた対応を明確にした学校の行動基準を教育委員会から示しまして、迅速な対応を促しております。

次に、児童・生徒の精神的ケアについてであります。コロナ禍での児童・生徒の精神的ケアについては、教職員による保護者の皆さんと連携した日常的な観察はもとより、定期的にこのアンケート調査も活用し、確実な状況把握に努めておるところであります。

また、不安や悩みを抱える児童・生徒が専門的立場の外部人材による相談も受けることができるよう、中学校に臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを配置し、週1回のペースで心のケアを行っています。

さらに、今年度新たに教育委員会に配置された社会福祉士の資格を持つスクールソーシャルワークコーディネーターによる町独自の手作りリユースリーフレットを5月に作成、配付し、悩みを抱える児童・生徒や保護者の方の相談を促すとともに、今後に向けた環境と体制の整備についても鋭意検討を進めているところであります。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。2分少々です。

3番（佐藤光康議員） 2020年の小中学生の自殺者数が過去最高を記録しています。文科省がコロナ禍による先行き不透明感や社会不安によって自殺に至ってしまった可能性があるという見解を発表しています。また、先日の山形新聞報道では、山形県内のいじめが小学校で過去最多と報じています。

やはり先生方がゆとりを持って子どもたちに接して子どもたちの声が聞けるように、ぜひ町としても、教育委員会としても全力でやっていただきたいをお願いしまして、質問を終わります。

古澤議長 以上で、3番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

古澤議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

令和 3 年 6 月 1 1 日

## 令和3年第2回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年6月11日(金)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歡那	君			

開議 午前 9時30分

#### 開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

#### 一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

#### 大 泉 奈 美 議 員

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

〔5番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

5番（大泉奈美議員） 5番、大泉奈美です。おはようございます。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策及びワクチン対策に関わる全ての皆様に対しまして感謝を申し上げます。

また、質問を始める前にですが、8日に5人の方の質問がありまして、重複する点もありますが、よろしく願いいたします。

それでは、今後のまちづくりについてということで、定住人口5,000人を目標に「“キラリ 月山”健康元気にしかわ！」をスローガンにまちづくりを推進してきましたが、5月の町の広報紙に人口が4,989人と掲載されていまして、人口減少に歯止めがかからない現状ですが、町民が生き生きと暮らせるためにコロナ禍においての第6次総合計画の互いに協力し健やかに安心して暮らせるまちづくりについて次の質問をします。

質問の1番です。

町の人口が5,000人を割ってしまったことに対して、町民は不安感を持っており、移住人口拡大に向けた対策などについてお伺いいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいま大泉議員より今後のまちづくりについてのご質問ありましたが、まず初めに、これまでも申し上げてきたんですが、第6次西川町総合計画におけるまちづくりの考え方について申し上げます。

第6次総合計画の基本目標は、基本構想に掲げたこれからのまちづくりに必要な6つの視点に基づき「互いに協力し健やかに安心して暮らせるまちづくり」、「総合産業が織りなす活力と賑わいと雇用をつくるまちづくり」、「住み慣れた地域で心豊かな人と文化を育むまちづくり」、「子どもや若者の笑顔があふれ女性がいきいきするまちづくり」、「財源確保と行政改革、情報体制が整備されたまちづくり」の5つを基本目標として定め、この基本目標に沿って各種施策を実施してきております。

この目指すまちづくりによって達成したい姿として、具体的目標数値を計画策定から10年後の人口として5,000人という目標を掲げてきたところであります。

また、基本目標の「互いに協力し健やかに安心して暮らせるまちづくり」につきましては、健やかな体づくりと安全・安心、維持できる地域環境の整備を図るとしており、健康づくりや地域防災、快適な雪国生活、持続できるコミュニティづくり、快適・利便性の高い暮らしづくりなど、8項目に関する施策を進めていくこととしております。

それでは質問の第1点目ではありますが、本町の移住人口拡大に向けた対策等についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、地方への移住志向が強まっているとの報道にあるように、昨年度、令和2年度の春から、本町の空き家バンクに対する問合せも増えておりまして、地方への移住ニーズは高まっていると実感しておりますが、実際に空き家バンクを利用した物件の調査、見学やお試し暮らしで本町に短期間住んだ方については、コロナ禍以前と比較しても伸びていない状況にあります。

この要因としては、一つには、空き家バンク登録件数が少なく、選択の幅が少ないことが考えられますので、移住選択の幅を広げるため、空き家バンクへの登録件数を増やす取組や空き家の利用を進めるための施策については、現在進めております空き家等対策計画の中で検討してまいりたいと考えております。

また、地方への移住を希望する皆さんに対する本町のPR活動につきましては、山形県と連携しながら実施しておりますが、コロナ禍でオンラインによるPR活動が中心となるなど、これまでの取組方から大きく様相が変わってきておりまして、コロナ禍やポストコロナにおける本町への誘致活動、プロモーションの方法につきましては、いかに効果的に行っていくかその在り方も再度見直す必要があると捉えています。

加えて、地域おこし協力隊については、これまで元協力隊員の方が1名が本町に定住されていましたが、今月6月で任期満了を迎える協力隊員の方も引き続き町内に住まわれ、活動される予定となっております。また、今年度、新たに1人の方を協力隊員として任命予定がありますが、7月以降に着任いただき、農業振興のため、活動を展開していただく予定であります。

以上のように、若者の移住、定住のための手法として地域おこし協力隊の活用も進めてまいりたいと考えております。

本町の人口が5,000人を割りましたが、本町に住まわれる皆さんが夢や生きがいを持って生き生きと活動できる状態にしていくことが現在の私たちの使命であると考えておりますが、小さくてもキラリと輝くまちづくりに向け、様々な課題解決に向け、第6次総合計画後期基本計画に掲げた施策に基づきながら対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今、町長から答弁をいただきましたとおり、やはり5,000人を割ってしまったということではなく、小さくても町長の言葉でキラリと光るまちづくりということに非常に期待しております。

ただ、移住人口というか、来ていただいて、この町で暮らすということはなかなか雪などもありまして、大変なこともあるかと思いますが、空き家バンク登録件数を増やすというふうな対策を考えているという答弁でありましたが、例えば、空き家バンクに登録すると、何かフレカポイントがつくじゃないですけども、何かこう、特典といいますか、あるといいのではないかと。やはり、県と連携してのPR活動というのがありますが、県内を見てもとやはり西川町と同じような場所といいますか、山間部で雪も多くて、その分自然も豊かであるということが多いかなというふうに思いますので、町から転出された方もその後もやっぱり町と関わっていただく施策、先ほど申しましたが、何か、特典がちょっとあるんだなというところも少しずつあればいいかなというふうには思いますが、ちょっとこの辺について

お聞きいたします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの大泉奈美議員のご質問、空き家バンク登録に対する奨励というようなところの施策はいかにというご質問ですが、空き家バンクの登録については、やはり町長答弁のとおり、なかなか登録のほうが増えていないというような状況が続いてきたこともありまして、令和2年度、西川町の匠の会、西山杉の有効利用をいろいろ検討している建築士さん、製材所の方々、大工さん等々が構成する方々と連携しているんな対策を協議してきたところですが、登録が増えない一つの要因として、登録に際して家の間取りの図面を出してくださいというように町のほうでお願いしておるんですが、なかなかその住宅の間取りというものが無いというようなお宅も多かったところでありまして、そういったところからなかなか手続的に煩雑だというようなお声を踏まえまして、その辺のところは匠の会の方々のご協力の下に、間取りのほうについてはその方々がボランティアで図面を作成して、登録しやすいような活動を手伝っていただくというような取組を昨年からは始めております。なかなかその空き家バンク登録についていろいろの特典でこう、誘導するということまでは現在のところ取り入っていなかったんですけれども、町としてはそのような、匠の会と連携するなど、対策を取っているということと、やはりその地域のこの実情については区長さんや町内会長さんのほうはその辺分かるということもありますので、今後については地域の方からの情報をいかにこう、得て、町の施策のほうに反映していくかということも非常に重要だというふうに考えておりますので、今、ご提言あったことも踏まえながら今後、対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） なかなか登録者数が増えないということもありますが、ただ手をこまねいておりますと本町でも空き家はどんどん増えていっているわけです。そうなりますとやはり個人と民間の不動産屋さんを通しての売買の件数が増えてくるということも考えられるのかなというふうには思っております。民間経営につきましては、やはり、今、友達同士とか他人同士でシェアして住めば家賃が折半できるとか、そういったメリットを求めて登録していない空き家に住むという事例が、今ではやはり全国的にというか、都市部ではもうそれが増えているというふうに理解をしております。ただ、西川町ではアパートというものも民間が経営するアパートというのもゼロではないんですが、ないに等しいといった感じでは

ありますので、今後、こういった空き家、民間不動産屋さん等の売買で人が住む、そうなりますとやはり区とか近所の方、地区の方の対応ってなかなかちょっと難しくなってくるかなというふうには思いますので、それにやはり町が介入できることではないというふうには私は理解してはおりますので、今度、先ほど課長のほうからのご意見がありましたように、空き家バンク登録に頑張っていたきたいなというふうに思います。

それで、今ちょっと、アパートということについて、移住定住拡大に向けた海味みどり団地の2期工事、今年は土地造成が始まりまして、長期賃貸住宅や家族で住むとか、独り暮らしの方でも住めるアパートができる予定になっておりまして、今ちょっと分かる範囲で結構なんですけど、居住要件といいますか、分かる範囲で結構ですので、この点についてちょっとお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

眞壁建設水道課長 今のご質問ですが、単身世帯とかどのようなことでみどり団地第2期造成工事の入居要件を考えているかということですが、今のところですけども、3月の議会で説明申し上げましたとおり、単身入居者用で1LDK6戸、2LDKが6戸、3LDK8戸、あと長期賃貸住宅ということでご説明しておりますが、単身入居者用としましては、町内企業の従業員に限り、例えばシェアハウスとして入っていただくとか、そのようなことで今のところ検討しているところであります。

あと、2LDKのことにつきましても、例えば町内の企業の従業員の方に限りシェアハウスとして利用を可能にしたいというふうなことで検討をしているところであります。その他につきましては若者を呼び込むということもありますので、若い夫婦の方が住んでいただけるような住宅を整備したいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) やはり、町内企業の方もそういった従業員の方の住まいということも求めているところもありますので、今後、いろんな形、今、いろんな住み方、働き方というものもありますので、そういった、なるべく、それと同時にやはりじゃ、そこに住んだ場合、区への参加についてはどうしていくとか、そういったことも含めまして、来て、住んでいただける方も住みやすいし、ご近所になった町民の方もよかったなと思えるようなそういった形にしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、質問の2番目ですが、5月から地域支援員の方が配属されまして、今後期待

されるところです。まだ全く、始まったばかりだというふうには思いますけれども、持続できるコミュニティづくりについてお伺いをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目ではありますが、持続できるコミュニティづくりとの質問であります。本町の本年5月1日現在の住民基本台帳登録人口につきましては、先ほどありましたように4,989人でありまして、人口減少のペースを抑制させるために、様々な施策を講じてまいりたいと考えておりますが、それでも現実的には人口減少は続いていくものと捉えております。この人口減少が続く中、各地域における地域づくり、コミュニティ活動についてもマンパワーをそこで様々な活動において現在のとおりに行っていくことが難しい状況になることが想定されることから、今年度、持続可能な地域コミュニティ活動の在り方について指針となる計画を策定する予定であります。基本的に地域の自治活動は各地域が主体となり活動を展開することとなりますが、計画の中では地域や町が果たす役割、地域コミュニティ活動に対する町の支援の在り方について基本となる考え方や施策を示してまいりたいと考えております。

コロナ禍で地域におけるコミュニティ活動は中止や見送りが相次ぎ、停滞感もありますが、コミュニティ活動は多様な主体が交わることで活性化していくものであると考えておりまして、人口減少が進んだとしても意欲ある皆さんの参画を町内外から募り、増やしていく方策や共同作業の負担を軽減していく方策などについては町からの支援が必要になっていくものと捉えておりますので、これら地域の振興につながる具体的施策等については十分な議論を行い、指針を策定してまいりたいと考えております。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) 地域支援員という名称については今まで大井沢と吉川の方にいらっしやいまして、地域と一緒に住んでいただいて、いろんな形をお手伝いをしたり、広報していただいたりという形で来まして、今回、新たな地域支援員の方というのは地域の方と話し合いを進めてどういった方法がいいかというふうなお仕事をされるというふうには私も理解しているところではあります。今後、地域の方とどういふふうに通話を進めていこう、具体的にどうか、例えば区なり町内会長、各地区の役員さんと一緒に丸くなってではないんですけれども、話をし、聞き取りというか、うちのところはこういうことをしていきたいんだというそういった方向で話を進めていくのか、まずは何をしたいですかということかなというふうには思いますが、その地域の方との話し合いの進め方、分かる範囲で結構ですので、

ちょっと方向性をお聞きいたします。ちょっと具体的に、ちょっとお願いいたします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいま大泉議員のご質問、集落支援員の今後の活動の在り方、地域との関わり方ということについてであります。今後、集落支援員の方と我々も一緒になって、各地域に入っていったって具体的に現状について改めてお話し合いをする機会を設けたいというように考えております。実施時期につきましては、7月中ぐらいに実施できればというように今のところ計画しております。具体的には昨年からも区や町内会の組織がどうなっているのか、役員の体制がどうなっているかなどにつきましてはお伺いしておったところですが、具体的な各地域のコミュニティー活動、各種行事など、どのようなことになっているのかとか、あとはその事業、それが今後とも続けられていけるかどうか、続けられなくなるというように考えているならばそのあたりの理由と、そして活動が続けていくためには何が必要だと思っているかなどについて、ちょっと細かくお伺いをしたいなということと併せて、昨年はちょっとお伺いしていなかったんですが、地域でそれぞれ共同作業を行っておりまして、より小さな集落についてはなかなか人も減って、集落活動も大変になってきているということがあります。ですので、その各地域における共同作業の実態がどうなっているのか、それに、難しくなっているのであれば、どのようにしてそれをしていくのか、もしくはやめざるを得ないと考えているのかなどについて、具体的に話をお伺いしたいなということとあります。

やはり、その住んでいる地域の方々だけでやっていくというようなことについては、コミュニティー活動の基本ではありますけれども、それでもなかなかマンパワー不足というところもあろうかと思えます。全て現在のとおり将来ともやっていけるということについては難しいと思えますけれども、ただ、やっていくべき事業とか、どうしてもやらなければならない作業というものがあると思えます。それについて地域の方々がどういうご認識でいるのかということと、もし町のほうでサポートすべきところがあれば、その辺のところについては全体的な町の指針というものを示して、各地域のコミュニティー活動をサポートしていくというような取組をできるところからやっていく必要があるのかなというように考えております。

集落支援員については、その各地域に我々と一緒になって入っていったって、その取りまとめでありますとか、そういった作業をしておりまして、今その準備段階の作業をしているところであります。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 細かく詳細に説明をいただきまして大変ありがとうございます。今後やはり地域、それぞれに、規模も違いますし、作業できる年齢構造と申しますか、年齢幅と申しますかそういったことも各地区で違いがありますので、ぜひ町と一緒に地域が盛り上がっていただければいいかなというふうに思っております。

それで、人口減少ということにつきましては、毎月15日に町の広報紙の裏表紙に人口、世帯数など書かれておまして、あ、町報来た、表紙見て、ぱっとひっくり返して裏表紙見て、ああ、何人なったなとこう、ちょっと見る数がちょっと増えたのかなというふうには思いますが、それでもその数字を見ても、ああ、また減ったとこう、下を向かずに、こう、上を向くような施策として、これはちょっとご提案と申しますか、私のに、なりませんけれども、そこで町では以前に月山湖花火大会というのを大きく開かれ、多くの方が集まり、にぎわいを見せました。予算と申しますか、そういった関係もありまして、盛大にはできなくても、昨年度になりますけれども、雪旅籠の灯りのイベントでは開催時の花火を上げておりますし、今年度5月の春祭りでは吉川、海味で打ち上げました。8月には本道寺地区会の方は毎年お盆の時期に上げていらっしゃるという。間沢の秋祭りでもありましたし、前は大井沢の冬祭りでもあり、私が子どもの頃なんていうのはなんですが、沼山の花火大会というのもありました。つまりは大きな花火大会を開催できなくても、季節ごとのプチ花火、ちょこっと花火、短くて5分、長くて10分ぐらいでもいいんですが、ちょこっと花火を町で支援しながら、各地区で上げてはどうでしょうか。花火は上を見て見るものですので、下を向いて見る方は単純に言えないと思います。短い時間でもこう、それぞれの方で思いが込められたらと思っておりますが、この点については町長にちょっとお伺いいたします。お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員ご指摘のように、前は月山湖には花火大会を開催しておったんですが、あれをやめたというのは一つは交通事情もありまして、なかなか出口が1か所というようなこともありまして、その交通整理が非常に困難な場面も出てきたというようなこともあってありますが、財政的な面もあるかと思いますが、そしてこれまで西川町には町全体で行う祭りがなかったというようなこともあって、実は15年前ほどに間沢のお祭りに合わせてあれを西川町の秋祭りに仕立てようというようなことで、間沢区、海味区と一緒に10年ほどやった経過がございますが、なかなかそれを持続できるような環境が取れなかったというこ

ともあって、今のような銘水館での三山祭りになったわけではありますが、これはこれからも町民の交流の場としてどうするかはこれは大きな課題ではありますが、そういったのでなかなか交流する場が少なくなってきたと。以前ですと、それぞれの地区で夏は盆踊りがあって、そして秋は秋祭りであったわけですが、盆踊りもほとんど間沢と一、二か所ぐらいになったわけでありまして、そういった意味で、まずコミュニティーづくりに関しては 以前に県知事も声を上げておったんですが、祭り、今非常に大きな要素になるというようなことで、祭りを盛んにするとか、充実しようというような、そういった機運があって、今のいろんなお祭りになっておると思いますが、町といたしましても、そういった意味で祭りは非常にこれまでの伝統文化を継承するには非常に重要な行事とも捉えております。ですからそういった意味で、今、議員からありましたように、それを地域において、再建、それらの地域を、特にコロナの関係もありますが、そういった意味で地域を元気にしようというようなことで地域での活動が盛んになってきておりますので、そういった面でも、今日は議員のご意見をお伺いしたいと思いますが、そういった意味で祭りは重要なまちづくり、コミュニティーづくりの大きな要素だと捉えていることは事実でありますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ぜひ、短い間でもです、町の人、子どもたちから高齢者の方まで、ビューポイントといいますか、そこにちょっと動けばその花火が見られるという幸せ感、こういったことを進めていっていただきたいと思います。ぜひご検討をお願いいたします。

続きまして、質問の3番です。

健やかにということで、町健康診断率と節目健診など、町民の健康づくりについてお伺いをします。

通告書の数字につきましては、昨年9月の一般質問の回答からおおむねの数字でありますのでよろしくお願いいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の3番目ではありますが、町民の健診率や節目健診等の健康づくりについてありますが、第6次西川町総合計画では、国民健康保険特定健診の受診率、目標を平成30年度60%、令和5年度65%といたしておりましたんですが、29年度を初年度とする国民健康保険第2次データヘルス計画及び令和元年度からの第6次総合計画後期基本計画では、県内第1位の受診率を目指しまして5年度健診率を70%を目標に事業を推進しているところであります。

さて現在の国民健康保険特定健診受診率につきましては、直近の令和元年度のデータでは、特定健診の受診率は年次計画の目標である63%をクリアし、受診率63.6%、県内市町村では第3位の受診率となっておりますが、また、後期高齢者における健康診査の実績でも令和元年度受診率37.19%で県内第1位といずれも高い健診率を維持しております。

しかし、昨年度、令和2年度は、年度当初からコロナ禍で健診事業も規模縮小や延期、または中止になるなど、今後もその影響が心配されるところでありますが、今年度の事業推進につきましては、町民の皆さんがより受診しやすいよう、寒河江、西村山郡医師会、総合健診センターの委託内容の見直しや、健診結果による保健指導、糖尿病重症化予防対策、町立病院の医師による健康相談などにより、現役80代を目指して健康づくりを進めてまいります。  
古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 健康診断率は県内3位と高齢者は県内で1位であるという、高い健診率であるという答弁でございました。ただやっぱり、健康診断はよくホームページを調べますと国民の義務であると国も申しております、やっぱり働く世代に対しても、会社、事業所なども従業員の健康診断は義務とされており、健康経営の推進には力を入れているということもありますので、全世代にわたりまして、診断をやっていただき、やはり、健康な暮らし、健康な体を持っていないといろんなことができませんので、そういったことにつきましても町で今後とも進めていっていただきたいなというふうに思います。

あとは、町で普通の健診のほか、節目健診といいまして、42、49、58、つまりは厄年と言われる年齢かと思いますが、健診料金が無料になるということになっていまして、この点について、ご説明をお願いいたします。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまのご質問でございますが、節目健診についてというようなことでのご質問でございます。

節目健診と申しますのは、対象者が先ほど議員のほうからもありましたが、42歳、49歳、58歳の方々につきましては、自己負担等がないということで、健診料が無料とする健診というふうなことになってございます。1泊ドックでありますとか、がんの検診等々で自己負担が生ずるものについては、この年代につきましては無料というふうなことで、町のほうが負担するというような健診事業となっております。

本年度につきましては、昨年度実施できなかったということもございまして、昨年と今年というふうなことで対象者のほう2か年にわたって今年度実施するというふうなことになっ

ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 春の健康診断申込みのときにこういったものを健康福祉課のほうから郵送いただきましていただいておりますが、なかなか隔々まで目を通すという機会がありませんというか、なかなかない方が多い。いや、あっけがとかそういう話もちょっと聞かれますので、ぜひ周知できる形、今年につきましては、令和2年度、3年度の方が対象になっているということでありますので、ぜひそういったお知らせいただきたいなというふうに思ひます。

それに加えまして、その他の医療機関の健診ということで、歯周疾患健診というのが一つ加わりまして、35、40、45、50、60、70。やはり歯の健康はこう、万病といひますか、全ての病気につながることの予防というふうに今うたわれておりますので、とてもよいことではないかなというふうには思ひております。それでさらに加えて、今、スマホ、タブレット、リモートで仕事をするとか、とにかく会社とか仕事の関係でパソコンを目にする。画面を目にしていますとなかなか目のほうがかかなりの負担がかかっておりまして、実は山形新聞にありまして、自治体の特定健診の中に眼科健診をプラスしているというふうな記事がありました。高齢になれば緑内障早期発見、緑内障となればやはりちょっと目が見えなくなるということに通じますので、町も眼科健診を加えまして、というご提案ではありまするが、この点についてお聞きをいたします。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまのご質問でございまするが、健診の中に眼科の健診も含めたらいかがかというようなことでございまするが、現在の健診の体制ということでは西川町の町立病院、あとは総合健診センターのほうですが、診療科目としてもございませぬし、そうですね、検査するための機器なども現在ないような状況でございます。外部委託も現在しておらないというようなことで、現在対応していないといひというのが現状でございます。

近隣市町村といたしましては、朝日町立病院のほうで診療科目に眼科がございまして、数年前から検査機を購入して行っているというふうに聞いておりまするが、他市町村の分析等々はちょっとまだやっていないような状況であります。

今後ですけれども、町民の方の発病の分析でありますとか、他市町村の状況などを研究させていただきたいというふうに思ひておりまするのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 私も還暦を過ぎまして眼鏡をかけるようになりまして、なかなかこう、見えづらいというふうになっております。やはり、病気なりますと非常に大変なことにもつながるといふふうには思いますので、ぜひご検討をいただきたいというふうに思います。

あとは、健康診断につきまして、寒河江の健診センター、午前中で終わるということに対して、町民の方からは非常に評価、いや、良かったなという評価を受けておりまして、町のほうにつきましては感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

やはりコロナ禍ではあります、町民の健康寿命を延ばすために、健康マイレージとかそういった様々な施策を行っていただいておりますが、健康づくりも含めまして、今後とも期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の項目に入りまして、国道112号線の景観についてです。

国道112号線は、県内外を問わず、交通の大動脈です。沿線の景観は住んでみたいと思っただけの重要な役割を持っていると思われ、次の質問をします。

質問の1番です。

睦合公園の利活用についてお伺いをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大泉議員の第2点目のご質問は、国道112号線沿いの景観等についてであります。まず睦合公園の利活用の経過についてであります。睦合公園は議員ご指摘のとおり、国道112号に面しまして、西川町の玄関口に立地しております。昭和59年の供用開始当初はテニスコートなどの流行に乗った施設を設置して、利用される方も多く見受けられましたが、利用者は年々減少しまして、現在ではほとんど見られなくなってきておりまして、そのようなことから睦合公園リニューアル検討のためのプロジェクトを立ち上げまして、先進地視察などを行いながら、リニューアル案を作成しまして、地元睦合区に説明するなどして協議、検討を行ってまいったところであります。

また昨年度、町内の各公園について区長、地区会長から立ち会っていただき、管理状況の確認を行ってきたところでありまして、それらの話合いに基づき、今年度中には公園管理の方針を定めまして、維持管理費用や廃止などの検討を行う予定であります。

睦合公園につきましては、令和3年3月定例会において緑地公園や親水広場を都市公園とし、範囲を拡大させていただきました。睦合公園は都市公園の種類が近隣公園となっていま

すので、睦合区はじめ、関係者の皆さんのご意見をお聞きしながら多くの皆さんから利用していただけるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 睦合公園のほう、河原のほうといたしますか、普通に車で通っては見えない一段下のほう、芋煮会ができるスペースもあるところまで、広く都市公園となりました。一つお尋ねしますが、都市公園になったメリットといたしますか、指定なったらいいことがあるのではないかとこのように思いますが、この点についてお聞きをいたします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの都市公園になるメリット等についていかにというようなご質問であります。公園管理は建設水道課のほうで一括して所管しておりますけれども、新たに4つの公園を都市公園にしてきて、政策推進課のほうも関わってきて、そちらのほう対応してきた観点から申し上げますと、一つは、都市公園の設置目的にあるとおり、近隣の方の健康とかそういったことを促すために町、自治体が必要と定めるものについて都市公園にできるというものでありますので、そういったところについて、基本的にある程度の経費をかけて維持して、近隣に住まわれる方々の利活用に供するというものであります。ということでもありますので、地域住民の方々にとっては利便性が上がるということもあるかと思っておりますけれども、一方、財政的な面からすれば、地方交付税の算定基礎にも算入されるというようなところなどありまして、一般市民の利便性の確保並びに町のほうとしましては財政的な面から両面からのメリットがあるというようなところであるというように認識しているところであります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 都市公園に指定になりますと、ちょっと私、間違ったらお許しいただきたいなと。地方交付税がちょっと増えるというふうに伺っておりますが、その予算を使って、町は厳しい財政であるということは3月の議会でも説明があり、承知をしておりますが、やはり地元地区とも相談しながら入り口、駐車場、案内看板も含めまして管理しやすく、にぎわいのある公園整備ですね。看板を見ますとグラウンドゴルフ場という明示がありますが、今は吉川のほうでほとんどやっております、あそこでグラウンドゴルフをやっている方はいないという現状でありまして、建設水道課のほうでは管理ということで草刈りなどをやっていただいております。今後、進めていっていただきたい。多分、町

から寒河江、山形方面に行かれる方は毎日のように見ていらっしゃるかなと思います。買物やら通勤通学、ただ、人いないなというふうな、とてももったいない場所。まるろくさんの看板はこう、タイムリーに情報を伝えてはいただいておりますが、ぜひ公園整備について進めていただきたいというふうに思いますが、ちょっと町長の見解をお願いをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 睦合公園の整備につきましては、前々から睦合区のほうから要望もありましたので、そういった中で、芸工大の学生さんも含めながら検討会なども行ってきた経過がありまして、確かに華々しくというような面ではそういった計画がもう含まれておったわけですが、ただこれまでの利用等も含めて、どの程度の規模にすべきか等も含めて、まだまだ検討すべきだと思っています。では、ということは、今議員がおっしゃいますように、あそこはグラウンドゴルフとゲートボールも含めて競技場になっておったわけですが、10年前ほどに補助金を頂いて、ゲートボール場の整備を行ったわけですが、その時点で中学校の裏に設置になったわけですが、ただあの時点で、グラウンドゴルフ協会ともお話ししまして、あそこよりは睦合、これまで使ってきたわけですが、睦合はどうだというような話合いなども進めて、そして一体的に整備できればというような考えもあったわけですが、グラウンドゴルフにはやっぱりあまり起伏が、あのままですと起伏があり過ぎるというようなこともあって、むしろ中学校の裏のほうがいいというようなことで結論を出してあそこになったわけですが、そういったことも含めて、あの会場をどのような形で公園として整備すべきかだと思っています。なかなかあまり広過ぎてどういった、以前から子ども用の遊具なども設置しておったわけですが、それも利用されないままに、配置の仕方もちよっと問題があるのかなと思っておりますが、それと、あそこの整備当初にテニスコートも整備したわけですが、当初はあの頃はテニスの大変活発な時期でありまして、その後は徐々に使われなくなったということで、むしろ撤去してほしいというような区の要望もありますので、そういったものを含めてであります。

それと併せて、あそこは少年の野球クラブが毎週利用しておったわけですが、野球クラブも今は活動が停滞してきているというようなこともあって、どういった形で、ただ広場をつくればいいのか、それとも芝生ですっと平らにしておくべきかとか、その辺の利用、今後の利用、そういったものが非常に不明確な面が多いということではありますが、地元とも十分、先ほど申し上げたとおり、これを今後地元との協議を行いながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） そんなといいますが、土木関係についてはかなりお金がかかるというのは私も承知しておりますが、せめて周遊ができる、入り口というか芋煮会会場に入る入り口が石田の旧道に入ってから行くと知っている人はどれぐらいいるかなというふうにも思います。あそこまでも都市公園になっておりますので、真ん中に道路設けてとか、あそこを散歩できる、周りだけでも散歩できるとかというそういったことについて、もちろん管理される地区の方と協議をしていただきながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

ちょっと時間もないようですが、質問の2番目に入りますが、海味地区の工場跡敷地内の強制解体はできませんかということで通告を出しておりますが、7日の全員協議会での説明、さらに8日の一般質問でほかの議員の方質問をしておりました。ですので、私についてはあそこをつまつまとはという言い方はあれなんです、今の状態では最低限にやるというふうなお答えは聞いておりますので、ただ、おおよそで結構なんです、いつ頃からちょっと作業が始まるのかについてお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 大泉議員のご質問にお答えさせていただきます。

海味地内のいわゆる工場跡、今年の冬の大雪で倒壊している倉庫、この事案に係る応急措置のいつ頃からかというご質問でありますけれども、これまでもご説明申し上げておりますとおり、今回の補正予算のほうに応急措置に係る費用については計上させていただいております。当然のことながら、今定例会で審議、採決をいただいて、その結果を受けて、こういうことになろうと思っておりますが、仮に補正予算ご可決を賜りましたならば、当然町民への危険の除却というのが目的でございますので、これから梅雨末期の大雨ですとか、あるいは台風の強風というような時期にも入りつつありますので、私どものほうとしては早急に危険の除却を行いたいというふうに考えておるところでございますのでよろしくご理解ください。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員、1分少々です。

5番（大泉奈美議員） 112号線につきましては、私が申しあげました工場跡地のほかにも前に、別の議員の方がおっしゃったように、やはり空きになった工場といいますが、あとガソリンスタンド等、沿線上にはちょっと、いや、ちょっと見た感じ悪いなというところがあ

ります。あとは町民がけがとかそういったことにならないようにやっていただきたいというふうに思います。

時代の流れといいますか、そういったことで人口減少に歯止めがかからない現状におきましても、住み続けたい町民のために、さらに住んでみたいと思っただけの施策に期待しまして質問を終わります。

ありがとうございました。

古澤議長 以上で、5番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

伊藤哲治議員

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 質問席へ移動〕

9番（伊藤哲治議員） 9番、伊藤哲治です。

質問に入る前に、コロナ感染症下で医療従事者をはじめ、関係する方々が大変ご苦労しながら奮闘なさっていることに対し、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

私は活力あるまちづくりをいかに進めるのかということで質問をいたしたいというふうに思います。

第6次西川町総合計画後期基本計画の中で、定住人口の確保を町の最重要目標に掲げ、令和5年に最低限確保したい人口を5,000人というふうに出していますが、少子高齢者化に歯止めがかからない現状が急速に進み、令和3年4月には5,000人を割り込み、活力が失われつつある現状を改善し、生き生きと活力のあるまちづくりをどのように創出をしていくの

か、下記のことについて質問をいたします。

このことに関しては、お二人の議員が町長に対し質問をしていますけれども、改めて、第6次西川町総合後期基本計画の中で定住人口の確保を町の最重要目標に掲げ、令和5年に最低限確保したい人口5,000人をうたっていますけれども、少子化に歯止めがかからない現状を直視し、5年後あるいは10年後の人口推計に基づき、目標値を見直す考えはないのかお伺いしたいというふうに思います。

3月定例会でもご質問をしましたが、夢と希望を持つことは大事だという町長のお話がありましたが、改めてこの件についてお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの伊藤議員の活力あるまちづくりをいかに進めるかのご質問にお答えしますが、さきに議員から質問ありましたんですが、それと若干重なる部分もありますが、ご了解お願いしたいと思っております。

初めに、第6次西川町総合計画及び後期基本計画に掲げたまちづくりの指針や現状について改めて申し上げますが、平成25年度に策定しました第6次総合計画は、「“キラリ 月山”健康元気にしかわ!」をテーマ、合言葉に、5つの基本目標、「互いに協力し健やかに安心して暮らせるまちづくり」、「総合産業が織りなす活力と賑わいと雇用をつくるまちづくり」、「住み慣れた地域で心豊かな人と文化を育むまちづくり」、「子どもや若者の笑顔があふれ女性がいいききするまちづくり」、「財源確保と行政改革、情報体制が整備されたまちづくり」を念頭に計画の目標年次である令和5年度において確保したい人口を5,000人、世帯数を1,600戸、交流人口を年間100万人と設定し、各種施策を進めてきたところであります。

また、令和元年度から始まった後期基本計画では、第6次総合計画の理念を継承し、さらに諸課題を解決するために、産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成の3つを主要施策に掲げ、5つの重点事業推進プロジェクトを設置し、各施策を推進してまいりました。

特に、地域産業振興では、農業、観光業においても1年を通じた収入をいかに確保するか、その体制強化に努めてまいりました。また、生活環境対策では、若い世代の住環境整備としてみどり団地第2期造成事業に着手し、地域づくりと人材育成では、町全体の地域づくり、コミュニティー施策全般に関する指針づくりに着手し、検討を進め、次年度以降の具体的施策展開につなげてまいりたいと考えております。

それでは質問の第1点目ではありますが、第6次西川町総合計画の目標値の見直しについてであります。

本町ではこれまで第6次総合計画に掲げた基本目標、基本施策に基づき、各施策を実施してまいりましたが、今年5月1日の本町の住民基本台帳登録人口は4,989人で、計画に掲げた最低限確保したい人口5,000人を下回っている状況にあります。まちづくりにおける定住人口は町の活力を示す大きな指標であることに間違いはありません。目標数値を下回っている点については改めて調査、分析を行う必要があると捉えております。

一方、第6次総合計画は平成25年度に策定、現在8年目を迎えており、計画は残り2年あまりとなっております。今後のまちづくりの根幹に係る総合計画やその指標の見直しについては、次期第7次総合計画の策定に引き継ぐ形で協議、検討を進めるべきであると考えておるところであります。

第7次総合計画の策定については、令和4年度から作業に着手する必要があると考えておりました。計画策定は本町に関わる各種データに基づく各種調査や分析、多様な皆さんとの対話による課題の抽出、目指すべき町の姿、そして取り組むべき施策を多くの皆さんの手によって策定することで町民みんなの計画として認識できるような計画にしたいと考えておるところであります。

また、コロナ禍を踏まえた政策形成や国連サミットにおける持続可能な開発のための2030アジェンダ、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsや今般、政府が掲げた2050年度におけるカーボンニュートラルやデジタル化への対応など、本町でもその対応が迫られ、かつ大きく変容する社会情勢への対応も必要となってきております。

以上のことを踏まえながら、総合計画の基本構想で掲げていく人口についても新たな視点で策定していくべきものと考えておるところであります。

以上であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、町長のほうから答弁がございましたけれども、この前の佐藤耕二議員の質問にも町長のほうで答弁をしていますが、ここ7年で自然減少、社会減少を含めて1,008人と、年平均にすると150人近く毎年毎年人口が減っている状況にあります。このまま何も手を打たなければ、令和5年度では4,500人を切ることも予想をされますし、間違いなく4,500人を切ってくるんじゃないかというふうに思われます。町の、町長がおっしゃったように最大目標、大きな夢、希望であるとの考えは分かるにしても、現実問題として6次

総も残り2年です。目標値については、6次総の中で数値を変更するという事ではなく、7次総に引き継いでその中で令和4年より第7次総の計画をつくり込んでいくということですが、年度ごとの人口推計、今後令和4年、5年、6年というふうになっていくわけですが、その間の我が町における年度ごとの人口推計はどのように予想されているのかお伺いをいたします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの伊藤議員のご質問、年度ごとの人口推計ということであります。

人口推計、年度ごとというようなことでありますが、今のところ、私ども政策推進課のほうで押さえている人口推計につきましては、全国の人口問題研究所が示している人口推計等も加味しながら、5年刻みで考えているところであります。うちのほうの政策推進課の担当課ということでありますけれども、現在の推計につきましては、2025年、令和5年については4,500人は下回らないであろうというような推定はしているところであります。

一方、人口問題研究所の推計によれば、これは公表になっている数値でございますが4,404人ということでありまして、その辺のところは我々が推計しているのはあくまでも住基人口を基にした人口推計でありまして、人口問題研究所の推計については国勢調査人口での推計というようなことでなっております。年度ごと細かい刻みというようなことで推計をしておりませんが、手前どものほうでちょっと分析して推計している数値については4,500人は下回らないであろうというような数値だけは持っているところであります。

以上であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 4,500人は下回らない、令和5年度にはということですが、150人ずつ減っていくというふうに予想すれば300人以上減っちゃうわけで、3年間ですと450人、4,500人下回らないということですが、人口問題研究所の予想によれば4,404人だということに今答弁がありましたけれども、5,000人という数をなぜ西川町が掲げたのかというふうにいえば、私は5,000人というのは、町の経済状況を回していくためにも5,000人を切ればかなり窮屈になってくるということがあるんじゃないかというふうに思いますが、その辺の5,000人と目標を掲げたときの基本的になぜ5,000人なのかということに対して今どのようにお考えなのかお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、政策推進課長から答弁ありましたように、当時の人口推計、特に人口問題研究所は全国的な趨勢を捉えながらの推計になりますんですが、その時点ではもう2020年には5,000人を切るというようなそういった推計でありまして、町といたしましては、これは人口問題研究所につきましては、私、ちょっと分かりませんが、これまでにいろんな推計は、これまでの推移を見ながら今後の状況を推計するというものでありまして、政治的にと申しますか、町としてはそれに加えて町の政策をいかに加味しながら人口を維持するか、または増やすかというようなことが町の大きな役割でありますので、まずはそういった意味でも5,000人、さっき議員がおっしゃいましたように、経済を回す、そういったものも含めて、あとは一つの大きな区切りと申しますか、町民が理解しやすい目標、こういったもので5,000人は切りたくないというような、そういったことでありますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、よく議論になりますのが、要するに5,000人を切って4,000人、3,000人となった場合、じゃ、町が本当に町を運営できるのかというような議論、よくありますが、全国見渡しますと、四国の大川村、今400人の村ですが、私も二十数年前、どうしてもその日本で一番小さな村を見たいと、人口のほうを見たいということで当時、お伺いしたんですが、当時は700人であったわけでありまして、今は400人。それでも村は村としてきちっとした一つの形態を整えて活動やっていると申しますので、人口規模はどの程度が本来の人口なのかということはちょっと私も分かりませんが、西川町のこれまでの経過からいえば、特に西川町は寒河江ダム、それから間沢川の鉱山等での大きな減少もあってあります。これまでの趨勢を見れば5,000人は維持したいというような思いでこの計画の目標値を定めたということでありまして、よろしくお願ひします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番(伊藤哲治議員) 今、町長からありましたが、3月議会でも私も言いましたように、5,000人にこだわる必要はないんじゃないかと。それよりも現実を直視をして、先ほどあったように今後の人口推計をきちんと調査、研究をしながら、今西川町でどのような人口状態、形態になっていくのかということを中心にきちんとつかんだ上で町に暮らす人々が生き生きと暮らせるようなまちづくりをしていけば、5,000人をたとえ切ったとしても、それはその町の生き方だというふうに思いますけれども、その辺について町長はどのようにお考えでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、西川町に住むためには、それなりの収入を得る場所が確保されているかどうかが一番だと思っております。そういった面では西川町は、従前は農業で生活してござい

したんですが、当時は五反百姓、50アールの農業だったわけでありましたが、それで食べられた。そしてそれと併せて出稼ぎ等も含めてであります、時代の趨勢によりましてそういった意味ではなかなか生活できないというような状況なっておりますが、そういう中で、西川町で暮らすには、生活の糧とするには何があるべきかというようなことではあります、特に西川町はサラリーマンと申しますか、さっき言いましたように、農業が、農業ではなかなか生活できないということもあって、自分の子ども、孫等についてはサラリーマン等で寒河江、山形等への就職がずっと続いてきたわけでありまして、そして今の人口動態見ますと、転出の大きな要因等については、やはり一番自分の仕事場の近くに、より便利だと申しますか、そういった面で寒河江、山形へ転出される方が多いと認識しております。そういった面では西川町に人口を定着させるか、このためにはやはり前々から申し上げていますが、地域の資源を生かした職業、こういったものをどういうふうにつくるかであります。ところが、西川町の場合は観光業も非常にこれ、歴史的に大きな要素でありまして、そして現在につないでいるわけではあります、ただどうしても農業も観光もこれまでは冬場の収入が得られないというようなこともあって、なかなか担い手ができなかった。ですから、今西川町で定住人口を確保するには、要するに冬も収入を得られるこういった産業をいかに、企業もありますけれども、そういったものが必要だというようなことで、前々から申し上げますように、産業については総合産業、いろんな産業が地元の地場産業が手をつなぎ合って、そして西川町を守ると、そういう意気込みでまちづくりを進めようというようなことでこれまで進めておりますが、やっと農業も観光もそれなりの第一段階と申しますか、そこまで踏み込めたなと思っておりますが、さらにそこをどういうふうに商業に結びつけるか、要するに経済の循環に結びつけるか、そういったものも含めて今後の課題だととらえていますので、ですからさっき言いましたように、議員おっしゃるように、確かに人口が5,000人でないと駄目だといふのでなくて、いかにこの西川町に住む人間が充実した、そして生活ができるか、そういった環境をいかに作るかだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 充実した生活ができるかどうかという環境を整えることだということではありますけれども、今、町長がおっしゃったのは通年を通した産業を興していくということだといふふうに理解をしましたがけれども、その中で我が町の生産人口の人数というのはどんどん減っているということで、この前佐藤議員の答弁にも一番減少率が高いのは生産年齢に携わっている人口構成のところが一番落ち込んでいるというお話をされておりました。

その中で、生産性を上げるために生産人口をどういうふうを増やしていくということが必要なのかということを見た場合に、生産人口増やすということは取りも直さず町の人口増やさなければ、今のままでは増えるわけございませんので、その辺のことについてどんな人口減少対策を今後講じていくつもりなのかお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 生産人口につきましては、第1次産業、第2次産業、第3次産業とそれぞれ区分けなされて、2次産業、3次産業につきましてはどちらかという地場産業、2次産業については企業等への仕事をされている方というふうに捉えておりますが、まずそういった意味では先ほど申しましたように、西川町に住み続けるには、企業への就職もそうですが、あとは地場産業をどういうふうに支えていくかになっておりまして、そのためにも、前々からご質問ありますように、Iターン、Uターン、こういったものをどういうふうに理解し進めていくのかということもあったわけありますが、Iターン、Uターンも結局は冬の仕事が少ないためになかなか、来ていただいても冬は言ってみれば除雪のオペレーターぐらいでありますので、そういったものでなくて冬も収入ができる農業観光、こういったもの、そして観光業は特にだと思っておりますが、そういった面での対応をぜひやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） いろんな対応をしていくということは分かりますけれども、今の体制の中でじゃ、どうやっていくのかというふうに考えたときに、新たな組織というか、審議会を立ち上げてその中で全体的に包括的な調査・研究を含めて話し合いをしていくということが必要なんじゃないかというふうに私は思っています。先ほど町長がおっしゃったように、令和4年度から第7次総合計画についていろいろ話し合いをしていきたいということですが、その中にぜひ人口問題調査特別審議会のような形で立ち上げていただいて、その本当に西川町における人口というのは、推計を含めてですけれども、今後どうなっていくのかを含めて、全体的に調査・研究をしながら審議会の中で話し合いをしていくということが今本当に必要じゃないかというふうに思いますけれども、そこについてはどのようにお考えでしょうか。ぜひその審議会を立ち上げていただきたいというふうに思いますが。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、今後の政策決定のためにも総合計画の策定にも関わって人口問題の研究会等の設置のご提案がありましたんですが、これまで、全体的な総合計画、人口問題もそうであ

りますが、こういった面については総合計画総合審議会の中で議論をやってきたわけであり  
ますが、どうしても審議会の前段については町のほうでの素案をつくって、そして審議会に  
かけるわけでありますが、その以前にもそれぞれの分野でご意見を伺っているわけでありま  
すが、そうでなくて、もう少し突っ込んだ議論の場のできる、こういったもの必要だと、私  
も感じております。

そういった意味でも人口問題に特化するとか、それから経済問題に特化するとか、経済と  
いいですか、そういった仕事も含めて特化するとかそういった審議会、中には産業振興審議  
会とかいろんなものがあるんですが、なかなかその中での議論が1時間程度で終わってしま  
って、中まで突っ込んだ議論がなされていないのが現状であります、そこをそういった面  
をどういうふうに今後町民の皆さんのいろんな意見をいただいてやるかというのは、今後こ  
れはやはりすべきだと思っていますし、ほかの町村ですと、百人委員会とかそういった中で  
議論しながらやっているわけでありますが、ただ、これまで西川町の総合計画につきまして  
は、行政ペースでどうしてもやってきたという点もあって、第6次総合計画から要するに西  
川町全体の計画策定のそのスケジュールも含めて町民の皆さんに理解していただくというよ  
うなこともあって、地域づくり計画を策定をいただいて、それぞれの地域ごとの計画を第6  
次総合計画に含めてやったわけでありますが、まずそれでも十分だと思っていまへんし、  
それらも含めて、町民の皆さんにも理解していただくような、そういった場の設定が必要だ  
というふうに思っていますので、議員、今、ご提案ありました点につきまして念頭に置きな  
がら今後進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 町の政策審議会がありますけれども、その内容については私も聴講  
させていただいて、その都度お聞きをしています、なかなか突っ込んだ議論にはなってい  
ないというのが状況だというふうに思っています。それでは人口問題について今後どうなっ  
ていくのかと、本当に最大目標だという町が掲げる人口問題についてどうなっていくのかと  
いうことを議論できていないんじゃないかというふうに思います。今、町長がおっしゃった  
ように、ぜひ町民の中で本当におざなりな審議会じゃなくて、あらゆる階層、学識経験者も  
含めて網羅した具体的な答申ができるような審議会を設置をして第7次総に反映をしてい  
ただければというふうに思っていますので、その考えについてもう一度町長の考えをお尋ねをし  
たいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、総合計画、議論につきましては今、議員から提案あったような形だと思いますし、さらに総合開発審議会等の議論の場の設定等もですが、そのままいくとすれば要するに問題を特化して、例えば人口問題に特化して審議会を開くとか、そういったやり方もあるかと思いますが、その辺は内部でも検討させていただきたいと思っていますし、そのようなことで今後、先ほどありましたように、決して数値にこだわらず、町全体の今後の在り方等について町民の皆さんから理解されるような、そういった場の設定をしながらやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） ぜひそこは強く要望しておきたいというふうに思います。本当にここに暮らす私たちが心豊かな活力を持って住み続けることができるという人口は何人ぐらいなんだろうということを改めて見直していくことが必要なんじゃないかというふうに思っているところです。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。

コロナウイルス感染症がまだ収束する気配すら見えない中、山形銀行情報開発研究所がまとめた山形県の民力調査、2019年版で、生産や消費といった県内35市町村の経済的なエネルギーを総体的に示す民力指数を見ると、減少率が最も大きいのは西川町の19.5%であり、民力水準の減少率が最も大きいのも西川町の5.8%だという調査結果を発表しております。

町は、落ち込んだ民力を上げるためにどんな施策を実施するのか伺いたいと思いますが、民力とは、生産、消費、文化など、地域社会の持つエネルギーを総合的に捉え、都道府県や市町村単位で見たものであり、町は35市町村で見た場合に、平成25年から令和元年まで大体順位的にいうと30位ぐらいであるというふうに評価をされていますけれども、これについてどのように今後施策を打っていくのかお尋ねをさせていただきます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の2番目ではありますが、町内の民間活力を上げるための施策についてであります。今年3月に議員ご指摘のとおり、やまぎん情報開発研究所がまとめました山形県の民力調査における本町の民力指数についてであります。この民力指数は山形県全体を1,000とした場合に、対する本町が占める割合を数値化したものでありまして、人口や総生産、製造品出荷額、農林水産業、サービス業、付加価値額、売場面積、預貯金残高など20の指標に基づき算出されたものであります。

本町の民力は、2009年に4.1ポイントであったものが、2019年には3.3ポイント減少、率に

して19.5%下がり、その減少率が県内で最も大きかったものでありますが、また1人当たりの民力水準は県平均100ポイントであるところ、本町においては2009年は74.5ポイントだったのが2019年には70.2ポイントに減少、率にして5.8%下がったと。その減少率も県内で最も大きかったものであります。

一方、本調査における本町の民力指数の県内順位については2009年は35市町村中29位であったものが2019年は30位となっております。1人当たり民力水準については、2009年は35市町村中19位であったものが2019年には25位になっておりまして、いずれにしても減少率は大きかったもので、県内順位としては大きな落ち込みとはなっていないものと捉えてはおりません。順位としてはですね。

また、民力調査に用いられた各種指標については、建築物工事費販売予定額が2009年は西川小学校の建築事業もあり約21億円だったものが、2019年には7億7,000万、大幅に減少したことが大きいと捉えておりまして、そのほか年間商品販売額や年間小売販売額、売場面積なども減少しているところであります。

一方、市町村総生産額につきましては、2009年の約44億5,000万円から約56億6,000万円に、農林水産業生産額は2009年の3億7,000万から4億5,000万円とそれぞれ伸びておりまして、以上のとおり、市町村総生産額は伸びておりますが、人口減少による影響が大きい消費活動などに関する指標や数値については活力の低下が見られる傾向にあります。

これらのことを踏まえ、今後は特に商工業者の支援対策をいかに充実させていくかが重要だと考えております。

先日、佐藤耕二議員のご質問にお答えいたしておりますが、現在はコロナ禍で町内の事業者が今後とも事業を継続できる支援を図っていくことが当面の課題でありますので、この点については国及び県の制度に加えて、国や県で手が届かないきめ細かな支援については町単独の施策を組み合わせる支援を進めてまいりたいと思っております。

あわせて、民力を上げるためには新たな就業の場の確保が重要でありまして、企業誘致を進めていくことも重要であるとの認識を持っておりまして、企業誘致の方策については工場型やオフィス型など、タイプの違う用地手法への対応やその可能性については町内の調査・分析を行いながら、本町の企業誘致の方策の検討を進めてまいりたいと考えております。

加えて、雪の多い本町において通年での収入の確保が重要な課題でありますので、これまで行ってきた農業における啓翁桜の団地化、関連施設の整備、観光の面における冬期間の誘客、ツールのさらなる充実などを図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をよろしく

お願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 西川町から企業がどんどん撤退をしているという状況があるわけです。ごく最近を見ても、東北コーオンをはじめ、サトウ商事、小堀、それからケーシーフレームということで、西川町で今本当に企業として残っているのは幾つあるんだろうというふうに、片方の手で数えられるぐらいしかないんじゃないかというふうに思っていますけれども、その中でも建設業に関しては、町の公共事業等でまだ生き残っていますけれども、そういう面で考えると、今、町長がお話をされたように、企業誘致を行うというふうに言いましたけれども、なかなか西川町に企業誘致しても企業が来てくれるという保証はないというふうに私は思っています。

それよりも前、一般質問でもお話をさせていただきましたけれども、工場型の企業じゃなく、今特にコロナ禍において必要なのは自然豊かな西川町のこの文化豊かな町の景観を利用して情報産業を持ってくれば、1人、2人でも10か所持ってくれば二、三十人、100か所来れば100人というふうになるわけです。それは個人で二、三人で事業ができるというような体制が組めるんじゃないかということで、私はシリコンバレーの話もして、前話をさせていただいたことがありますけれども、そういった形での企業誘致をぜひやったほうがいいんじゃないかというお話をさせていただきましたが、その辺についてはどのように町長はお考えなのか、再度お尋ねをさせていただきます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員おっしゃるように、大型の工場を誘致するという場合は、西川町は雪の問題もあります、それに就職される人の確保、こういったものを考えればなかなか厳しい。それと併せて、前にも申し上げたんですが、企業誘致関係で県との調整もやって、当時二、三の企業が手を挙げて、西川町に打診があったわけでありましたが、今、議員がおっしゃったように西川町の自然、こういったものを最大限に売り物にできるような産業というのは、健康に関してはそういった企業が手を挙げてこられたときがあったわけでありましたが、なかなか西川町のような場所でその企業の土地の確保が非常に困難だと。ある程度の企業ですと、約2町歩から3町歩の敷地面積を有して、そしてしなければならないというような、そういった企業もあったわけでありまして、なかなか厳しいわけでありまして、議員おっしゃる様に今の二、三人の従業員で社員で、それでリモートでできるような、今、特にも話題になっておりますが、そういったベンチャー企業と申しますか、そういったものを含めての企業

誘致、こういったものについて今、政策推進も含めて、検討しております、ですが、実は前に私、島根県だけに視察に参りまして、その商店街が非常に衰退しているというようなこともあって、そこで今あったような企業誘致をやった結果、商店街は再生されたというようなことで、一度視察に訪れたこともあったわけではありますが、そこはやっぱりある程度の施設も整備しながら、あとはそれからあの情報の伝達のための回線の整備、こういったものも含めてやったというような事例も見てきたんですが、その辺そういった意味で、こういった環境整備をやるかというようなことも含めて、今後の課題だと思っておりますので、その辺は現在の状況について若干、政策推進のほうからご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 追加答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 企業誘致の方策についての現在の検討状況ということではありますが、昨年コロナ禍が進んできたときからワーケーションやサテライトオフィス、いわゆるそのオフィス型の企業誘致というようなことと、あとは企業そのものでなくても人材誘致というような方法でワークスペースをこしらえて、その中で、企業ごとの誘致までいかななくても人がここでいろんな仕事をやっていけるような仕組みというものについて、全国的にどのような動きにあるかということについて調査は進めてきた経緯がございます。

いろんな場面でそういった企業の方と、あと自治体の方がマッチする場面がオンライン上で行っていただける状況なども民間企業中心で進められている部分もありますけれども、国のほうではサテライトオフィスをつくっていく、またはサテライトオフィスを誘致していくことに対して一定程度の支援制度を設けてきたということなども承知しており、その辺の活用策などについて調査・研究は進めているところであります。

現在、町のほうで有している施設等でそういったものに活用できるかどうかということにつきましては、本格的な調査・分析は今からですけれども、そういったものの活用でありますとか、あとは工場誘致型であれば現存する町内の公共施設も含めた民間企業の施設なんかの利用についてどのような活用ができるかということについて、改めて調査を進めていかなければならないというような認識をしておりますので、今のところ、庁内のほうでも8つのプロジェクトチームを組んで、各施策を検討しておりますが、その中の一つとして企業誘致、サテライトオフィス誘致のプロジェクトも設置しております、その中での検討を進めていきたいというような状況にあります。

以上であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、政策推進課長からありましたけれども、町は情報網、光ファイバー網が全町に網羅されているわけですし、空き家も結構増えているということを考えれば、業を興す起業家も今コロナ禍で都会を離れ、田舎暮らしをしてみようという方も結構増えているんじゃないかというふうに思われます。そういうことを考えながら、ぜひ力を入れて、そういう方々が町に来ていただいて、企業を興すということが必要なんじゃないかというふうに思いますので、強くその辺は要望しておきたいというふうに思います。

先ほど町長のほうから民力の中で結構生産性も上がりましたよという話がありましたけれども、6次総のみんなできり組む目標を決めましょうという中で、産業生産額、あるいは町内購買指数、あるいは観光客の入り込み等、目標をずっと掲げてきたわけですが、これについては平成30年、そして35年はこの数だよということで、町民に明らかにしているわけですので、令和2年現在、そのうちの主なるものについてどういう状況にあるのか、KPIでもって町は完了していくんだという話をしていますが、総生産額あるいは町内の購買力、観光入り込み数、それから教育旅行受入れ数等、数項目についてどのような状況になっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。全ての項目については改めてデータを後で出していただければというふうに思いますので、特徴たるものについてどのような状況なのかお尋ねをさせていただきます。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの伊藤哲治議員の6次総の計画策定の際に10年後の目標数値に掲げている主な数値の現況についてお答えいたします。

本数値は、基本的には令和2年に行われまして総合政策審議会でお示した数値を基にしておりまして、現在、昨年度の数値においてはまだ把握し切れておりませんので、その数値でもってお答えさせていただきます。

まず一つは、全体的に経済面での数値でございますが、町民1人当たりの所得目標については、令和5年度には1人当たり215万円の目標に対して、令和元年においては226万1,000円ということで、現時点で目標はクリアしているというような状況でありまして、各産業別の生産額につきましても、1次産業、当初3億8,000万ほどの目標に対して、現在のところ4億5,000万というようなところでありますので、目標、上方修正して5億まで伸ばしていきたいというようなところで、現在のところ進んでいる状況です。

2次産業については、目標35億に対して、38億9,000万というようなことで、目標をこちらのほうも達成しておりますので、令和5年の目標数値については50億を目指して進んでま

いりたいというところで取り組んでいます。

第3次産業については、目標が87億2,000万ということについて、現在112億程度の実績でございますので、こちら目標を上方修正して取り組んでいるところであります。

町内購買数につきましては、目標数値22%と設定しておりましたが、現在24.7%でありますので、こちら目標を上回っておりますので、目標数値は30%に上方修正した形で進んでいるところであります。

観光入り込み客数については93万人というような目標に対して、69万人ほどというふうな実績で、こちらのほうはまだ届いていないような状況であります。

あとは、大体主立った経済関係に関する指標については、今のようにはほぼ達成している、一部入り込み客数については達成していないものがありますが、達成している項目があるものですから、そちらのほうは数値目標を変えて取り組んでいるところであります。

以上であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 目標はクリアしている項目が多いということですが、なかなかその実際のデータがクリアしていても、町全体として見た場合には、じゃ、活力があるのかと見たときに、そこまで見えないというのが現状じゃないかなというふうに思います。そういう面では、やまぎんが出したその民力の結果というのもなるほどなというのがうなずける面もありますけれども、ぜひ、地域内での経済の循環をさらに発展をさせて、地域内経済を発展させれば1が1だけじゃなく1プラス1が2あるいは3になっていくというふうになると思いますので、その辺にぜひ今後力を入れてやっていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

次に、質問3に移ります。

今まで活力ある町をつくっていくためには人口問題が大切だという話させていただきましたけれども、子どもや若者の笑顔があふれるまちづくりが一番肝要だというふうに思います。少子化を改善し、若者を呼び込む施策について、町はどのように考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまの質問の少子化の改善及び若者を呼び込むための施策についてですが、少子化の改善につきましては、若い皆さんが町内に住んでいただくことが重要になってくるものと捉えておまして、そのためには生活のための収入を得る必要がありますので、

産業の振興が重要であります。この運営については、先ほどお答えしたとおり対応してまいりたいと考えております。

加えて、重要な分野としては暮らしやすい住環境の整備であると考えております。その対策として、現在進めておりますみどり団地第2期造成工事事業を確実に推進してまいります。近年、若い方の傾向としては、結婚後に親世帯とは別の住居での生活を望まれるケースが多くなってきていることから、町内でもそのようなニーズを持っている若者夫婦が入居できる住宅の整備支援が急務でありますので、また、結婚前の若い单身の方も親元から離れて生活をしたいというニーズも増えているようでもありますので、このような多様な住環境に対応するニーズに対応するため、単身者用の1LDKのアパートや、若い夫婦の方々にも対応可能な2LDKや3LDK、さらに戸建て住宅としての長期賃貸住宅の整備など、選択の幅のある住宅整備を進めてまいります。

少子化を改善するためには、出産可能な世代の夫婦を獲得することではありますが、町内における婚姻数も近年減少傾向にあります。このため、今年度から全国的に結婚相談支援を行っている事業者と提携したお見合いマッチングシステムを活用した結婚支援事業をこの6月からスタートすることとしておりまして、加えて、結婚活動を行う場合の県内出会いサポートセンターの利用に関する補助制度や町独自の施策として婚活イベントなどを実施していく計画も予定しておりまして、結婚を望まれている皆さんの支援に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 婚活を活動活発にしていきたいという話ですけれども、なかなかその今町の中で結婚していらっしゃる方々というのは多数いらっしゃるんじゃないかというふうに思います。そこをきちんと調査をして、どういうふうにしたら結婚まで結びつけられるのか、あるいは、よそから若者を連れてくることができるのかということをもっと真剣に考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

私は何回もお話をさせていただいていますけれども、町の外から若者を呼び込むためには、子どもたちの教育環境をよくすれば、親はそれについてくるという状況というのは間違いなくあると思います。この間、ゴルフの全米オープン、プロゴルファー、笹生優花さんが、日本は金が高いからフィリピンに行っているいろいろやってきましたという話ありましたが、西川町が、子育てするなら西川町だというんでしたら、何回も言っているように、寒河江で

さえ給食費をただにしています。西川町は少子化でそんなに金がかからないというふうに私は認識をしていますので、そういう本当に西川町で子育てして、あそこに行けば金もかからないし子育ても十分できる、学力も上がるというような施策を具体的に一つ一つきちんと打っていくということが若者を呼び込むことにつながるというふうに思っていますが、その辺について町長はどのようにお考えでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員、前からおっしゃるように、給食の案件はそうですが、給食の関係も寒河江市あたりは全部無償というようなことで取り組んでおられるわけでありましたが、西川町も他市町村に率先して半額ではありますが、早めに対応してきたところでありましたが、そのほかにも医療関係の高校まで無償化、以前ですと外来だけとか入院だけとかそういった限定的な対応が各市町村で取られておったわけですが、町も早めにそういった環境を整備しながら、さらには今、特に取り組んでいますのが、西川町の教育で、特色ある教育というふうなことで、まず自然学習も含めてですが、あとは英語教育については2人の英語教師も含めて対応していますが、それも含めてですが、やはり議員おっしゃるように確かに教育環境の充実、こういった面では非常に重要だと捉えておりますし、今後とも教育委員会とも相談しながらだと思っています。その辺は徐々に生徒数も少なくなっているというようなこともありますんで、そういった意味でどういう対応ができるのかも含めて、教育長を含めて、教育委員会との議論を進めていきたいと思っています。

それと併せて婚活であります、やはりこれまでいろんな結婚相談員とかも配置しまして、進めてまいったわけでありましたが、なかなかこれは、それぞれ個人個人の思いでありますんで、なかなか人が申し上げたからどうこうなるというようなことは非常に少ないわけであり、昔と大きな違いがありますんで、そういった面で、やはり一番の問題は今出会いの場がないというような、そしてまた今回のコロナでありますんで、コロナの中でまさに家の中に閉じ籠ってのような時代が今来つつありますんで、そういった中で今後の、町民全体の出会いの場もそうですが、若者の出会い、こういったものをどうするか、いろんな、インターネットやら、そういったものを活用しながらということで、全国的には開発されておりますが、やはり、血の通ったと申しますか、そういった婚活活動が非常に重要だと捉えておりますので、それらも含めて、ぜひ議員の皆さんからもいろんなご提案を今後ともお願いしたいと思っていますんで、よろしく申し上げます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員、1分半程度でございます。

9番（伊藤哲治議員） 今ありましたけれども、ぜひ、若者を呼び込むためには子どもたちの教育を餌にすると言うとちょっと語弊があるんでしょうけれども、子どもたちの教育環境を充実をさせていくということがあると親はそれについてくるという傾向も全国的にも見られますので、そういったことを具体的に一つ一つ取り上げて、どうやったらできるのかということを探索していただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

あと、若者については西川町のように雪国の中にあって、工場もない、働く場もない、通勤をしなければならなくなったときに、冬期間だけでも通勤費の助成をすとか、そういった形での助成もあり得るといふふうに私は考えていますので、あらゆる方策をもって西川町が本当に生き生きと暮らせる町になるように、残された第6次総の残り2年間できちんと総括をして7次総につなげていけるような体制を取っていただきたいということを強く要望しまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

古澤議長 以上で、9番、伊藤哲治議員の一般質問を終わります。

#### 散会の宣告

古澤議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時47分

令和 3 年 6 月 1 4 日

## 令和3年第2回西川町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和3年6月14日(月)午前9時30分開議

- 日程第 1 報告第2号 令和2年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 報告第3号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第5号 第30期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第6号 第15期株式会社米月山の経営状況の報告について
- 日程第 6 議案の審議・採決
- 議第32号 町道路線の廃止及び認定について
- 議第33号 財産(スクールバス)の購入について
- 議第34号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
- 議第35号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第2号)
- 議第36号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第37号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 請願の審査報告
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 閉会中の継続調査申出

### 追加日程について

- 日程第10 議第38号 令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事(R2災)請負契約の締結について
- 日程第11 議第39号 令和3年度志津会館整備工事請負契約の締結について
- 日程第12 発議第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」を求めることに関する意見書

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納課長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	監査委員	高橋將	君
株式会社 米月山 代表取締役 社長	高橋春二	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開議 午前 9時30分

#### 開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

#### 日程の追加

古澤議長 ただいま小川町長より追加議案、令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事（R2災）請負契約の締結について、令和3年度志津会館整備工事請負契約の締結についての2議案が提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第10、議第38号 令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事（R2災）請負契約の締結について、追加日程第11、議第39号 令和3年度志津会館整備工事請負契約の締結についてとします。

#### 報告第2号

古澤議長 日程第1、報告第2号 令和2年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 報告第2号 令和2年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和2年度から3年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について繰越いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものであります。

お手元の繰越明許費繰越計算書をご覧くださいと存じます。

繰越計算書に記載いたしております15事務事業につきましては、令和3年3月の第1回定例会の一般会計補正予算（第10号）の中で、繰越明許費として計上いたしましたものであります。

第2款総務費は3事務事業であります。

1つ目の第2項徴税費のコンビニ収納事業につきましては、納付書による窓口納付いわゆる普通徴収での納付件数がある町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の4税と、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の2料について、令和3年10月からコンビニでの収納を実施するための繰越額88万円の事業であります。財源内訳は一般財源88万円であります。

2つ目の第3項戸籍住民基本台帳費の戸籍附票システム改修事業につきましては、長い法律名になりますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法の施行に伴い、戸籍附票システムを改修するための繰越額488万4,000円の事業であります。財源内訳は国庫支出金488万4,000円であります。

3つ目の戸籍情報システム改修事業につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍情報システムを改修するための繰越額149万6,000円の事業であります。財源内訳は国庫支出金149万6,000円であります。

第3款民生費、第1項社会福祉費のPCR検査支援事業につきましては、65歳未満で基礎疾患を有していない方の新型コロナウイルス感染症PCR検査を支援するための繰越額、65万2,500円の事業であります。財源内訳は一般財源65万2,500円であります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、町民の生命及び健康を守るために新型コロナウイルスワクチンを接種するための繰越額2,740万円の事業であります。財源内訳は国庫支出金2,739万2,000円、一般財源8,000円であります。

第6款農林水産業費、第1項農業費の園芸振興対策事業につきましては、睦合地内のブドウ団地造成のための繰越額221万円の事業であります。財源内訳は県支出金81万9,000円、分

担金及び負担金11万円、一般財源128万1,000円であります。

第7款商工費は4事務事業であります。

1つ目の第1項商工費の商工業団体支援事業につきましては、コロナ禍で前向きに事業に取り組んでいる商工観光事業者の方を支援するための繰越額90万円の事業であります。財源内訳は一般財源90万円であります。

2つ目のプレミアム商品券発行事業につきましては、8月31日を使用期限とし、5月30日に販売を開始しました繰越額429万円の事業であります。財源内訳は一般財源429万円であります。

3つ目の町内飲食店等商品券交付事業につきましては、5月31日まで実施しました繰越額1,525万6,500円の事業であります。財源内訳は一般財源1,525万6,500円あります。

次のページをお開きいただきまして、4つ目の観光協会地域経済変動対策事業につきましては、コロナ禍で完全には戻らない宿泊施設への顧客呼び戻しなどのための繰越額539万円の事業であります。財源内訳は一般財源539万円あります。

第8款土木費は2事務事業であります。

1つ目の第2項道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、町道本道寺線及び町道月岡・入間線の舗装補修のための繰越額2,100万円の事業であります。財源内訳は国庫支出金1,140万円、町債840万円、一般財源120万円あります。

2つ目の道路メンテナンス事業につきましては、町道仁田山放牧場線の月山大橋橋りょう補修のための繰越額500万円の事業であります。財源内訳は国庫支出金313万5,000円、一般財源186万5,000円あります。

第11款災害復旧費は3事務事業であります。

1つ目の第1項土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、繰越額2億2,695万6,000円の事業であります。財源内訳は国庫支出金1億5,137万9,000円、町債7,170万円、一般財源387万7,000円あります。

2つ目の第2項農林業施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業につきましては、繰越額1億656万円の事業であります。財源内訳は県支出金9,615万5,000円、町債830万円、分担金及び負担金90万円、一般財源120万5,000円あります。

3つ目の林道災害復旧事業につきましては、繰越額1億780万円の事業であります。財源内訳は県支出金9,702万円、町債930万円、一般財源148万円あります。

以上、合計15事務事業、繰越額5億3,067万5,000円。財源内訳は国県支出金3億9,368万

円、町債9,770万円、分担金及び負担金101万円、一般財源3,828万5,000円であります。

以上のとおり報告申し上げます。

以上であります。

### 報告第3号

古澤議長 日程第2、報告第3号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

眞壁建設水道課長 報告第3号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和2年度から3年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について繰越いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものであります。

お手元の繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと存じます。

繰越計算書に記載しております2事務事業につきましては、令和3年3月の第1回定例会の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の中で、繰越明許費として計上いたしましたものであります。

第2款施設費、第1項施設管理費の公共下水道管渠維持管理費につきましては、管渠の維持管理計画であるストックマネジメント実施計画を策定するための繰越額1,364万円の事業であります。財源内訳は国庫支出金、一般財源、それぞれ682万円であります。

同じく、公共下水道浄化センター維持管理費につきましては、西川浄化センターの老朽化した機械設備及び電気設備の改修の実施設計を行うための繰越額800万8,000円の事業であります。財源内訳は国庫支出金、一般財源、それぞれ400万4,000円であります。

以上、合計2事務事業、繰越額2,164万8,000円、財源内訳は国庫支出金、一般財源、それぞれ1,082万4,000円であります。

以上のとおりであります。

#### 報告第4号

古澤議長 日程第3、報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分につきまして、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものであります。

お手元の報告書をご覧いただきたいと存じます。

事故発生日時につきましては、令和2年12月27日午前10時18分であります。事故発生場所につきましては、西川町大字海味74番地であります。相手方につきましては、八松園株式会社であります。原因・状況等につきましては、町道三反田線において、除雪作業中、除雪車を後進した際に停車していた相手方の車両に接触させたものであります。事故の種類は物損、町の過失割合は100分の100、損害賠償の額につきましては36万8,907円、これにつきましては全額保険金で補填したものであります。

以上のとおりご報告申し上げます。

以上であります。

#### 報告第5号

古澤議長 日程第4、報告第5号 第30期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告についてを議題とし、報告を求めます。

高橋代表取締役。

〔西川町総合開発株式会社代表取締役 高橋勇吉君 登壇〕

高橋代表取締役 報告第5号 第30期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告について、ご報告申し上げます。

日頃から議員の皆さん並びに町民の皆さんから温かいご指導、ご鞭撻、そしてご利用いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

当期における県内経済は、新型コロナウイルスの感染拡大によって悪化の状況が続きました。このような状況下、当社は売上げ収益の減少に対し、徹底したコスト削減を行いました。また、道の駅にしかわ売店、レストラン、温泉館をはじめ、月山自然水、地ビール製造のほか、指定管理事業等の各事業にわたり、経営の効率化を徹底的に図るとともに、商品開発やホームページリニューアルによる通販強化を図るなど、事業の拡大に努めてまいりました。加えて、新型コロナ感染対策による国・県・町の助成金もありました。

この結果、当期売上高は前期より9,900万円減の3億9,400万円、経常利益は前期より68万7,000円減の154万2,000円、当期純利益は前期より294万6,000円減の155万7,000円となり、4年連続の黒字決算とすることができました。

また、当期における総資産は、前期会計年度末と比較して245万2,000円増加し、1億986万1,000円となりました。負債は5,190万9,000円と、前期より89万5,000円増加しました。純資産合計は、利益剰余金が155万7,000円増加したことにより5,795万1,000円となりました。

新型コロナウイルス感染症により全ての売上げにおいて多大の影響があり、西川町総合開発株式会社の経営は一層厳しさを増しておりますが、町の地場産業振興と総合交流拠点としての第三セクターとしての役割をしっかりと果たしていくために、社員一丸となってこの状況を克服し、努力してまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

古澤議長　ここで、株式会社米月山の経営状況の報告を行うため、高橋代表取締役社長の入場を認めます。

〔株式会社米月山代表取締役社長　高橋春二君　入場〕

#### 報告第6号

古澤議長　日程第5、報告第6号　第15期株式会社米月山の経営状況の報告についてを議題とし、報告を求めます。

高橋代表取締役社長。

〔株式会社米月山代表取締役社長 高橋春二君 登壇〕

高橋代表取締役社長 日頃、当農業法人株式会社米月山の事業運営にご指導、ご協力、またご利用いただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。

第15期、令和2年度経営状況についてをご報告申し上げます。

令和2年産の山形県の作柄についてはやや良となり、食味ランキングについても、はえぬき、つや姫、雪若丸の3品種が特Aの評価を得ました。しかし、新型コロナウイルス等による需給の先行き不透明なことから、概算金についてはつや姫、価格は据置きとなったものの、県産主力品種であるはえぬきが昨年比で800円の減、また、雪若丸は1,000円の減となりました。

また、品種別販売状況については、はえぬきは契約、販売ともに前年を大きく下回っており、さらに緊急事態宣言及び再延長等もあり、業務用としての需要回復の先行きはいまだ不透明な状況にあります。つや姫については、家庭用として根強い人気を誇っており、順調な販売状況にあるものの、他県産銘柄の特売構成による価格競争の激化が予想され、販売に予断を許さない状況となっております。雪若丸については、西日本での取扱い増により前年度並みの販売状況となっております。

当社の取扱い実績については、精米数量で602トン、計画対比120%、前年対比123%、売上金額で6,986万円、計画対比116%、前年対比119%と、取扱数量、売上金額ともに前年度実績を上回った結果となりました。

売上実績拡大の要因として、地元JAとの連携を強化した結果、ふるさと納税返礼品としての精米を西村山郡全市町村から委託を受けたことが、拡大できた大きな要因として考えられます。

市町村別では、寒河江市からの委託が玄米換算で5,400俵、河北町が2,840俵、大江町が581俵、朝日町が今年度からの委託で45俵、西川町が185俵の精米委託実績となりました。さらに、委託統制製品販売売上金額で3,700万円となり、全体の売上金額のうち、ふるさと納税関係実績が52%を占める結果となりました。また、引き続き県内の弁当製造店、焼肉店、老人ホーム等に業務用米の拡大を図りましたが、新型コロナ禍の影響もあり、拡大とはなりませんでした。

発芽胚芽米関係商品については、取扱数量で2万4,125キ口、前年対比68%、売上金額で995万円、前年対比65%となり、西川町子育て支援米の廃止が大きく影響した結果となりました。

以上のとおり、今年度は精米量拡大と収益性の向上を目指して事業をした結果、経常利益は726万5,000円の黒字決算となり、税引き後の繰越利益剰余金についても34万4,338円の黒字繰越しとなりました。詳細につきましては、6月7日の全員協議会で説明申し上げたとおりであります。

今後とも米月山の事業運営にご指導、ご協力、ご利用をお願い申し上げ、報告といたします。

古澤議長 ここで、高橋代表取締役社長の退場を認めます。

〔株式会社米月山代表取締役社長 高橋春二君 退場〕

#### 議案の審議・採決

古澤議長 日程第6、これより議案の審議・採決を行います。

審議・採決に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略します。

議第32号 町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

眞壁建設水道課長 議第32号 町道路線の廃止及び認定についての補足説明を申し上げます。

みどり団地第2期造成事業に伴い、町道みどり団地2号線を延伸する必要があるため、起点の位置を変更するものであります。

町道みどり団地2号線を一旦廃止し、起点を西川町大字海味字二本松1326-1番地先から、西川町大字海味字二本松1328番地先まで延伸し、総延長約767メートルとして再度認定するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第32号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第33号 財産（スクールバス）の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

安達学校教育課長。

〔学校教育課長 安達晴美君 登壇〕

安達学校教育課長 議第33号 財産（スクールバス）の購入の契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、太平興業株式会社山形支店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店、山形いすゞ自動車株式会社東根営業所、山形トヨタ自動車株式会社寒河江店、西東北日野自動車株式会社山形支店の5者を指名し、5月18日に入札を行った結果、山形市大字漆山字北上原1358番地、太平興業株式会社山形支店が1,040万円で落札いたしましたので、消費税込み1,144万円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、予定価格につきましては、配付いたしました入札内容資料に記載しておりますのでご覧ください。設計金額は消費税抜きで1,059万8,000円、予定価格も同額となっております。

財産購入の概要につきましては、29人乗りスクールバス1台の購入を行うものであります。納入期限は令和3年12月24日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第33号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第34号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第34号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の規定を整備するものであります。具体的には、新型コロナウイルス感染症の定義について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定を引用している条例、1つは西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例、2つ目は西川町国民健康保険条例の2条例であります。引用している条項が削られましたので、削られた条文を新たに明記し、規定を整備するものであります。

新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の1ページが、西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例、裏面、2ページが西川町国民健康保険条例であります。

議案書の附則をご覧ください。

この条例の施行期日は公布の日とし、改正後の西川町国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給の全期間に適用するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第34号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第35号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第35号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億297万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,410万8,000円といたすものであります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策の経費並びに急を要する事務事業の経費に係る補正、さらには地方債の変更であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の13ページ、3歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に、補正内容の説明の詳細につきましてご説明を申し上げます。

13ページの第1款第1項第1目議会費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、板状のタッチ式デジタル機器、いわゆるタブレットなどの情報通信技術を活用した議会運営を実施することに伴う、西川町議会テレワーク及びペーパーレス環境構築事業委託料334万6,000円を追加するもので、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

第2款第1項第1目一般管理費につきましては、令和3年度から5年度までの公共施設清掃業務委託の入札、契約の成立に伴い、役場庁舎清掃業務委託料41万3,000円を減額し、災害発生時の迅速な情報入手手段の一つとして、テレビを議員控室及び総務課に設置することに伴う工事請負費56万1,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、オンライン会議などの際に使用するバックシートパネルスタンド購入費20万7,000円を追加

するものであります。特定財源につきましては、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金20万7,000円を充てるものであります。

第4目財産管理費につきましては、西川町大字月山沢字上野地内の一般国道112号、通称八幡坂の雪崩防止柵設置工事施行に伴い、町有地売払代金、地元配分金並びに西川町大字砂子関字ヤツハシ地内の電気事業者の特別高圧送電線路鉄塔建て替えに伴い、町有地売払代金地元配分金186万7,000円を追加するもので、全額町有地売払収入金を充てるものであります。

なお、通称八幡坂の雪崩防止柵設置工事施行に伴う補正については、令和3年3月定例会の令和2年度補正予算（第10号）で追加したところでありますが、その後、実施主体である山形県が事情により3年度へ繰り越したことで、今回改めて補正するものであります。

第5目企画費につきましては、地域公共交通計画策定に係るアンケート調査の実施に伴い、受け取りに支払い用の封筒印刷製本費2万2,000円、アンケート調査郵便料24万8,000円をそれぞれ追加し、結婚相談所加盟に伴い、お見合いマッチングシステム導入委託料33万円を手数料へ組み替え、役場本庁舎ロビーの電子掲示板の経年による故障に伴い、システム改修委託料56万7,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、役場第2庁舎でのオンライン会議の際に使用する大型モニター等購入費33万3,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金33万3,000円を充てるものであります。

14ページをお開きいただきまして、第3項第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍とマイナンバーの連結に係る戸籍情報システム改修委託料66万円、戸籍附票システム改修対応ソフトウェア使用料6万6,000円をそれぞれ追加し、令和2年度中長期在留者住居地届出等事務委託費の精算に伴い、返還金4万2,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、国庫支出金、社会保障番号制度システム整備費補助金66万円を充てるものであります。

第5項第2目経済センサス調査費につきましては、経済センサス調査に係る費用弁償の単価改定に伴い、事務用消耗品費1,000円を費用弁償へ組み替えるものであります。

第7項第1目開発費につきましては、水の文化館浄化槽法定検査手数料1万6,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、総合交流促進センター、水沢温泉館及び大井沢温泉館の検温モニター購入費101万2,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金101万2,000円を充てるとともに、町産業振興施設管理運営事業に係る国庫支出金、地方創生推進

交付金94万2,000円の交付が令和3年4月1日付で決定されたことに伴い追加するものであります。

15ページをご覧くださいまして、第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、障害者相談員委託料7万4,000円を報償金へ組み替え、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、65歳未満の方に対するPCR検査業務委託料67万5,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金67万5,000円を充てるものであります。

第2目老人福祉費につきましては、介護認定ソフト改修業務委託に伴う事務費繰出金40万7,000円を追加するものであります。

第2項第1目児童福祉総務費につきましては、高校生以下の医療費無料のための子育て支援医療給付事業の起債対象事業費の増額に伴い、一般財源50万円を地方債へ振り替えるものであります。

第2目児童措置費につきましては、低所得の子育て世帯の家計の経常収支が大きく悪化していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育てその他世帯を見舞う観点から、国が実施する特別給付金の支給に伴い、職員の時間外勤務手当3万円、事務用消耗品費5万円、受給対象者の方に送付する通知書郵便料1万8,000円、口座振替手数料1万円、システム改修委託料79万2,000円、子育て世帯生活支援特別給付金295万円をそれぞれ追加するもので、全額国庫支出金、子育て世帯生活支援特別給付金事業費及び事務費補助金を充てるものであります。

第4目児童福祉施設費につきましては、令和3年度から5年度までの公共施設清掃業務委託の入札、契約の成立に伴い、にしかわ保育園清掃業務委託料8万8,000円を追加するものであります。

16ページをお開きいただきまして、第4款第1項第1目保健衛生総務費につきましては、令和3年度から5年度までの公共施設清掃業務委託の入札契約の成立に伴い、保健センター清掃業務委託料13万2,000円を減額するものであります。

第2目予防費につきましては、総合がん健診事業の起債対象事業費の増額に伴い、一般財源150万円を地方債へ振り替えるものであります。

第6款第1項第4目農業振興費につきましては、既存の破損に伴い、熊用箱わな購入費22万円、令和2年から3年にかけての大雪で被災した農業用ハウスの再建、修繕を支援するための農作物等災害対策事業補助金536万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、県支出金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金450万9,000円を充てるとともに、総合産業推進に要する経費及び白山の恵み総合産業活性化事業に係る国庫支出金、地方創生推進交付金43万9,000円の交付が令和3年4月1日付で決定されたことに伴い追加するものであります。

第5目畜産振興費につきましては、山形県の電気柵導入による放牧牛の逃亡防止等の効果検証並びに交配装置の簡易改良の実証実験の実施に伴い、施設用消耗品費9万3,000円、簡易柵購入費17万1,000円をそれぞれ追加するもので、全額県支出金、和牛（繁殖牛）を活用した地域農業活性化事業委託金を充てるものであります。

第6目水田農業推進対策費につきましては、水田の転作調整のための農業再生協議会事務費に対する山形県の補助事業内示額の増額に伴い、経営所得安定対策推進事業補助金9万1,000円を追加するもので、全額県支出金、山形県経営所得安定対策等推進事業補助金を充てるものであります。

17ページをご覧くださいまして、第2項第2目林業振興費につきましては、西山杉による東京品川区との連携構築事業に係る国庫支出金、地方創生推進交付金39万3,000円の交付が令和3年4月1日付で決定されたことに伴い、一般財源39万9,000円を振り替えるものであります。

第7款、第1項第1目商工総務費につきましては、商工観光活動総括に要する経費に係る国庫支出金、地方創生推進交付金15万6,000円の交付が令和3年4月1日付で決定されたことに伴い、一般財源15万6,000円を振り替えるものであります。

第2目商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策基金利子積立金1,000円を追加するもので、全額財産収入、利子を充てるものであります。

第3目観光費につきましては、公用車ドア等の修理に伴い、車両用修繕料9万4,000円、姥ヶ岳公衆トイレの積雪による壁面の一部破損並びに経年劣化による基礎のモルタル剥離の修繕に伴い、姥ヶ岳公衆トイレ壁面及び基礎修繕工事請負費29万9,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、観光振興に要する経費及び西川四季祭り事業に係る国庫支出金、地方創生推進交付金352万7,000円の交付が令和3年4月1日付で決定されたことに伴い、一般財源352万7,000円を振り替えるとともに、一般社団法人月山朝日観光協会へ補助するための観光推進機能強化事業の起債対象事業費の増額に伴い、一般財源30万円を地方債へ振り替えるものであります。

18ページをお開きいただきまして、第8款第2項第3目道路新設改良費につきましては、

西川町大字入間地内の町道月岡・入間線大入間川橋旧橋の橋台撤去に際して、個人所有地にかかることに伴い工事請負費185万円を、用地測量業務委託料へ170万円、公有財産購入費へ15万円をそれぞれ組み替え、西川町大字海味地内の町道向山線側溝整備工事に伴い、町道向山線公有財産購入費8万9,000円を追加するものであります。

第3項第1目住宅管理費につきましては、西川町大字海味及び吉川地内の管理不全の空き家が近隣へ被害を及ぼすのを防止するために必要最低限の応急措置を講ずることに伴い、管理不全空き家応急措置工事請負費328万6,000円を追加するもので、全額、管理不全空き家の所有者等へ応急措置費用を請求するものであります。

第4項第1目都市計画総務費につきましては、みどり団地第2期造成事業の開発許可申請のために用地測量業務委託料30万円を手数料へ組み替えるものであります。

19ページをご覧くださいまして、第9款第1項第4目災害対策費につきましては、同報系防災行政無線施設の再送信子局3局の経年劣化による蓄電池の交換に伴い、防災行政無線蓄電池交換業務委託料46万9,000円を追加するものであります。

第10款第1項第3目教育振興費につきましては、GIGAスクールの学習ソフトの設定に伴い、使用料129万7,000円を事務用消耗品費へ102万1,000円、学校情報機器保守点検委託料へ27万6,000円をそれぞれ組み替え、スクールバスのバッテリーの損耗に伴い、バッテリー購入費10万6,000円を追加するものであります。

第2項第1目学校管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、西川小学校のオンライン会議の際や学校活動の様子を保護者の方などへ送信する際に使用するオンライン、いわゆるZoom使用料2万2,000円を追加するもので、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

第2目教育振興費につきましては、西川小学校の文化鑑賞事業委託料の不足に伴い、公演委託料2万5,000円、令和2年度に新型コロナウイルス感染症感染防止のために中止、延期されました山形県教育委員会の委嘱を受けた西川小学校での人権教育研究を実施するための人権教育研究推進事業委託料27万8,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、県支出金、小学校人権教育研究推進事業委託金27万8,000円を充てるものであります。

20ページをお開きいただきまして、第3項第1目学校管理費につきましては、西川中学校グラウンドのフェンス修繕に係る当初予算に加え、4月下旬に宮城県内の小学校の防球ネット木製支柱が倒れ、児童の死傷者が出た痛ましい事故の発生を受けて、再度点検した結果に

に伴い、西川中学校グラウンドフェンス修繕料93万4,000円、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、西川中学校のオンライン会議の際や学校活動の様子を保護者の方などへ配信する際に使用するオンライン、いわゆるZ o o m使用料2万2,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2万2,000円を充てるものであります。

第2目教育振興費につきましては、西川中学校の文化鑑賞事業委託料の不足に伴い、本委託料2万5,000円、令和2年度に新型コロナウイルス感染症感染防止のために中止、延期されました山形県教育委員会の委嘱を受けた西川中学校での人権教育研究を実施するための人権教育研究推進事業委託料27万8,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、県支出金、中学校人権教育研究推進事業委託金27万8,000円を充てるものであります。

第4項第1目社会教育総務費につきましては、令和4年にNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」で、鎌倉幕府第2代執権北条義時を主人公に、幕府の集団指導体制である13人の合議制を構成した御家人たちが放送され、その御家人の一人が本町、西川町にゆかりのある大江親広公の父、大江広元公であったことから、これを契機に本町西川町をPRするために、大江家安中坊系譜複製印刷製本費33万円、1項目飛ばしまして、阿弥陀屋敷石碑修繕料15万4,000円、さらに1項目飛ばしまして、大江親広公入部800周年記念のぼり作成業務委託料をそれぞれ追加し、施設用修繕料は西川交流センターあいべの経年劣化に伴う屋外トイレ屋根及びステージ北側扉の修繕料61万6,000円を追加し、警備保障業務委託料は、西川交流センターあいべ及び町民体育館の火災警備のための委託料、1項目飛ばしまして、交流センター清掃委託料は、令和3年度から5年度までの公共施設清掃業務委託の入札、契約の成立に伴い委託料をそれぞれ追加し、西川小学校図書室内の多目的トイレのおむつ交換台取付けに係る当初予算に加え、壁の補修が必要となったことに伴い、工事請負費2万9,000円、令和3年4月1日付で岩根沢区の岩根沢太々神楽の備品整備に、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の助成金の交付が決定されたことに伴い、一般コミュニティ助成事業助成金240万円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、一般コミュニティ助成事業補助金240万円を充てるものであります。

第4目社会体育総務費につきましては、東京2020オリンピックホストタウン等に係る新型コロナウイルス感染症予防対策として、移動交通に係る感染予防事業報償金7万円、感染症検査用検体郵便料66万9,000円、感染症検査委託料1,894万円、21ページをご覧くださいまし

て、移動、交通、宿泊等及び陽性者発生時における外国語対応に係る賃借料736万7,000円をそれぞれ追加するもので、全額県支出金、山形県東京オリンピック等新型コロナウイルス感染症対策助成金を充てるものであります。

第5項第1目保健体育総務費につきましては、山形県教育庁の指導による西川小学校調理室の手洗器の加温自動水洗手洗器への取替えに伴い、調理室手洗器取替工事請負費48万3,000円を追加するもので、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。なお、この補正については、令和3年3月定例会の令和2年度補正予算（第10号）で補正いたしました。その後、3月に工事を発注しても部品の納入が6月になることが判明しましたので、今回改めて補正させていただくものであります。

第2目体育施設費につきましては、令和3年度から5年度までの公共施設清掃業務委託の入札、契約の成立に伴い、町民体育館清掃業務委託料4万9,000円を追加するものであります。

第11款第1項第1目町単独土木災害復旧事業費につきましては、今春の雪解けの際の融雪災害に伴い、西川町大字入間小山地内の町道落合境道線災害復旧及び町道大ひど軽井沢線土砂撤去並びに西川町大字大井沢地内の町道大頭森線土砂撤去等工事請負費195万円を追加するものであります。

第2目公共土木施設災害復旧費につきましては、災害復旧事業査定資料作成業務委託料並びに西川町大字入間小山地内の町道濁又線地滑り災害復旧工事調査設計等業務委託料及び災害復旧工事積算業務委託料4,400万円を追加するものであります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が3,699万7,000円、急を要する事務事業に係る経費が6,597万6,000円、合計1億297万3,000円の追加であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

9ページ、2歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第1款町税について、固定資産税の家屋及び償却資産に係る新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、設備等の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の負担軽減制度が設けられたことにより、また、申告に基づく償却資産の減により1,390万円を減額し、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく軽減措置に係る減収分1,080万円が、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として全額国費で補填されることに伴い、第9款地方特例交付金

1,080万円を追加するほか、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、14款国庫支出金1,607万3,000円、第15款県支出金3,246万6,000円、第16款財産収入207万5,000円、第19款繰越金4,747万3,000円、第20款諸収入568万6,000円、第21款町債230万円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、地方債の変更についてご説明を申し上げます。

6ページ第2表、地方債の補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、子育て支援医療給付事業の限度額1,010万円を1,060万円に、総合がん健診事業の限度額2,050万円を2,200万円に、観光推進機能強化事業の限度額930万円を960万円にそれぞれ変更するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 ここで休憩をいたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前11時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 説明資料20、21ページについてです。

10款教育費、4節社会総務体育費についてなのですが。

古澤議長 大泉議員、ちょっとマイクを求めてお願いします。

5番（大泉奈美議員） すみません。オリンピックのホストタウン関係についてなんですけれども、新型コロナ対策ということでここに予算が計上されているわけです。

議会が始まりました7日の日に、全員協議会のほうで詳細といいますか、担当課のほうから説明をいただきました。そうしたら、次の日に山形新聞のほうにもこういったことで西川町は受け入れるということが掲載された記事が出されております。

今は全くコロナのワクチンまだやっていない方、町民もおられまして、外国人の方を受け入れることに対しまして、ちょっとどういった形なのか、大丈夫なんでしょうか、受け入れるというのは見たんですけれども、どういった形でやるかということがありまして、詳細につきましてというか、分かる範囲になるのかもしれませんが、町民のほうにちょっとお知らせしたほうがいいかなというふうに思います。

もうあしたは15日ですんで、あしたは出せないかもしれませんが、7月1日あたりのお知らせ版あたりにこのホストタウン、コロナ対策などについてお知らせしてはということなんです、お伺いをいたします。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 ホストタウンの受入れに係りますコロナ感染予防対策等につきましても町民の方への周知などについてでございます。

まずは、町民の方へのお知らせにつきましては、早急に行う必要があるということから、明日発行されますお知らせ版のほうに掲載をする予定で今進めております。

その中では、議員の皆様につきましては全員協議会でご案内、ご説明させていただいた内容の繰り返しとなりますが、コロナ対策につきましても記事の掲載、海外選手等の皆様につきましては、母国でワクチン接種を行いまして、出国前には2回のPCR検査を行い、陰性を証明し、そして町内では毎日PCR検査を行いますということ、それから、移動については、宿泊先と練習場のみにするなど、感染予防対策を徹底してまいるということ、記載をする予定でございます。なお、7月のお知らせ及び町報のほうで再度詳細にお知らせをする予定ということでございます。

また、もう1点、全員協議会の際にご説明させていただきました内容の一部変更がございました。受入れになる数でございます。外国の諸事情、それから国内での全日本チームとしての合宿の考え方など、様々変更などございまして、改めて期間、それから来られる人数などについてお知らせをさせていただきたいと思っております。

モルドバ共和国につきましては、全員協議会でご案内させていただきました7月15日から30日までです。選手につきましては3名、これまでと同じです。ただし、スタッフの方、コーチなどについては1名ということでございましたが、その後、メディカルトレーナーの方、それからオリンピック委員会、モルドバ共和国のオリンピック委員会の会長さんも来られるというような情報もありまして、スタッフの方については2名ないし5人の方がいらっしゃるということになります。

それから、チリの方ですが、期間については明示は全協のときはありませんでしたが、7月16日から29日まで、チリの選手については変わりございません。2名そのまま、スタッフの数につきましても1人ということでございます。

最後に、全日本でございます。全日本の方につきましては、先行して1名の方が町内で合宿を行われているということでもございました。全員協議会の時点でのご説明では、その後、全日本チームとして3名程度の選手の方がいらっしゃるといような予定でございましたが、全日本の関係では国内で分散して合宿を行うというような方針になりまして、本町におきましては、選手につきましては1名、それからスタッフの方につきましては2名ということで、選手につきましては5月31日から合宿を行っていただいております。7月29日まで全日本の方につきましても町内で合宿をされるということで、この内容につきましては明日のお知らせ版のほうで周知を予定しております。

以上でございます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 選手の方がちょっと増えていらっしゃるといことの説明でありました。これにつきましては担当職員、町の職員、担当課の職員が当たるのかというふうに思いますし、また、運転手さんにつきましても、月山観光タクシーなのか、現在やっている運転手さんなのか、それとも、ほかからいらっしゃって特別に頼まれるという詳細についてはちょっと分からないんですけれども、やっぱりそういった方たちのコロナウイルス感染といえますか、健康にも十分注意をされまして、よろしく願いいたします。

以上です。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 20ページの第10款教育費の社会教育総務費の中で、先ほども説明ありましたけれども、印刷製本費、それからのぼり旗作成費、修繕料等で、大江家の安中坊跡地の整備は今やろうとして9月、10月頃までで終わるんじゃないかと思っておりますけれども、それに伴って、来年大河ドラマで「鎌倉殿の13人」というので、大江親広あるいは大江広元公の話が多分出てくるだろうと。その中で、西川町も取り上げられるだろうというふうに予想されます。

その場合に、先ほど言った大江家の印刷製本、それから阿弥陀屋敷の修繕料、それからのぼり旗もつくるとい話ですけれども、コロナがもし来年収まれば観光客も来るんじゃないかということも予想されます。

その場合に、今は安中坊跡地は整備がありますけれども、阿弥陀屋敷跡地に関してはもう少し環境整備をきちんとする必要があるんじゃないかと思えますけれども、その辺の全体像についてもう少し詳しく説明をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 阿弥陀屋敷跡地、今回の修繕料等につきましては、多田仁綱公の五輪の塔をはじめとして、何体か石碑の破損している部分があるというようなことで、大江親広公入部800年の本年度事業を進めていくに当たりまして、非常に注目度の高い場所、それから石碑であるということから、まずはこういった破損しております石碑等につきましてはの修繕を行ってまいるといことでありますが、ただいま議員ご指摘のございました全体的な阿弥陀屋敷一帯の関係につきまして、まだまだ地元の方のお話を聞きながら整理をしていくというような段階でございますが、様々な歴史的な経緯ですとか、その石碑の場所などにつきまして、詳細に調査する、地元の方とも、関係者の方とも話し合いを進めながら、整備をする必要があるというようなことでございますので、まずはこのたびにつきましては、修復が急がなければならない部分ということで行ってまいるところですが、今後につきましても様々、阿弥陀屋敷と安中坊別当屋敷、それから歴史文化資料館、様々町内にも関連する施設の中での一つの観光ルートなどの形成もございますので、関係の方との話し合いなどを進めながら、阿弥陀屋敷全体像についての整備を検討してまいりたいという段階でございます。

以上であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 大河ドラマが来年始まるということから見れば、整備は今年中にぜひそういった環境整備、あるいは先ほどあった安中坊跡地、それから阿弥陀屋敷跡地、歴史資料館、その3点を組み合わせた面的な面での観光をどうやっていくのかということを中心に整備をして出して来年に備えるということが、西川町を宣伝していく上でも大きいPR効果が出てくるんじゃないかというふうに思いますが、私は安中坊跡地には遺跡がほとんどないということを考えれば、あそこから持ち出されたいろんな史跡とその他について、聞徳寺にある山門ぐらい持ってきたらどうかというふうに思うわけですが、その辺については町長、何か考えはございませんか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 実は、安中坊につきましては随分と前から施設整備と申しますか、保全についての議論が交わされてきたわけでありまして、安中坊についての町民の認識と申しますか、非

常に吉川地区の人につきましては、安中坊はまさに吉川地区の歴史の絡みだというようなことで認識されていると思いますが、西川町全域にとってはなかなか理解される人が少ないということもあって、今は整備進めておりますが、整備も含めて、まず町民の皆さんに安中坊イコール西川町の歴史というような、そういった認識をぜひともしていただきたいというようなことで、ここ何年かそのために西川町の歴史を町民の皆さんに全てお渡しして、そして読んでいただいて、西川町の歴史を認識してもらおう。そして、さらに川土居小学校については安中坊との関連もあって、川土居小学校に資料館を整備したということでありまして、そういったことで、まず第1点は先ほど言いましたように、町民の皆さんから安中坊の歴史、そして吉川地区の歴史が西川町の大きなこの歴史の流れになっているということをついていただきたいというのがまず町の基本的な考えでありまして、ただいまあったように、阿弥陀屋敷もお話、私も見てきたんですが、なかなか環境的にと申しますか、整備になっていない部分はありますが、これにつきましては今課長からありましたように、今後とも皆さんからご意見を聞きながらと思っていますし、ただ、あの山門等の移築のお話も前にもあったわけではありますが、なかなか相手もあることでありますので、できれば町の予算の範囲内であれば、本人の了解も得ることができれば、そういったことでやれればと思っていますが、そういうようなことで、まずは西川町の歴史を、特に今年度、今、生涯学習課長にも指示しておりますが、まず町の職員を含めて、町内全域にわたって町の歴史講座と申しますか、出前講座、こういったものを含めて、そして来年の大河ドラマを見ていただくというような、そういったことも含めて、全体的にやっていきたいと思いますが、先ほど議員からありましたような、安中坊から散失しました文化資源等につきましては、今後とも調査しながらと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 吉川区民でもあそこ、安中坊跡地工事が始まったというのはこの前のお知らせで初めて知ったという方も結構いらっしやいまして、なかなかどうなっていくんだべということで分からない状況が続いていますので、地区民ともぜひきちんと話合いをしていただいて、今年度中にある程度の整備をしていただきたいというふうに思います。

それが来年につながっていくんじゃないかというふうに思いますので、そこを強く要請をしておきたいと思いますが、あと、史跡については、先ほど町長からありましたけれども、ほかに何もあそこに史跡だからいろいろ掘り返したり、建物を建てたりするのは無理なんでしょうけれども、山門一つ持って来ればかなりの宣伝効果があるんじゃないかと。立派な山

門ですので、相手があることですので話合いの結果、5,000万になるか、1億になるかは分かりませんが、ただで譲るといことになるかもしれませんし、その辺についてはぜひ相手と話合いをしていただいて、そういうこともできないのかどうかも含めて検討を強くお願いしたいというふうに思います。

以上です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 私からは関連して4点ほどなんですが、質問をしたいと思います。

1つ目は、2款1項3目企画費であります。お見合いマッチングシステム導入委託という提案がありますが、想定できる範囲で申し上げますと、独身の方の情報がシステムの中に入ってくるのかなというふうに思われますし、この辺の扱い、それから活用をどう図っていくのか。その辺のシステムの利活用についてお尋ねをしたいと思いますというふうに思っております。予算は23万7,000円ということで、現在のシステム改修になるのかなというふうに思いますが、その辺を第1点お願いしたいと思います。

それから、7款1項2目商工振興費であります。新型コロナウイルス感染症対策基金利子積立1,000円というふうになっております。4月から発足した基金であります。現在、多分これが初めて入金になる額かなというふうに思いますが、これらの条例を見ますと、限定的な8年までの条例のようでありまして、この基金の利活用、あるいはその財源というものを創生臨時交付金などを充てるというふうに予算の中で決められているようでありまして、これらの額がどのぐらいになって、どういうふうに利活用されるのか、この辺の見通しなり、分かる範囲でお願いしたいというふうに思います。

それから、歳入のほうで質問を申し上げたいと思います。16款2項1目ですが、不動産の売払収入207万4,000円、この売払いをした場所はどこなのか。

実は、この関連で申し上げますと、財産管理費の町有地売払いに伴う地元配分金というふうになっているところが186万7,000円ありますが、この額に該当するものというふうにもならないのかなというふうに思いますが、先ほど説明ありました地元配分金の八幡坂なり、地元本道寺地区の配分の説明がありましたけれども、それに該当する分としてその歳入が充てられるのか、あるいは別の場所なのか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

古澤議長 1点目、答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 佐藤議員の1点目の質問、結婚相談マッチングシステムの件についてあります。このたびの補正予算につきましては、当初予算で予算が盛り込まれておりました、

お見合いマッチングシステム導入委託費33万円を役務費、こちらのほう、情報センター加盟登録料を33万円に組替えするもので補正予算を上げているものであります。

マッチングシステムについては、全国展開している業者、登録されている方は全国で6万5,000名ほどいらっしゃいますけれども、このたび西川町民の方に対して、町でこの結婚センターの情報の加盟店の登録を行って、町民の方々に無料でこのシステムを利用させていただくよう事業を進めておりまして、予定では明日のお知らせ版等でこちらのほうを進めている事業について、町民の方々に活用していただくようご案内したいというように考えているものでございます。

町民の方々からの登録につきましては、こちらのほう、お見合いマッチングシステムのご利用をする情報については、町の職員がいただいた情報を一元管理していくというようなことでありまして、いただいた情報がほかに漏れるようなことがないように配慮して取り組んでまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

古澤議長 2点目の答弁は土田商工観光課長。

土田商工観光課長 佐藤幸吉議員の2点目の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策基金についてでありますけれども、この基金につきましては、令和3年度末で積み立てておりますが、令和3年度の残高としまして5,806万4円ということで、昨年4円の利子がついております。

この金額につきましては、山形県信用保証協会信用補完制度保証料の補給金ということで、こちらのほうに充当すると。あとは、西川町商工業振興資金特別融資制度原資貸付金のほうに充当したいということで考えております。

この金額につきましては、令和3年度予算で見えておりますのが、充当金額としましては山形県の信用保証協会につきましては355万4,000円で、西川町の商工振興資金につきましては900万ということで、今年度予算として見てございます。これは令和8年度末までのもの、基金というふうなことになります。

以上です。

古澤議長 3点目の売払いの答弁、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

私、先ほど補足説明を申し上げまして、若干説明が雑であったことをまずおわび申し上げたいと思いますけれども、この歳入のほうにあります町有地売払収入207万4,000円は、先ほ

ど補足説明の中で申し上げまして、なおかつ議員のほうからもただいまご発言の中でありましたとおり、2つの町有地の売払いの収入全額でございます。

1つは大字月山沢地内の通称八幡坂のところ、あともう一つは大字砂小関の電気事業者の鉄塔の建て替えに関するところ、以上の町有地の売払いは207万4,000円ということでの収入が見込まれておるところでございます。

ただ、地元地区会に配分する分については、この売払金の9割と、90%ということで取決めしておりますので、おのおの90%の分を地元、関係する地区会のほうに地元配分金として交付させていただくというようなことで歳入の関係、そして歳出の関係、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。9割の戻しということになります。よろしくお願いいたします。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） ただいまの一番最後の回答いただいた件については、9割が地元というようなことで、その差額については理解いたしました。

お見合いマッチングシステムでありますけれども、システムが導入されることによって個人が登録、そして管理は町の職員と、こういうふうなことでありますので、この管理というのは非常に大切な分野になってくるのかなというふうに思いますので、個人情報扱いについては十分慎重に扱っていただきたいと、こんなふうをお願いしたいと思います。

それから、商工振興費であります、令和3年の3月末ということでの残額の説明がありましたけれども、その時点ではまだ基金が発生していなかったのかなというふうに思いますので、令和3年度末とは来年を想定しての金額なのか、その辺ちょっと分かっただらもう一度説明をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

土田商工観光課長 基金条例につきましては、令和3年3月15日に施行はなっておりますので、その5,806万円を、令和8年3月31日までの基金条例になっておりますけれども、その区間に先ほどの保証料の補給とか、原資貸付金のほうに使うということでのものになってございます。

以上です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） そういう説明であればそれなりに理解できるんですけども、3月にこの基金が施行されたということでしょうか。ウイルス感染症対策基金条例を見ますと、

附則に施行期日はこの条例は令和3年4月1日から施行するというふうなことで、この条例の執行は令和8年3月31日というようなことで、期限が決められているというようなことでありますので、どうなんでしょうか。

先ほど3月十何日というような説明がありましたけれども、発足は4月1日なのかなと、改めてちょっと確認だけさせていただきます。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤幸吉議員の新型コロナウイルス基金対策条例について、条例を担当しております係、課の立場からお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、この条例につきましては昨年9月の定例会で基金条例として議員の皆様のご可決をいただき、成立させていただいた条例でございます。しかし、その後事務的な面、あるいは議員からも先ほど来ご指摘ございますように、2年度の臨時創生地方交付金、これらの後年度の活用というようなことでの設置の基金でもございますので、そういったいろんなどころの関係もありまして、2年度にこの条例を施行しなければいけないということが判明いたしましたして、今年3月の議会でその9月成立した基金条例の一部を改正する条例、これを上程させていただきましたして、ご可決を賜ったという経過のあるものでございます。

それで、議員今ご指摘いただきましたように、3月15日公布するというのは、この3月の定例会での改正条例の中の指定でございますので、令和2年度公布いたしましたして、先ほど商工観光課長がお答えいたしましたとおり、2年度分の積立て等々を行わせていただいたというところでございます。

議員がご覧になっているのがこれ、町の条例になるのかどうかですけれども、じょうれいくんという町の条例のシステムを使っておるんですけれども、これらの整備も急いで整理してございますので、そういった関係で成立させていただいた条例でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上です。

古澤議長 ほかはございませんか。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 私のほうから2つお聞きしたいと思います。2款総務費の開発費と、あと11款の災害復旧についてお聞きしたいと思います。

今回、備品購入で水沢温泉と大井沢温泉館の検温機、これを購入されるということで、一つはこの購入で、いわゆる公共施設にも検温機というのはこれで全てになるのか、それとも、

まだ残っているのかまずお聞きしたいのと、あとはこういう施設ですからスタンド型のタイプというふうに私は思いますけれども、スタンド型でも非常に反応の悪いのも随分ありますので、水沢温泉ですと結構人が相当入りますので、ぜひ反応のいい機種を選定していただきたいというふうな願いが一つです。

あと、11款の災害復旧に関してですけれども、去年7月激甚災害の指定を受けて、林道、それから町道関係の入札が次々と発注になっていると思いますけれども、いわゆる復旧箇所に対しての発注率というのはどれぐらいになっているのか、ちょっと参考に教えていただければというふうに思います。

以上でございます。

古澤議長 1点目は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 菅野議員からありましたご質問の1点目、いわゆるコロナウイルスの感染症対策の資機材、とりわけ検温機の関係でございます。

今回上程させていただいております検温機の設置場所につきましては、議員からもたいたまいましたとおり、総合交流促進センター、水沢温泉館、大井沢温泉館という形で予定をしております。

そういったことで、これまで臨時会あるいは定例会で補正予算を編成しながら必要と思われるところ、随時検温機の予算を編成させていただいて、ご可決を賜り整備してまいったところでございます。

今回は、4月の臨時会でも役場の庁舎の正面玄関の検温機というような形でご可決いただきまして、今設置完了というようなところで最後の準備をしておるところでございますし、大体のところは検温機の関係については予定のとおり進んでいるのかなというふうに考えてございます。

今後、ワクチン接種が進む中で感染状況がどうなるか、そういったところも見極めながら、さらに必要な箇所等があれば、また議会の議員の皆様方のほうにも予算の中でご相談申し上げながら対応していくということが必要かなというふうには考えてございます。

もう一つ、議員からは資機材、検温機の精度の問題もございました。全国的な感染が始まってから1年以上経過した今日においては、検温機の性能のほうも高まっているのかなというふうには考えてございますけれども、やはり設置する以上はより正確な体温、そういったものを記録する必要がございますし、そういったことが未然の感染症防止につながるというふうに考えておりますので、今後とも設置に際しては性能についても我々職員も勉強した上

で購入の整備の検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

古澤議長 2点目の答弁は眞壁建設水道課長。

眞壁建設水道課長 2点目の災害復旧工事の契約率かと思われませんが、災害復旧は公共土木施設災害と、あと、町単独土木施設災害がございまして、それらを含めると、大体感覚的にですけれども、約半分ぐらい発注が終わっているかなというような感じであります。

建設水道課所管については以上になります。よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 検温機については理解させていただきました。あいべのほうも最初のほうはあまり反応がよくなかったみたいで、最近入替えしたんでしょうけれども、非常に早いということですのでよろしいかと思っておりますけれども、ぜひこの辺確認してよろしく願いしたいと思っております。

あと、林道の関係もあるんでしょうけれども、私も地元の山、あそこをずっと見てきたんですけども、言ってみれば非常におっかないというか、恐怖心ありますね。両脇から転がってきたり、崖が崩れたり、どの辺まで行っているのかなというふうに思うし、また、今年の梅雨を控えて、またどうなんだやというふうな疑問というか、持たれる方も随分いらっしゃいますので、全部発注したから建設業者の方が全部工事できるというわけでもないです、この辺は分かるんですが、海味沢のほうは恐らく手前から行かないと工事、あまり大きい機械が持ち出せないという状況も見てきて分かるし、上に行けば行くほど崖が崩れて、軽自動車でもやっとやっとという場所もありますので、できる限りといっても機械が入れないんでどうしようもないんでしょうけれども、できれば早めの対応といえますか、できたらなと思ってちょっと質問させていただきましたので、よろしく願いしたいと思っております。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 林道等の災害復旧における安全対策といえますか、そういう状況ですが、まず、先ほど町道等の発注状況につきまして、建設水道課としては半分ぐらいだということですが、産業振興課におきまして林道、さらには農地、農業用施設、さらに地元発注、補助金として出しているものがありますので、やはり産業振興課におきましても、半分強の状況だというふうに、公共事業等につきましては、何とか早めに発注、3年間でしっかり、全て災害復旧は3年間でございまして、できるだけ発注を早くしてという

ことで、公共で7割程度までは行っているというふうなことで捉えておりますが、全体からすればそういう状況だということでございます。

やはり全ての林道に行って、うちのほうでも確認をさせていただきながら、事前に通行止めをさせていただいたり、地元におきましてしっかり管理をして安全対策をとということで、地元と協議をしながら対策を取らせていただいておりますが、やはりどうしても林道に入らなきゃいけないということもあると思いますので、そういったものについては、前段の連休中の山菜取りにおきまして、防災無線で広報させていただいたり、そういったことで事前にできるだけ皆様に周知徹底を図りながら、安全を確認しながら山に入らせていただきたいというようなことを取らせていただいているところであります。

したがいまして、できるだけ早めの発注というようなことでさせていただいておりますが、非常に多くの工事がありますので、それを調整しながらしっかり進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

以上でございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 16ページの農業振興費の農作物等災害対策事業補助金なんですけれども、先ほどの説明を聞いておりますと、ハウス修繕とか、あと、わなというお話もありましたかね。この辺ハウス修繕、どれくらいの箇所と申しますか、量があるのかどうか、その辺もう少し詳細に説明いただきたいというふうに申します。

それともう一つは、その上の衛生費ですけれども、保健衛生総務費の中で保健センターの清掃委託というのは、これはこれでもう全然問題ないです。保健センターとか、町立病院のこの清掃をされる方というのは、ワクチン接種に関してはどういうふうな扱いになっているのかなとちょっと疑問に思ったんで、その辺も併せてお答えいただければというふうに申します。

古澤議長 1点目の答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 農業振興におきましての農作物等災害対策事業補助金についてでございます。

まず、その前に熊用の箱わな備品購入費につきましては、この災害とはまた別でして、この箱わなについては猟友会のほうで使っていたものがちょっと壊れてしまったというようなことですので、その分を購入をさせて、今回補正で対応させていただくというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと申します。

536万6,000円の件でございますが、これは先ほど総務課長からもありましたとおり、令和2年から3年までの冬季の大雪災害ですね。豪雪対策、災害におけるものでございまして、施設、機械のもので主にハウスになります。スノーボール、さくらんぼ育苗ハウス等のハウスが倒壊したというようなことで、合計しますと10棟でございます。被害総額につきましては1,072万円でございます。その半分、国・県・町でそれぞれ2分の1の補助で対応させていただくというようなことでございまして、補正の536万6,000円というようなことでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

古澤議長 2点目の答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 ただいまの佐藤耕二議員のご質問でございますけれども、町立病院としての対応ということでご説明申し上げますが、町立病院の清掃委託につきましては、山形屋産業の方が入っているわけでございますけれども、いわゆる医療従事者のワクチン接種につきましては、病院患者と直接対面する方については該当するということでございますので、既に終わりました医療従事者のワクチンの範疇の中で、清掃をされる方につきましても接種は完了しているというようなことでございます。

以上です。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 豪雪によるハウスが10棟ということでしたけれども、やはり何か所か見ておりますけれども、その程度というか、あるかと思うんですよね。全壊なのか、半壊なのか、その辺はそれによって補助率が違ってくるといふような理解でよろしいのでしょうか。1点お願いしたいと思っております。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 それぞれ全壊、半壊でございます。被害額がそれぞれ計算させていただいて、全ての補助率については2分の1でございます。したがって、全壊、半壊は関係ございませんので、よろしく願いいたします。

古澤議長 ほかがございませんか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 私から3点お願いします。

まず1点目は、14ページの2款総務費の開発費で、先ほど菅野議員からも話ありましたけれども、ちょっと私は別な観点から疑問なんです。検温機ということで購入する。3月の

補正のときに90万だから、商工業団体の支援事業というのが、たしかそういうふうなコロナ対策に対する補助金だったと思うんです。

それが今回繰り越しているわけだと私は認識しているんですが、一般の企業がそういうものを買った場合は補助をもらう。今回、総合開発関係で株式会社です。ただ、間接民営であるから役場で全部そういうものは与えてやるんだというような発想なのか。役場で使う、あいで使うのとはちょっと意味合いが違うのかなというふうに感じたので、そこを1点お願いします。

あと2点目ですけれども、15ページの民生費で検査ですね、PCR検査補助をする。5,000円を負担して、病院で幾らで設定しているのか、2万5,000円だとすれば2万円、1人当たり。それを町から病院に行くということなんでしょうけれども、これは病院のホームページを見ますと、PCR検査と抗原定性検査という2つあります。

抗原定性検査ですと簡易的にやれる。PCR検査も、そっちも2つとも5,000円補助でやるのか、PCR検査だけ5,000円補助で、その差額を町から負担するのか。

あとは、もう一つは年齢ですよ。何か65歳か64歳以下ということなんですが、何でその年齢制限をしなきゃならないのか。65歳はもうワクチンをほとんど打つからというのかどうか。別に年齢制限をしなくても、受たい人は5,000円を補助を出してもらって受け取らえばいいのかなと。

あと、町外に住む大学生とか何かは、令和2年4月何日かの年、30歳以下となっています。今は令和3年ですので、ちょっといろいろちぐはぐなところがあるので、確認をしたいと思えます。

あと、もう1点だけですけれども、18ページの8款の土木費で、全協でも話ありましたケーシーフレームさんと吉川の建物、これを手を加えるということなんですが、後で出てくる志津会館の隣の建物です。

昨年7月に臨時議会のときに取下げになったときも、ちょっと私は見て写真を撮ってきたんですが、7月9日、それと比べると今現在かなり進んでいます、傷みが。あれが月山から下りてくる風で、まともに下の駐車場に飛んで行くような状態です。それが今回の三百何万の中にもう最初から該当なかったのか、最初は検討したんだけど、それを省いたのか。

今から観光地で人が来る、中には入らないとも限らない。民間の土地ですので、何とも必要はないんでしょうけれども、勝手に入ることができるというようなことが今回の補正予算の中で検討されたのかどうか、お願いします。

古澤議長 1点目の答弁は土田商工観光課長。

土田商工観光課長 このたびの備品購入、名水館及び水沢温泉館、大井沢温泉館への検温モニターの設置についての質問であります。この今申し上げました施設につきましては町の施設というふうになっておりまして、この検温機につきましてもその施設のものというようなことで、この町の予算のほうからの購入ということでさせていただきたいと思っております。

そして、民間の方々というふうなことであります。商工業の小規模事業者持続化補助金というふうなことで、商工会を通しましての補助にはなるんですが、コロナに関わる、例えば検温機とか、空気清浄機のようなものを設置する場合に、商工会を通した補助を出す、上限20万円というふうな、事業費の3分の2の補助率というふうなことでございます。

以上です。

古澤議長 2点目の答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 ただいまのご質問でございますけれども、5,000円の補助というのは、補助の内容は、PCR検査のみに限定をしております。抗原検査につきましては、以前説明したこともあるんですけれども、いわゆる発熱等患者さん、発熱外来の患者さんについては抗原検査をしますが、いわゆる無症状者に対する5,000円の補助についてはPCR検査のみでございます。

それは抗原検査のほうの正確性があまり高くないということもございます。ただ、検査結果は早いんですけれども、なので抗原検査等はPCR検査を、例えば発熱患者の方については両方する場合もあるというふうなことでございます。ということで、補正についてはPCR検査のみというふうなことでございます。

あと、ちょっと年齢制限のことについては今は手元に資料もないので、後ほど確認してお答えしたいと思います。希望される方については検査を行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

古澤議長 追加答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 PCR検査の事業、65歳以上の高齢者に分けているというふうな事業の内容でございますけれども、この件につきましては、65歳以上の高齢者につきましては、補助金の該当事業となっております。最初にこの事業をつくったということで、その後64歳

以下は補助金該当なしで町単のみというようなことで事業をつくっております。

分けました理由といたしましては、県のほうの指示がございまして、補助事業のほうと町単の事業というようなことで関係、分けるようにという指示がございまして、事業のほうを分けているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

古澤議長 3点目の答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 3点目の管理不全の空き家等の、今回の補正予算では応急措置ということで計上させていただいておりますけれども、それに係るご質問にお答えさせていただきます。

議員のご質問の検討をしたか、しないかということで、今回の応急措置に関しては、ご指摘の事案については検討いたしておりません。

と申しますのは、議員もご案内のことと存じますけれども、私どものほうで今回議会のほうに、不全管理の空き家の応急措置に伴う予算を計上させていただいた予算案をお出ししたのは初めてでございますけれども、一方では、2年ほど前から、まずは議員からもただいまご指摘ありましたように、観光立町、いわゆる観光に力を入れている町として、いわゆるその目玉でもあります月山、そして月山志津温泉のエリア内に、見たところどうもいかなものかという建物があるのも大きなマイナスになるというような考え方もございまして、いわゆる解体をされる際の補助ということで、町単独費にはなりますけれども、観光エリア、観光地域の解体建物の補助制度というものを要綱上制度化してございまして、予算的にも措置しておるところでございます。

ただ、議員もお考えになっておられるかと思っておりますけれども、解体の補助といいましても、全額町で助成するというものでは決してございません。やはり、所有者ご本人の負担というものも当然出てまいりますので、その一部を町のほうで補助しながら環境の改善、あるいは危険建物の除却というものを図るわけでございますので、そういったご本人の様々な事情等もあるということもございまして、なかなか進んでいないという面もございまして。

そういったことで、今回の不全管理の空き家にプラスしましても、そういった観光地域での空き家の解消、そういったものの対策等についても、町のほうでもこれまでも検討してまいった経過がございますので、よろしくご理解くださるようお願い申し上げるところであります。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 1点目の90万に対して最高20万まで、民間の業者さんには補助をしますと。民間の方々から見れば、総合開発さんも株式会社で利益を得て、いろいろ社員を賄っているわけですので、何ぼ建物は町とはいえ、ちょっと差別じゃないんですけれども、何でそこだけ満額なんだというようなことにならないのかなと。

あとは、備品なのか、施設のほうに該当するのか、消耗品なのか、そこら辺の区別もあるんでしょうけれども、どこまでがそういう町で物をそろえてやればいいのかと。今後もやっぱり考えていかないと、こういうときにちょっとこの範疇が分かってこなくなるのかなというふうに思いますので、そこら辺をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、最後の空き家解体ですけれども、今回の3か所に関しては、やっぱり一義的には危ない。あと、景観も悪いと。ただ、相手がいないのと、いても連絡がつかないところと、もらえる可能性もないということ承知で手を加えるわけです。

あそこの隣の建物は、やっぱり見栄えもそうですけれども、もし観光客とか地元の人がけがをした場合どうするのかとなれば、それは所有者の問題なんでしょうけれども、今回の三百何万の予算をしてそれを請求はするものの、そういうものに関してやっぱり今から志津温泉を整備していこうというときに、ああいうもうほとんど半分潰れかかっている建物ですから、そこら辺は先ほど言ったように行政で全部というわけにはいかないんでしょうけれども、所有者にきちんと交渉するとか、話をして、対処を検討していただきたいなと。

でないと、幾ら志津会館を新しくしても、もう観光客から見れば何だと、こうなるわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

古澤議長 ほかほかございませんか。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 10款4目の社会体育総務費で、オリンピックのホストタウンのことでちょっと追加、この前一般質問をやりましたけれども、この前聞けなかったことを確認させていただきます。

寒河江市でも韓国からのオリンピックの選手団を、事前合宿はもう中止ということになりました。コロナ禍の中で非常に町民の方も心配されていますということで、3点だけ確認させてもらいます。

1つは、町の職員が直接関わりますけれども、専門的に何人ぐらい関わられるのかということ。宿泊施設職員、現地案内職員、練習会場職員とこの前説明ありましたが、何人ぐらい専門的に関わるかということが1つ。

それから2つ目、病院、もし選手団が入院、熱が出てきたと、体調が悪いとかということになれば、当然病院にかかるということになります。そういう対応というのは、町立病院でするのかどうかということです。

それから3つ目です。先ほど大泉議員からもありましたけれども、移動手段ですね。町内の業者を使うのかということ。その3点を質問します。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 ただいまのご質問3点のうち、まず1つ目でございます。選手との関係でございますが、一定の接触がある職員ということでございますが、町の職員の関係ということでは6名、ほぼ何らかの一定の接触がある者ということで、6名を見ております。

次に、体調不良の場合、もしくは入院など必要の場合などの対応ということでありますが、これについては県のほうのホストタウンの受入れの統括の課と、それからこの辺りでは村山保健所との連携を取って、こういった対応を行っていくというガイドラインになってございます。そういった広域的な中での受入れ等について行っていくということでございます。

次に、移動手段ということでございますが、現在予定しておりますのがいわゆるワゴン車をレンタル、レンタカーで使用します。2台ほど予定をしておりますが、その運転をされる方、プロのドライバーというようなことで、町内にありますタクシー会社さんのほうにお願いをして対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） オリンピックに関しては、専門家の方々が本当に心配されています。人流が増えると。あと、感染者が当然増えると。亡くなる方も当然増えるわけですので、ですから、日本共産党は命をあくまでも守るということで、無謀なオリンピックはやっぱりやめるべきだということを主張していますけれども、西川町のほうもなかなか国の、政府のほうの先が見えない状況の中で非常にご苦労されていると思いますけれども、やはりオリンピック第一じゃなくて、コロナ対策第一に考えてぜひよろしくお願いしたいということで、質問を終わります。

古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第35号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食をいたします。

再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 6 分

再開 午後 1 時 0 0 分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第36号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

飯野健康福祉課長。

〔健康福祉課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野健康福祉課長 議第36号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれ7億5,483万4,000円とするものであります。

4ページをご覧ください。

歳出から申し上げます。

第1款第1項第1目の一般管理費について、介護認定ソフトのバージョンアップに伴い、OMRと略されております光学式マーク読み取り装置からのデータ取り込みに係るシステム改修委託費40万7,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、歳出に係る財源を第7款第1項第4目その他一般会計繰入金として40万7,000円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第36号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第37号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

眞壁建設水道課長 議第37号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

予算第4条の資本的収入及び支出につきまして、既決の収入予定額1億91万7,000円に370万円を追加し1億461万7,000円とし、既決の支出予定額1億7,221万3,000円に376万2,000円を追加し1億7,597万5,000円といたすものであります。

支出からご説明いたします。

4ページをお開きください。

1款1項1目増設改良費の工事請負費に376万2,000円を追加するものであります。主要地方道、大江西川線道路災害復旧工事に伴い、大井沢地区の導水管布設替工事を行うものであります。

収入につきましては、1款4項1目企業債に370万円を追加するものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,129万6,000円を7,135万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,037万円を1,071万2,000円に、当年度分損益勘定留保資金6,092万6,000円を6,064万6,000円に改めるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第37号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、追加日程第10、議第38号 令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事（R2災）請負契約の締結について、追加日程第11、議第39号 令和3年度志津会館整備工事請負契約の締結についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第10、追加日程第11号を直ちに議題とすることに決定しました。

2議案の提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第38号につきましては、令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事（R2災）請負契約の締結についてであります。

令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事（R2災）について請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第39号につきましては、令和3年度志津会館整備工事請負契約の締結についてであります。

令和3年度志津会館整備工事について請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 追加日程第10、議第38号 令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事（R2災）請負契約の締結についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

工藤産業振興課長。

〔産業振興課長兼農委事務局長 工藤信彦君 登壇〕

工藤産業振興課長兼農委事務局長 議第38号 令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事(R2災)請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本工事につきましては、令和2年7月豪雨災害復旧事業であり、株式会社佐藤建設、千成興業株式会社、遠藤建設株式会社、株式会社石橋組、月山建設株式会社、設楽建設興業株式会社、まるか菅野建設株式会社の7名を指名いたし、指名競争入札を実施した結果、西川町大字間沢114番地5、遠藤建設株式会社、代表取締役遠藤博良が8,350万円で落札いたしましたので、消費税込み9,185万円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者予定価格等につきましては、配付いたしました資料に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。設計金額は消費税抜きで8,355万9,000円、予定価格につきましても同額となっております。工期につきましては、令和4年3月31日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第38号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第11、議第39号 令和3年度志津会館整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田商工観光課長。

〔商工観光課長 土田浩行君 登壇〕

土田商工観光課長 議第39号 令和3年度志津会館整備工事請負契約の締結について、補足

説明を申し上げます。

本議案につきましては、株式会社佐藤建設、大東建設株式会社、高子建設株式会社、林建設株式会社、株式会社黒田組、青山建設株式会社、株式会社高木の7者を指名し、6月10日に入札を行った結果、石川町大字入間334番の1乙地、株式会社佐藤建設、代表取締役佐藤重信が8,200万円で落札いたしましたので、消費税込み9,020万円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、予定価格等につきましては、配付いたしました入札内訳資料に記載しておりますのでご覧ください。設計金額は消費税抜で8,264万円、予定価格も同額となっております。工事の内容につきましては、既存の志津会館を解体し、新築工事を行うものであります。工期は令和4年3月18日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 何点かお願いします。

工期に関してですけれども、去年取下げたわけですから、その後、前課長あたりの説明ですと、もうとっくに発注になって、仕事をやっている時期かなと思ったんですが、その遅れた理由をお知らせ願いたいというふうに思います。

あと、西山杉を使え、使えということで奨励をしているわけです。町外に売った場合は5%の補助を出すというようなことでやっているわけですが、これはちょっと今回のこれに関係ないのかどうか、答えられるのは分かりませんが、今回の志津会館に当たって、西山杉をアピールするような、どういう設計になっているのか、そこら辺ちょっと聞かせてもらわないと、聞かれたときも答えようがない。外装に使うんだとか、中にいろいろ使うんだとかというのがあるとは思うんですが、答えられないのであれば構いませんが、お願いしたい。

あと一つ、同じ場所に既存の建物があって、それを解体して新築をすると。普通であれば、解体工事をやって、それから更地になって新築発注ということなんでしょうけれども、そこら辺を分けた理由があればお願いします。

古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

土田商工観光課長 佐藤仁議員の質問にお答えいたします。

最初1点目、工事の発注が遅れたのではないかと、その理由はということでもありますけれ

ども、この志津会館の建設に当たりましては、昨年度設計のほうを行いまして、4月当初のほうから発注をかける予定ではございましたが、地すべり等防止法第18条1項に、この工事の行為を制限するものというふうなことでありまして、その中には、建物を建てる場合ですと、平米当たりの荷重が10トンを超える場合、あと、掘削する場合は掘削深が2メートルを超える場合にその行為に制限がかかるということで、その制限行為を行う場合には許可が必要になってきまして、4月に入りましてすぐ国土交通省のほうの東北地方整備局のほうと、新庄河川事務所を介してにはなるんですが、協議を行いまして、許可、協議のほうが整いましたので、このたびの発注ということになりました。

あと、第2点の西山杉をアピールするものというようなことでありますけれども、今回の建物は公民館ということで、1区間のスパンがちょっと長いものですから、なかなか西山杉材で構造材というふうなことではいきませんで、米松を使った硬いものというようなことで、ある程度この強度の設計もできる、構造計算できるような材料を使う必要があるということで、西山杉を使う場所、量というのは限られてきております。

ただ、その西山杉をアピールというのはやはり必要かなというようなところもありますので、志津会館のホールといいますか、大広間のところに西山杉を使ったレリーフのようなものをつくるというふうなことで、中のほうでは考えております。

あと、建設場所が同じ場所というふうなことで、通常は更地にして発注するというのではないかというような質問だったと思うんですが、このたびはその解体工事も併せて発注させていただいたところでありまして、解体した後、その上に改めて建設するというような設計にさせていただきました。

以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 発注時期の遅れというのは、その地すべり対策が抜けていたということだと思います。確認申請は通ったけれども、別な機関での許可を忘れていたのか、本来であれば役所のほうでも教えてくれれば親切なんでしょうけれども、特別地帯なのでね。それを設計事務所とか、担当者のせいにもできないと思います。それはしょうがないと。

ただ、それはやっぱり全員協議会、去年からずっと問題になっていて、日程もお示しがあって、年内に完成だというような話はあったわけですので、ちょっと状況をやっぱり途中経過としてお知らせしてもらえればいいのかと。

別に、議会さ報告せねばうまくね、そういうふうな高飛車に出るのではなくて、そういう

ちょっとしたやっぱり報告があってもいいのかなというような点を、今後ともお互いに意地を張るような政策ではないので、ああ、そうかというんでそこで済むわけですから、それはそれで今後ともお願いしたいなというふうに思います。

あと、材木に関しては今、材木は非常に高騰してお金を出しても買えないというような状況です。うち契約しても、もうちょっと半年待ってけるとかというのは、ざらに今はありますよね。木材が入ってこない。外材が入ってこない。

それはそれでいいんですが、内装に使うというのは、志津会館ですよ。地元が使う趣旨ですよ、観光施設ではないので。ということは、2階の会議室か何かにレリーフとはいうものの、一部の人しか見れないと。観光客は見れないと。

外装に例えば化粧材として張るとか、例えばバスの待合場に仕上げ材として板を張るとか、それが西川杉だとか、やっぱりそういうもので外部の方に西山杉にはいいんだというようなことで、構造材に、隠れたところにだけ使うものではないわけですので、そこら辺もうちょっと、片やほかの産業振興課のほうでは材木を使ってくれというアピールをされていて、いざ公共、西川町の建物を使うときに、それをアピールしない手はないわけですよ。

そこはやっぱりやっていただかないと、本来はまずい。まずいわけじゃないですけども、やっぱり西川杉を推奨するには、絶好の建物なわけですよ、観光地ですから。だから、そこはちょっと残念だなというふうに思います。

それと、この工期に関してですが、さっきなぜあの解体と本体工事を一緒にしたのかといえば、こういうことがあれば解体工事は最初に発注しておけば仕事は進むわけですよ、今でも。それで、許可が下りたときに新築工事を発注すれば、その期間というのは工期が詰められるわけですよ、本来であればね。

だから、3月18日というのは、1月1日が3月18日までというのは工期が入っていないようなもんです、あそこの場合。仕事できないわけですから、ほとんど。できないことはないですけども、大変なコストがかかると。だから、そういう意味で私は聞いたわけで、別に意地悪するつもりでその解体と本体を、一緒にしたのはなぜだということを聞いたわけですよ。

いろいろな知恵があったと思うんです。今さらではしようがないんでしょうけれども、ただ、その仕上げ、西川杉に関してもちょうどお願いします。

古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

土田商工観光課長 外部の人にもというようなことで、見えるようにというようなところで

ありますけれども、志津会館の中ですが、公民館にはなるんですが、実際の志津のバス停の前にありますので、そのバスで待つ方の待合所的な、中に入って待てるというような使い方もしていきたいと思っております。そうした場合には、そこに人が入るわけですので、そのレリーフが見えると。

あと、トイレも旅行者の方に使わせるというふうなことも考えておりますので、その際も目に入るというようなことで、西山杉、やはりPRは必要だと思いますので、そういった、今回はそういうふうなところでのPRを主体だというようなことでの考えたところがございます。

あと、地すべりの同じ場所というふうなことで、解体の発注を先にというふうな話でしたが、解体する上でも掘削も伴うということになりますので、基礎を壊すということですので、そこもちょっとできなくて今回というふうなことで、最初から一緒に発注する予定ではありましたが、分けた場合も許可後というふうなことでの土の動かし方しかできないというふうなことで、今回というふうなことであります。よろしく願いいたします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 分かりました。

それでちょっとこれ、発注に関係ないのかもしれませんが、この前、1週間ほど前に行って見てきたんですけれども、中身が去年の7月と変わっておりません。行事日程の黒板も去年の7月9日と同じです。2階の集会場の障子もぼろぼろです。全部オープンです、去年と同じです。ということは、1年間使っていないということです。

これが新しく建物をやって、そういう状態では困りますので、観光客も全部入ります。地下も、1階も、トイレも全部。トイレは開けっ放し。なので、できた場合はきちんと管理をするようにというふうな指導は、やっぱり付け加えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 ほかはございませんか。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 私からは今、佐藤議員のほうからもちょっと話ありました解体と新築一体ということですがけれども、ちょっと予算書がないんで分からないんで質問させていただきます。

当初の予算には解体費用でなくて設計費用で載っていたと思ったんですけれども、解体費用というのは今回皆で9,020万という請負なんですけれども、そういう解体費用も含みでいいんだという考えでなったんでしょうか。

それからもう一つ、今も木材の高騰の話ありましたんですけれども、今後やっぱり材木が上がって、西山杉も使うのは一部だけだということであれば、輸入材とか入らない、高騰しているというときに、9,020万では出来上がらないと。

入札したから当然してもらうのは当たり前でしょうけれども、今は2割から3割上がっているという状況の中で、新築予算の追加の予算というのは認める方針なのか、絶対駄目ですというのか、この辺入札ですからこのままでいくということなんでしょうけれども、この辺ちょっと私は分からないので教えていただきたい。

古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

土田商工観光課長 この令和3年度の当初予算に組んでおります志津会館の建設費につきましては、解体工事も含めた金額で載せさせていただいております。

あと、工事の管理につきましては、管理を委託して工事の管理を行っていただきますので、その分は委託料として当初予算のほうに盛り込ませていただいております。

それから、木材の高騰しているということで、その高騰しているために工事価格の変更をするのかどうかというご質問だと思いますけれども、木材につきましてはウッドショックと言われるようなことで、なかなか物が、米松とか、構造材に使われているものがなかなか入ってきていないという話は聞いているところでございます。

今回発注させていただいたところですので、どのくらいの入荷に時間がかかるのか、それから入ってきた場合の価格というの、まだちょっと業者さんのほうからこれから本契約になりますんで、その後だと思しますので、その状況を見て考えたいなと思っておるところでございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 輸入材入らない、単価が上がっているというのは皆さんもご存じだろうと思っておりますけれども、やはり住宅の新築もストップしているのも相当あるということで、工期が分からないというのが今現状で起きているということで、NHKのニュースでもがんがんに流れておりますけれども、そういう状況の中で請負契約というのは、結ぶほうも結ばれるほうもなかなか大変だろうと思っております。

だから、その辺は例えば3割材料上がった、何千万上乘せになったなんてというと、もう1億何ぼになる物件になる、例えばですよ。なることになるので、その辺も含めて、今から言うのもおかしいんでしょうけれども、この辺の上がった場合の対応策なんかを考えておかれたほうがいいのかなど。でないと、すぐ補正予算組みますなんて言われても、なかなかど

うなのかなという気がしておりますので、ぜひその辺の検討をこれからするのかどうかお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、今回の入札の件、契約の関係であります。今回の建築総額につきましては、あくまでも公共施設の単価で計算しているというような状況です。ですから、今どの程度の価格の高騰がなっているのか、これは全然数値としては捉えられていないようでありまして、今回の計画につきましては、あくまでも今申し上げましたように公共施設の単価表を用いての試算であるということでありまして、議員おっしゃるように、もし今後木材価格が極端に伸びて、そういった場合どうするのかということでありまして、状況を見ながらと思っています。そして、どうしてもなればですが、そういった場合は議会のほうでもご相談しながらするしかないというふうに思います。その節はまず、それまで、情報等もこちらでも十分把握したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） そこで、先ほど佐藤仁議員が言った、町内産材を使ってもらえばあまり価格変動はないというふうなものでなかったかなと。構造上の問題で使えないということであればあれですけども、西山材をふんだんに使った設計であれば、価格変動はあまり関係なかったのかなというふうな気がしておりますので、これからいろんな輸入材とか、材料も多分入らないと思っております。今でも入らないところ、四苦八苦しているところはいっぱいありますので、これよりも多分金額的には増えてくるだろうと私は予想しています。できるだけ早く情報をつかんでいただいて、議会のほうにもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第39号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 請願の審査報告

古澤議長 日程第7、請願の審査報告を議題とします。

継続審査としております請願第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」を求めることに関する請願書について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、佐藤光康議員。

〔総務厚生常任委員長 佐藤光康議員 登壇〕

総務厚生常任委員長（佐藤光康議員） 総務厚生常任委員会に付託されました請願について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

件名

請願第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」を求めることに関する意見書

付託年月日

令和3年3月2日

審査の結果

願意は適当と認め、採択。

委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨、決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

#### 議員派遣について

古澤議長 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

#### 閉会中の継続調査申出

古澤議長 日程第9、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長、総務厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

それぞれの委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程の追加

古澤議長 ただいま3番、佐藤光康議員から、発議第2号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」を求めることに関する意見書が提出されました。

ここで、議案書を配付します。

〔議案書配付〕

古澤議長 これを議事日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第12、発議第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」を求めることに関する意見書とします。

意見書の提出について

古澤議長 追加日程第12、発議第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」を求めることに関する意見書を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 提出者の説明を求めます。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」を求めることに関する意見書であります。ただいま議事係長が朗読したとおりであります。

提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第2号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。  
会議を閉じ、令和3年西川町議会第2回定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員